

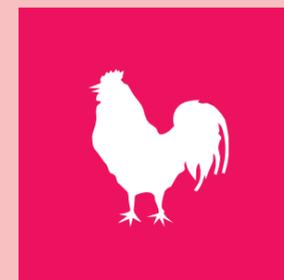
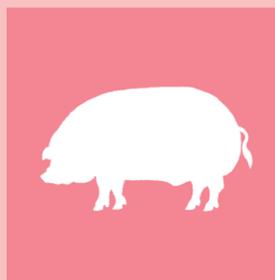
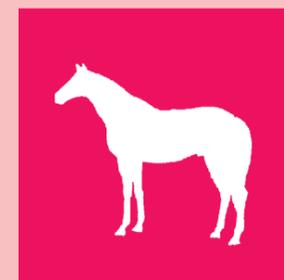
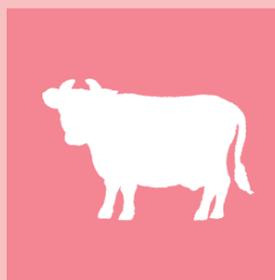


いのちみつめる。いのち育む。
社団法人 **日本獣医師会**

災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン

日本獣医師会小動物臨床部会動物愛護福祉委員会
「災害時動物救護活動地域マニュアル策定のため
のガイドライン」検討小委員会報告

災害時動物救護の地域活動マニュアル 策定のガイドライン



平成19年 8 月

社団法人 **日本獣医師会**

社団法人 日本獣医師会

目 次

1 はじめに	… 1
2 動物救護活動の法令上の位置づけ	… 2
(1) 災害対策基本法	… 2
(2) 動物の愛護及び管理に関する法律	… 3
(3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	… 4
(4) その他（災害・防災に係る法令）	… 7
3 地域活動マニュアル策定（改定）に当たっての留意事項	… 9
(1) 被災動物等に関する都道府県の現状	… 9
(2) 自治体が策定している地域防災計画の確認と地域活動マニュアルの整合性	… 9
(3) 地域活動マニュアル策定（改定）委員会	… 9
(4) 地域活動マニュアル策定（改定）委員会の位置づけ	… 10
(5) 地域活動マニュアル策定（改定）委員会の構成	… 10
(6) 地域活動マニュアル策定（改定）に関して考慮すべき事項	… 10
(7) 地域活動マニュアル策定（改定）に際しての参考	… 11
4 地域活動マニュアルに収載すべき事項	… 19
(1) 平常時の活動	… 19
(2) 発災～24時間の活動（初動体制）	… 24
(3) 24時間～48時間の活動（前期救護体制）	… 26
(4) 48時間～72時間の活動（中期救護体制）	… 29
(5) 72時間以降の活動（後期救護体制）	… 31
(6) 復興時期の活動	… 32
(7) 終息期の活動	… 35
5 緊急災害時動物救護活動体系図	… 36
(1) 動物救護活動の組織図	… 36
(2) 災害時動物救護活動フロー	… 37
6 委員名簿	… 38
参考資料	… 39
（地域活動マニュアル策定（改定）に当たっての参考資料）	
1 動物救護活動の法令上の位置づけ	… 45
2 地域活動マニュアルに収載すべき事項	… 54

1 はじめに

我が国は、地震をはじめ多くの自然災害に見舞われてきた。緊急災害時における防災活動として先づ重要なのは、人命の救助と地域生活活動維持のための各種ライフラインの確保にあることは言をまたないが、特に犬・猫等の家庭動物が伴侶動物として国民生活に深く係る中で、次いで対応として家庭動物（ペット）が、そして牛・豚等の産業動物が命あるものの救護として話題になる。

これら動物の救護活動については、行政担当部局の指導の下、これまで、常に獣医師、獣医師会が動物愛護福祉関係団体とも連携し率先リードして対応してきた。

大災害の発生予知が困難である中、日頃より災害の発生に備えた動物救護活動の対応マニュアルを準備しておく必要があるが、災害の発生の形態は多様であり、また、発生現場の地元における被災動物の受け入れ対応、住民感情等にも地域性がある。

従って災害の発生を想定した動物救護活動のマニュアルは、各地域の特性等を踏まえたものとして行政部局、獣医師会、そして各地域の動物愛護推進協議会等が協議の上、整備しておくことが求められる。

このガイドラインは、過去における、阪神・淡路大震災、有珠山噴火災害、三宅島噴火災害、新潟県中越大震災における動物救護活動の経験を踏まえ、今後、各地域において緊急災害時における動物救護活動マニュアル（以下「地域活動マニュアル」という。）の策定を行うに当たり、検討のベースとなるものとして策定した。

内容は、①動物救護活動の法令上の位置づけ、②地域活動マニュアル策定（改定）に当たっての留意事項、③地域活動マニュアルに収載すべき事項、④動物救護活動の体系図に加え、緊急災害時に備え、また、緊急災害の経験を踏まえ作成した各地域の動物救護のガイドライン集や災害時における動物救護活動に係る関係機関・団体間の協定書等のヒナ型も併せ参考資料として添付した。

このガイドラインが有効に活用され、地域活動マニュアルが行政部局と獣医師会をはじめ関係団体との協議の下で順次、策定されていくことを期待したい。

2 動物救護活動の法令上の位置づけ

(1) 災害対策基本法

ア 災害対策基本法の目的(第一章 総則 第1条)

この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

イ 災害対策基本法における動物対策の位置づけ

災害時における動物救護に関する直接の規定はない。

<防災基本計画(抜粋)>

第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項は、おおむね次のとおりとする。(中略)

第2章 災害応急対策に関する事項 (中略)

10 災害時における動物の管理(衛生を含む。)及び飼料の需給計画に関する事項

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防上必要な措置並びに飼料の調達及び配分の方法に関する計画

(以下、略)

ウ 具体的な取組みの状況

法第三章 防災計画 第40条に基づく「都道府県地域防災計画」等の作成に際し、「動物愛護(動物救護)」に関する事項を項目として取り入れる自治体がみられる。

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律

ア 動物愛護管理法の目的

(ア) 目的(第一章 総則 第1条)

この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(イ) 基本原則(第一章 総則 第2条)

動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

イ 動物愛護管理法における動物対策の位置づけ

災害時における動物救護に関する直接の規定はない。

ただし、動物愛護管理法 第二章 基本指針等 第5条に基づく、環境大臣の定める『動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)』において、第2 今後の施策展開の方法 2 施策別の取組の(8)として『災害時対策』が示され、同法第6条(動物愛護管理推進計画)に基づき、都道府県はこの基本指針に即して当該都道府県の区域における『動物愛護管理推進計画』を定めなければならないと規定されている。

<動物愛護管理基本指針(抜粋)>

- 第2 今後の施策展開の方法 (中略)
- 2 施策別の取組 (中略)
- (8) 災害時対策

① 現状と課題

地震等の緊急災害時には、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきている。今後とも引き続きこれらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速に行われるようにするための体制を平素から確保しておく必要がある。

② 講ずべき施策

ア 地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて、動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ること。

イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

ウ 具体的な取組みの状況

環境大臣が定めた『動物愛護管理基本指針』に即した都道府県の『動物愛護管理推進計画』が策定される中で、既に、地域防災計画等に動物に関する災害時対策が取り入れられている都道府県を含め、見直し又は新たな策定の具体的な取組みが進み、災害時の動物の取扱いに関する位置づけの明確化と動物の救護活動の体制整備が期待できる状況となった。

(3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

ア 国民保護法の目的（第一章 総則 第一節 通則 第1条）

この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年6月13日法律第

79号。以下「事態対処法」という。)と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

イ 国民保護法における動物対策の位置づけ

災害時における動物救護に関する直接の規定はない。

ただし、「国民保護法(平成16年6月18日法律第112号)」第一章 総則第32条(基本指針)に基づき、平成17年3月25日、閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」(第4章第1節4(8))において、以下の記載がある。

<国民の保護に関する基本指針(抜粋)>

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

4 避難住民の誘導

(8)住民の安全の確保等

○国〔環境省、農林水産省〕は、要避難地域等において飼養又は保管されていた動物の保護等に関する配慮についてそれぞれその国民保護計画において定めるとともに、地方公共団体が配慮すべき事項について基本的な考え方を示し、これを踏まえ、地方公共団体は、当該配慮についてその国民保護計画において定めるよう努めるものとする。

また、法第一章 総則第33条(指定行政機関の国民の保護に関する計画)に基づき、平成17年10月に作成された「環境省国民保護計画」(第3章第1節3)において、「家庭動物等の保護等」に関する記載がある。同様に、「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」(第1章第2節9及び第2章第2節3(9))において、「家畜の保護に関する備え」、「家畜の保護に関する配慮」に関する記載がある。

<環境省国民保護計画（抜粋）>

第3章 環境省が実施する国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

3 家庭動物等の保護等

- 自然環境局総務課は、武力攻撃事態等において要避難地域等を管轄する地方公共団体が危険動物の逸走対策や家庭動物等の保護等の活動を行うに当たり参考となる活動事例集やガイドラインを作成するものとする。
- 自然環境局総務課は、武力攻撃事態等において、自らの判断により、又は、地方公共団体からの要請に応じ、危険動物が逸走した場合や家庭動物等の保護等に関して必要な情報提供又は支援を行うものとする。
- 自然環境局野生生物課は、武力攻撃事態等において特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物のうち人の生命・身体に対して危険を及ぼすおそれのある生物（以下「危険な特定外来生物」という。）の情報を迅速に引き出すことが可能なデータベースを整備するものとする。
- 自然環境局野生生物課は、武力攻撃事態等において、危険な特定外来生物が逸走した場合は、関係住民、都道府県、市町村に対し、人の生命・身体の安全確保に必要な情報提供を行うものとする。
- 自然環境局野生生物課は、地方公共団体等の関係機関と連携しながら、職員の安全を確保しつつ、可能な範囲で、逸走した危険な特定外来生物の迅速な捕獲等を行うものとする。

<農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画（抜粋）>

第1章 武力攻撃事態等に備えた平素からの措置

第2節 武力攻撃事態等に備えた措置

9 家畜の保護に関する備え

生産局は、家畜の所有者、地方公共団体等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家畜の保護やその支援のための連絡体制、関係団体及び都道府県との役割分担や協力体制について、あらかじめ整備するものとする。

第2章 武力攻撃事態等における措置

第2節 武力攻撃事態等における国民保護措置

3 武力攻撃災害への対処に関する措置

(6) 家畜の保護に関する配慮

生産局は、武力攻撃事態等において家畜の所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家畜の保護又は適正な飼養等の活動を支援するため、自らの判断により、又は、都道府県からの要請に基づき、関係団体等に対する家畜の移動手段、移動先、飼料等の確保の要請、家畜の所有者や地方公共団体等に対する情報提供等必要な措置を講ずるものとする。

ウ 具体的な取組みの状況

環境省、農林水産省は基本指針における要避難地域等において飼養又は保管されていた動物の保護等に関する配慮すべき事項について、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」としてとりまとめ、平成17年8月31日付けで都道府県国民保護法制担当部局あて通知し、都道府県、市町村作成の「国民保護計画」において配慮すべき事項として示している。

(4) その他(災害・防災に関する法令)

緊急時災害時動物救援活動の実施に当たっては、以下の関連法令の規定に留意する必要がある。

ア 震災対策関係

- ・地震防災対策特別措置法
- ・大規模地震対策特別措置法 等

イ 火山対策関係

- ・活動火山対策特別措置法

- ウ 予防対策関係
 - ・国土形成計画法 ・建築基準法 ・森林法 ・漁港漁場整備法
 - ・道路法 ・河川法 ・工業用水法 ・豪雪地帯対策特別法 等
- エ 応急対策関係
 - ・災害救助法 ・被災者生活再建支援法
- オ 災害復旧及び財政金融措置
 - ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 等
- カ 阪神・淡路大震災関係
 - ・阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律 等
- キ 台風関係
 - ・台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法 等
- ク 原子力施設対策関係
 - ・原子力災害対策特別措置法

3 地域活動マニュアル策定（改定）に当たっての留意事項

（1）被災動物対策等に関する都道府県の現状

災害時には人命救助等が最優先であることは当然として、近年の人と動物とのより強い結びつきから、単に動物愛護の面だけでなく、災害時における被災者（避難者）の飼養する犬・猫等ペットはその被災者の家族の一員であり、また、避難生活等の難局を乗り切るための心の拠りどころ・同士のつながりとなっているといっても過言ではない状況があり、災害時の動物の取扱いはそれぞれの自治体においても重要な課題とし、災害対策基本法に基づく都道府県地域防災計画等に取り入れるケースがみられてきている。

また、動物愛護管理法に基づき環境大臣が定めた「動物愛護管理基本指針」では、今後都道府県が定め公表する「動物愛護管理推進計画」の中で、この被災動物等の取扱を講ずべき施策の一つとして示したことにより、都道府県地域防災計画等での位置づけや災害時動物救護体制の整備が促進される状況となっている。

（2）自治体が策定している地域防災計画の確認と地域活動マニュアルの整合性

災害対策基本法に基づき、都道府県防災会議が作成する『都道府県地域防災計画』における動物の災害時対策の位置づけ及び動物救護体制の整備が図られるよう、動物愛護管理法に基づく環境大臣の定める『動物愛護管理基本指針』に明示されている。

各地方獣医師会においては、地域活動マニュアルを策定（改定）して対応する必要があるが、その内容は、都道府県の作成する『地域防災計画』との整合性を図る必要がある。

（3）地域活動マニュアル策定（改定）委員会

地域活動マニュアルの策定（改定）に当たっては、都道府県の地域防災計画と密接な関係があるため、関係機関・団体等と緊密な連携の下に策定（改定）事務を円滑に進め、更には実務対応等の明確化を図るため「地域活動マニュアル策定（改定）委員会等」を設け、協議・検討・策定（改定）を図ることが望ましい。

(4) 地域活動マニュアル策定(改定)委員会の位置づけ

ア 地域活動マニュアル策定(改定)委員会は、獣医師会組織の一部門として位置づけることが望ましい。

イ 地域活動マニュアル策定(改定)委員会で策定等がなされた地域活動マニュアル(案)は、速やかな機関決定を経て、緊急災害時における迅速な組織対応に備える必要がある。

ウ 緊急災害時の救護活動を迅速かつ円滑に行うためには、平常時からの普及・啓発活動を含め、地域活動マニュアル策定(改定)委員会と他の委員会(災害対策委員会等)とが一体となり活動することが効率的であると考えられる。

(5) 地域活動マニュアル策定(改定)委員会の構成

ア 自治体の地域防災計画等との整合性を図ることが必須であることから、地域活動マニュアル策定(改定)委員会には、当該自治体行政機関の職員を委員として加える必要がある。

イ その他、地域の実情を勘案しながら、獣医師会が行う平常時の普及・啓発活動における他団体等との協働や災害発生時でのボランティアの受入れ等を想定し、動物愛護推進員・動物愛護団体関係者及び防災関係者等を委員として加えることを考慮する必要がある。

(6) 地域活動マニュアル策定(改定)に関して考慮すべき事項

獣医師会「地域活動マニュアル」の内容は、災害時の行政と獣医師会等民間組織で協働して組織する「現地動物救援本部」が設置された後は、この本部活動として位置づけられることが想定されるので、特に「24時間～48時間の活動(前期救護体制)」以降の活動内容については、この点を考慮して行政側と十分な協議等を行い、その意見等を反映しておく必要がある。

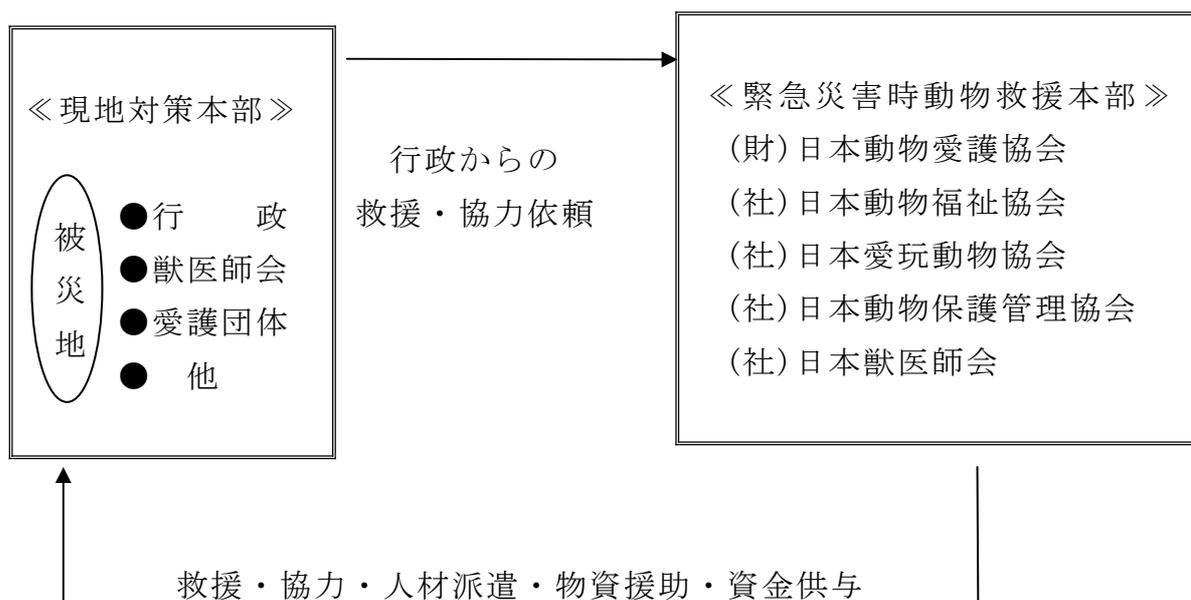
(7) 地域活動マニュアル策定（改定）に際しての参考

(行政機関と協働した「緊急災害時動物救援本部」の活動)

阪神・淡路大震災を契機として、動物愛護に携わる公益法人により組織された「緊急災害時動物救援本部」の災害発生時における被災動物の救護活動としては、以下のような取組がなされている。

- ア 災害発生当初の即応的な組織として、動物愛護に携わる公益法人5団体（(財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(社)日本愛玩動物協会、(社)日本動物保護管理協会、(社)日本獣医師会）で組織している「緊急災害時動物救援本部(事務局：(財)日本動物愛護協会・東京都港区)」が、
- イ 被災地の都道府県等行政の要請により「被災動物の救護等のための人材派遣・物資援助・資金供与及び救援活動を円滑に実施するための政府、都道府県等関係行政機関との連携・協力及び連絡調整等」を行い、
- ウ 被災地の都道府県等行政等による現地救援本部の立ち上げ等を支援し、現地救援本部等が立ち上がった時点で、それまでの「緊急災害時動物救援本部」の事務等を速やかに引き継いでいく方法をとっている。

< 「緊急災害時動物救援本部活動」 >



＜「緊急災害時動物救援本部」のこれまでの活動例＞

災 害 名	現 地 対 策 本 部 名	緊急災害時動物救援本部支援内容
阪神・淡路大震災	兵庫県南部地震動物救援本部	動物救援東京本部を設置して現地本部を支援
有珠山噴火災害	有珠山動物救護対策本部	人材・物資・資金の支援
三宅島噴火災害	三宅島噴火災害動物救援本部	三宅島噴火災害動物救援センターでの活動支援
新潟県中越大震災	新潟県中越大震災動物救済本部	現地救援本部設立までの間の仮本部設置

緊 急 災 害 時 動 物 救 援 本 部

1 救援本部の設立

緊急災害の発生に伴い、被災地域における動物たちの救護並びに飼養管理を円滑に実施することを目的に、平成 8 年 8 月に動物愛護に携わる公益法人により「緊急災害時動物救援本部」として設立され、緊急災害時動物救援本部運営要綱(別紙)に基づき運営されています。

2 目 的

救援本部は、動物愛護精神及び人間と動物の絆を守る観点から、天災・人災など不測の緊急災害に際し、被災した動物の救護等を行うことを目的としています。

3 事 業

救援本部は、目的を達成するため、次の事業を行うこととしています。

- (1) 被災動物の救護等のための人材派遣・物資援助・資金供与に関すること。
- (2) 救護活動を円滑に実施するため、政府、都道府県等の関係行政機関との連携、指導、協力を得ることとし、そのための連絡調整に関すること。
- (3) 緊急災害発生時の効果的な救援活動に資するための予防措置等に関すること。
- (4) その他救援本部の目的達成のために必要な事業に関すること。

4 活動資産

- (1) 救援本部は、事業を行うため、緊急災害時動物救援基金を設けています。

救援基金は、寄付金をもって充てています。

- (2) 救援本部の資産は、本部長がこれを管理し、その管理方法は、本部会議の議決を経て行われています。

5 構成団体

救援本部は、次の五団体により構成されています。

- ・ (財) 日本動物愛護協会
- ・ (社) 日本動物福祉協会
- ・ (社) 日本愛玩動物協会
- ・ (社) 日本動物保護管理協会
- ・ (社) 日本獣医師会

6 救援本部会議

- (1) 救援本部の運営に関する重要事項については、救援本部会議で議決されます。
- (2) 救援本部会議は、それぞれの構成団体役員の中から選出された委員により構成されています。

7 役員、監事、事務局(平成18年度現在)

- ・ 本部長：中川 志郎 (財) 日本動物愛護協会理事長
- ・ 副本部長：藏内 勇夫 (社) 日本動物保護管理協会会長
- ・ 幹事：兵藤 哲夫 (社) 日本動物福祉協会理事
西村 尚一 (社) 日本愛玩動物協会理事長
大森 伸男 (社) 日本獣医師会専務理事
- ・ 監事：佐々木 勲 (社) 日本愛玩動物協会常務理事・事務局長
古賀 俊伸 (社) 日本獣医師会次長

- ・ 事務局：(財) 日本動物愛護協会〔理事・事務局長 会田 保彦〕

8 事業の実施

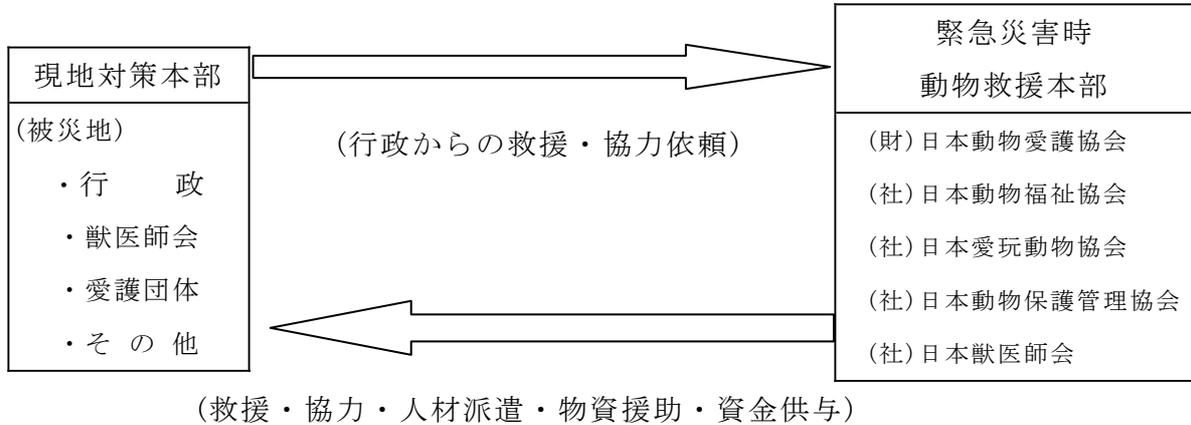
事業は、行政の要請に基づいて行われます。

〔事業〕

- 被災動物の救護等のための人材派遣・物資提供・資金供与
- 救護活動を円滑に実施するため、政府・都道府県等の関係行政機関との

連携

● 緊急災害発生時の効率的な救護活動のための予防的措置



9 これまでの活動例

災害名	現地対策本部名	緊急災害時動物救援本部支援内容
阪神・淡路大震災	兵庫県南部地震動物救援本部	動物救援東京本部構築
有珠山噴火災害	有珠山動物救護対策本部	人材・物資・資金の援助
三宅島噴火災害	三宅島噴火災害動物救援本部	三宅島噴火災害動物救援センターでの動物飼育管理
新潟県中越大震災	新潟県中越大震災動物救済本部	現地救援本部設立までの間の仮本部設置

緊急災害時動物救援本部運営要綱

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本会は、緊急災害時動物救援本部（以下「救援本部」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 救援本部は、動物愛護精神及び人間と動物の絆を守る観点から、天災・人災など不測の緊急災害において被災した動物の救護及び円滑な救護の確保を目的とする。

(事 業)

第 3 条 救援本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被災動物の救護等のための人材派遣・物資援助・資金供与に関すること
- (2) 救護活動を円滑に実施するため、政府、都道府県等の関係行政機関との連携、指導、協力を得ることとし、そのための連絡調整に関すること
- (3) 緊急災害発生時の効率的な救護活動に資するための予防措置等に関すること
- (4) その他救援本部の目的達成のために必要な事業に関すること

第 2 章 資産及び会計

(寄 附)

第 4 条 救援本部は、前条の事業を行うため、緊急災害時動物救援基金（以下「救援基金」という。）を設ける。

2 救援基金は、寄附金をもって充てる。

(資産の管理)

第5条 救援本部の資産は、本部長がこれを管理し、その管理方法は、本部会議の議決を経て別に定める。

(経費の支弁)

第6条 救援本部の運営に必要な経費として、救援基金の中から1%以内を支出する。

(収支決算)

第7条 救援本部の収支決算は、毎会計年度終了後、本部長が作成し、監事の監査を経て、本部会議の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第8条 救援本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 構成、救援本部会議

(構成団体)

第9条 救援本部は、次の団体により構成する。

- (1) (財)日本動物愛護協会
- (2) (社)日本動物福祉協会
- (3) (社)日本愛玩動物協会
- (4) (社)日本動物保護管理協会
- (5) (社)日本獣医師会

2 救援本部の目的に賛同する公益法人及び賛助団体が救援本部に参加しようとする場合、又は、救援本部を構成する団体（以下「構成団体」という。）が救援本部から脱退しようとする場合には、本要綱で定める救援本部会議において承認を得なければならない。

(救援本部会議)

第10条 救援本部会議は、救援本部の運営に関する重要事項について議決する。

- 2 救援本部会議は、それぞれの構成団体の役員の中から選出された委員により構成する。但し、委員の委任を受けた者が代理として出席し、表決することが出来る。

第4章 役員、監事

(役員等)

第11条 救援本部に、次の役員及び監事を置く。

本部長	1名
副本部長	1名
幹事	3名
監事	2名

- 2 役員の選出は、本部会議構成員の互選により定める。
- 3 監事は、本部長所属団体を除く構成団体の中から、本部長が委嘱する。
- 4 役員及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第12条 本部長は、救援本部を代表し、救援本部の事業を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故等があり職務を遂行できない場合、又は、やむを得ない事情により本要綱で定める救援本部会議への参加が不可能である場合は、副本部長又はあらかじめ本部長が指名した者が、本部長の職務を行う。

(監事)

第13条 監事は、救援本部の会計を監査する。

第5章 会議及び事務局

(救援本部会議の招集等)

第14条 本部長は、第3条に掲げる事業を行うため、救援本部会議を招集することができる。

2 救援本部会議は、構成委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。ただし、緊急でやむを得ない状況が発生した時は、本部長が専決し事後承認を得ることができる。

(事務局)

第15条 救援本部の事務局は、救援本部の日常事務を処理するため、本部長が所属する団体に置く。

2 事務局員は、構成団体実務担当者の中から本部長が委嘱する。

3 事務局の運営に関する事項は、救援本部会議の議決を経て、本部長が別に定める。

第6章 補則

(本部長への委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、救援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が救援本部会議に諮って、これを決める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8年8月13日から施行する。

平成 10年3月20日一部改正

平成 12年4月24日一部改正

平成 13年7月23日一部改正

平成 14年5月31日一部改正

4 地域活動マニュアルに収載すべき事項

本ガイドラインでは、地域活動マニュアル策定（改定）に当たり参考となる事項を収載内容として、①「平常時の活動」、②「発災～24時間の活動(初動体制)」、③「24時間～48時間の活動(前期救護体制)」、④「48時間～72時間の活動(中期救護体制)」、⑤「72時間以降の活動(後期救護体制)」、⑥「復興期の活動」、⑦「終息期の活動」に分けて、それぞれの時点での活動で考慮すべき事項等を例示し、更に地域活動マニュアル策定（改定）等に際し参考となる資料を添付した。

(1) 平常時の活動

災害に備えるための、平常時に必要な事項を整理、検討しておくことが重要である。本項ではそのために必要な活動内容等について例示した。

ア 自治体との災害時動物救護活動に関する協定締結(動物救護活動の役割分担等)

災害時における動物救護活動は、各自治体等行政機関との協働により実効性が担保できることから、行政等と協働した円滑な活動を行うために、あらかじめ以下の内容について都道府県等と「災害時の動物救護活動に関する協定」を結んでおくことが重要と考えられる。

＜主な協定内容例＞

- (ア) 自治体が行う災害時の動物救護活動について、獣医師会が応援・協力を
するものであること。
- (イ) 協力等の要請は、自治体が獣医師会に対して行うものであること。
- (ウ) 動物救護活動の内容及び活動の場所等に関すること。
- (エ) 災害時動物救護活動に係る連絡体制及び連絡責任者等に関すること。
- (オ) 協定の円滑な実施のため相互の連絡会・協議会等の設置に関すること。
- (カ) 活動に係る負担等に関すること。（「連絡会等の経費」、「必要物資の
備蓄」、「救護活動に要する経費・物資調達等」等）
- (キ) 動物救護活動従事者の補償等に関すること。
- (ク) 細目協定に関すること。

等がある。

イ 行政機関、動物愛護推進協議会、動物愛護推進員、愛護団体等との連携
(組織作り、啓発活動)

獣医師会として災害時の動物救護に必要な活動について、行政側の理解と協力が重要であることから、自治体防災会議(またはその分科会等)への参加を含め必要な事項を例示した。

(ア) 自治体防災会議(同分科会等)への参加

協定の締結を含め災害時の動物救護活動の重要性について、行政側の理解をより深め、災害時の行政と協働した動物救護活動を円滑に実施する体制を整えておくためには、自治体の防災会議等へ積極的な参加など災害発生時における動物対策について、平常時から行政の想定する災害時救護活動として位置づけられるよう働きかけることが必要である。

(イ) 災害時動物救護連絡会等の組織づくり

災害発生時の動物救護活動は、獣医療活動をはじめ被災動物の保護・飼養管理活動、さらには被災飼い主への援助活動等多岐に渡ることが想定される。

災害発生時のこれらの活動を円滑に実施するために、平常時から行政側との連絡等を密にし、行政及び獣医師会並びに関係団体等相互の役割分担等を明確化等を図るための組織として「災害時動物救護連絡会等」が必要であり、その定期的な開催が望ましい。

また、この災害時動物救護連絡会等の組織化に当たっては、都道府県等の委嘱する動物愛護推進員、協議会との連携も必要である。

(ウ) 現地動物救援本部設置の検討等

被災地での一元的な動物救護活動を円滑に推進するためには、行政と獣医師会等民間組織とが協働した活動が必要となってくる。このためには災害時動物救護連絡会のメンバー等を中心として、災害時「現地動物救援本部」等の設置を検討し、可能であればあらかじめ組織しておくことが重要である。

また、現地動物救援本部の設置に併せ被災動物救護センター等の動物救護活動に必要な拠点確保等がなされることとなるが、この救護センターでの活動と災害時の獣医師会会員動物病院等での活動の役割分担、位置づけについて協議しておく必要がある。

(エ) 平常時における災害時動物救護連絡会等の役割

行政機関と連携した、動物の飼い主に対する災害時対応に関する効果的啓発活動の検討及び構成メンバー等による以下の情報提供、啓発活動の実施が期待できる。

- a 非常用の餌等、避難時(後)の飼養管理用具(ペット・ケージ等)等の確認・準備等に関する情報提供
- b 動物受入可能避難所の確認に関する情報提供
- c 災害に備えた動物適正飼養(しつけ、訓練、マイクロチップ等による個体識別措置等)に関する啓発活動
- d 地域防災訓練への参加
- e 平常時の役割に基づくシミュレーションの実施等がある。

ウ 災害時の要員確保に関する検討等(要員確保が困難な状況を想定したシミュレーション等の実施)

災害発生時には、発生地域及びその規模が平常時には想定し難いものであることから、初動要員を含め動物救護活動要員については幾つかのバリエーションを用意し、発災地域、規模により弾力的に対応できる体制を整えておくことが必要である。

また、各会員に「災害時動物救護の地域活動マニュアル」の周知・徹底を図り、要員確保が困難な最悪の状況を想定したシミュレーション等を実施することも必要である。

エ 物資供給体制の整備等

動物用医薬品・器材関係団体等、ペットフード・ペット用品関係団体等との間に災害時における物資供給体制を整備しておくために、あらかじめ関係団体または企業等と連携を図ることが必要である。

また、発災直後に必要な物資(医薬品等)について、供給体制が整うまでの一定期間分(発災～72時間分位)を備蓄しておくことも必要になる。この備蓄方法として、獣医師会によってはランニング・ストック方式(※)を採用し入れ備蓄しているところもある。また、ペットフード等の餌等の確保については、個々の飼い主が平常時から災害に備えて概ね5日分位の用意をしておくよう啓発活動を行うことが重要である。

※ランニング・ストック方式…あらかじめ、行政等と取り決めた応急医薬品等の種類・量等を、個々または特定の動物病院でストックし、平常時の診療活動で使用しつつ、補充していく方式・活動

オ 近隣獣医師会との相互応援協定締結、ボランティアの事前登録制度導入等

災害の規模等によっては、現地の獣医師会単独では対応できない事態が想定される。このため、近隣獣医師会との緊急災害時動物救護活動に関する相互応援の必要性が考えられる。そこで、あらかじめ近隣獣医師会と協定し、速やかな動物救護活動に備えることが必要である。この相互応援に際しては、応援時に想定される応援先での動物救護活動従事時の補償等を勘案し、あらかじめ応援要員の役割分担等を決めておくと共に、近隣獣医師会からの応援活動についても当該自治体に対し、その自治体間で締結する緊急災害時相互応援協定等に位置づけることなどを働きかけることも必要である。

また、これまでの緊急災害時動物救護活動ではボランティアの活動が高く評価されており、今後想定される緊急災害時にもボランティアの支援が必要である。そこで、緊急災害時動物救護活動に備え、その役割分担や役割に応じた事前登録等の制度を行政と協働して構築しておくことが必要である。

カ 被災動物救護センター設置場所の想定等(行政機関、関係団体との連携等)

緊急災害時における動物救護・飼養管理施設等の確保が重要となる。各避難場所での応急的な飼養管理においては被災動物の施設も必要であるが、所有者不明又は避難施設で飼養管理ができない犬・猫等を一定期間保護・管理するいわゆる「被災動物救護センター」が必要となる。既存の行政施設(動物愛護センター等)等の使用又は公共用地等での救護施設(保護・管理施設)の設置について、あらかじめ当該自治体と協議し、さらにはその運営方法等について取り決めておくことが必要である。

また、災害時の被災動物救護センターでの活動等に伴う動物の死体の取扱い方法(処理方法等)について、あらかじめ近隣の動物霊園、市町村等との協力体制を構築しておくことが必要である。

キ 発災時初動活動拠点(獣医師会動物救護対策本部等)設置場所の想定、緊急連絡体制整備等

災害発生時における初動要員等の参集場所、会員への情報発信、指示(緊急連絡等)及び当該自治体等行政機関との連絡・調整等動物救護活動を円滑に行うための場所(獣医師会動物救護対策本部)及び器具・器材等については、獣医師会会館等の施設等を使用することが一般的であるが、災害発生地、規模等により使用できない場合のことを想定し、次善の策としての施設・場所等を想定しておくことが必要である。

併せて、初動要員等の緊急連絡体制(連絡網等)及び会員への連絡方法等について整備しておくことが必要である。

また、「現地動物救援本部」が立上った時点では、この活動拠点が現地動物救援本部に移行することになると思われるので、あらかじめこの点も考慮しておくことが必要となる。

ク 獣医師会広報班の設置等

災害時には、広報班等による組織的な広報活動を行い、的確な情報の収集・提供、更には獣医師会等の動物救護活動について社会に周知することが、その後の動物救護活動を円滑に実施していく上で極めて重要なこととなる。

この広報活動の実施に際しては、動物救護活動の現状及び今後の見通し等に関する情報を一元的に管理し随時広報することで、その活動等についての関心及び正確な理解を得られると共に、被災者の無用の混乱を防ぎ、避難生活等の不安感を和らげるためにも必要である。

特に、広報内容・時期等については、行政が行う広報活動と連携して行うことが重要である。

また、現地動物救援本部が立上った時点では、行政と協議の上、この広報本部を獣医師会が担当する場合があることを考慮しておく必要がある。

(2) 発災～24時間の活動（初動体制）

特に、この時期の混乱を最小限に留めるには、平常時の活動が重要なものになってくる。

災害発生直後であるこの時期の活動は、組織的な救護活動はほとんど行えないことを念頭に、まずは、初動要員の確保及び状況把握に重点を置くことが必要である。また、この時期の対応の如何により以後の速やかな活動が可能になるものであることを念頭におく必要がある。

ア 初動要員の参集

大規模災害時においては参集行動、場所等に大きな制約を受けることになるため、あらかじめ複数の参集場所を設定し優先順位を付しておくことや、参集場所・方法を一律ではなく弾力的に定めておくなど、被災程度・範囲を考慮し、臨機応変に行動がとれるようにしておくことが重要である。

また、発災後、各地域の会員等から会員の安否（小規模な地域連絡網を編成しておくことよい。）、診療施設の損壊状況などについて情報収集できるような体制の検討・準備をしておくこと。電話、FAX、インターネット等で連絡がとれないときの対応を平常時に決めておくことが必要である。（連絡がとれなくても獣医師会として災害救助活動を進めること、事後に書面連絡するなどあらかじめ打ち合わせておく。）

(ア) 獣医師会動物救護対策本部設置

初動活動に当たって、どのような活動体制がとれるのかを明確にしておく必要がある。

対策本部の設置は、担当者及び責任者が参集した後となるが、あらかじめ定めた担当者が参集できない場合を想定し、弾力的に対策本部を運営できるよう検討しておくことが必要である。

(イ) 行政等関係機関・団体からの情報収集・分析等

設置後、まず担当行政機関に「獣医師会動物救護対策本部」の設置を連絡することが重要であるが、行政機関においては電話等が殺到している状況が想定されるので、通常の連絡ルートとは別のルートを確保しておく必要がある。

(ウ) なお、この後に都道府県等が立ち上げる「現地動物救援本部」の構成団体として獣医師会が加わった時点で、この『獣医師会動物救護対策本部の動物救護活動』は、「現地動物救援本部」との協働活動として位置づけられ、被災地での一元的な動物救護活動として展開される。

イ 行政機関等との調整

行政における初動体制は、災害の種類・規模にもよるが、地震災害の場合、発震直後から2～3時間の間に概ね整えられる。当該自治体災害対策本部の設置を始めとして、避難勧告・指示等の重要意思決定、緊急救援活動の立ち上げ、避難所開設の準備等が開始される。

したがって、この段階では行政機関との十分な調整は難しいことが想定されるため、当該獣医師会としての準備状況や会員から情報収集、今後の連絡方法など基本的な事項の伝達・確認・調整が確実にできることが重点事項となる。

(ア) 避難所への初動要員の派遣の検討

行政機関等への連絡調整により、避難所の設置、数、場所等を確認する。

24時間以内の避難所への会員派遣は難しいと思われるが、派遣に当たっては、被災地周辺の安全確認、必要な人員の確保、活動内容、派遣チームの統制、持参資材リスト、対策本部との連絡方法等を検討しておく。

(イ) 被災動物救護センター設置検討開始等

大規模な災害では救護活動の長期化が予想されるので、あらかじめ検討された設置場所に被災動物救護センターを設置することが望ましいが、いずれにしても発災後72時間程度は行政等の人命救助活動、状況把握等で現地は無論、その周辺地域も混乱しているので、避難所の設置場所等をみながらその設置場所を検討することとなる。

ウ その他の関係者への緊急連絡・指示等

診療器材・動物用医薬品販売会社、飼料販売会社等へ連絡し、備蓄状況や配送態勢等を確認する。

エ 緊急災害時動物救援本部(事務局：(財)日本動物愛護協会)の支援等の受入れ等

「緊急災害時動物救援本部」への支援の要請に当たっては、動物の被災状況、避難所の設置状況、必要な物資のおおよその種類・量、人員及び役割等がある程度把握・整理しておくことが必要である。しかし、この段階では、災害の種類・規模にもよるがさまざまな情報が錯綜・混乱していることが予想される。

「緊急災害時動物救援本部」に対しては、獣医師会動物救護対策本部の設置及び都道府県等と協働した「現地動物救援本部」に関する情報提供を行い、併せて、行政側からも「緊急災害時動物救援本部」に対する協力要請を促す必要がある。

以後、「緊急災害時動物救援本部」との定期的な連絡によりに具体的な情報を送るなど、双方の連携を整えるようにすることが重要である。

オ その他想定される必要な事項

災害の規模にもよるが、行政による本格的な救援救護態勢が整えられるのは、発災後概ね72時間を要すると言われている。特に発災初期には種々の情報等が行政に集中し、混乱状態になっていることが想定される。獣医師会としては、会員の安否確認、診療施設の被害状況把握、会員からの情報、担当部局との連絡等を通じ、まず動物救護対策の体勢整備のための基本的な事項の確認に専念するよう心がける。

また、災害救助・救護は人命優先を原則として行われることから、避難所における、動物救護対策は、この点を踏まえた対応となることを念頭に置いておく必要がある。

(3) 24時間～48時間の活動（前期救護体制）

初動要員の確保及び状況把握を中心とする初動体制の活動に引続くこの時期の活動の中心は、前期救護体制として具体的な動物救護活動を行うために必要な物資の調達準備、避難所動物救護情報の収集、また、進捗状況に合わせ具体的な動物救護活動を開始する時期である。

ア 動物用医薬品・医療資材、災害時動物救護用物資等の調達

平常時における診療施設でのランニング・ストック活動をはじめとした災害対策用在庫確認(常時使用する量より常に多めの在庫としておく。)、資材販売会社の在庫確認・確保、これら物資の調達ルートや運搬車両の確保、行政が保有する救護物資の確認などを行う必要がある。

なお、災害の程度にもよるが、この時期には多くの関係団体から救援物資の送付に関する問合せも寄せられ始める。しかし、救援物資の無計画な受け入れが、いわゆる「被災地を襲う第二の災害」とならないために、行政側と協働して救援物資の送付ルールも検討しておく必要がある。

イ 動物病院等診療施設の状況把握等

発災と同時に速やかに緊急災害時連絡網などを使い、会員とその家族を含め安否確認を行うとともに、併せて、できる限り診療施設の損壊状況、診療機器・器材の被害状況等を把握する。

確認手段としては、緊急連絡網により電話、自転車、徒歩、アマチュア無線、避難拠点無線などになるろうが、確認手段をあらかじめ想定しておく必要がある。

ウ 被災地域・避難所動物救護情報収集等（行政機関との協働）

初動活動を的確に進めていくためには、必要情報を的確に集約し、管理する必要がある。過去の大規模災害では、効果的な危機管理のためには情報管理が決定的に重要であることが指摘された。

初動期には、人命の確保に関する対策の意思決定が優先されるため、あらかじめこの点に留意し、災害時の情報提供者の配置、担当者の派遣、情報の収集方法、動物行政担当部署との連絡について検討しておく必要がある。

エ ボランティアの募集開始等

ボランティアの募集に当たっては、活動内容、活動地域（地区）、活動可能期間等を考慮して行うが、獣医師会、動物愛護団体等へのボランティア応援要請に係る調整が必要となる。また、ボランティアの活動（行動）ルールについても検討しておく。

なお、募集開始前にも周辺地域からボランティア活動受け入れに関する問い合わせが多く寄せられることが予想される。平常時に、ボランティアに関する対応を検討しておく必要がある。

オ 動物の保護・救護活動開始（暫定動物救護班編制・派遣等）（行政との協働）

確保された人員により救護班を編成する。互いの連絡方法、保護・救護の範囲・内容、保護・救護した動物の収容先等の確認・調整を事前に行う。

行政における保護・救護体制、動物収容施設関係について確認・調整を行う。

ただし、この段階では、災害の規模や保護・救護の範囲等によるが、救護班の派遣については被災情報等により被災地周辺の情報を収集しながらの慎重な対応が必要である。

カ 現地動物救護対策本部の設置等

これまでの『獣医師会動物救護対策本部』活動を踏まえ、獣医師会及び他の動物関係団体等と共に、行政と民間組織とで協働した「現地動物救援本部」を立ち上げる時期である。

現地動物救援本部の立上げ後は、獣医師会動物救護対策本部で行ってきた動物救護活動及び以後の活動の展開については、この本部構成団体としての活動に移行し展開されることとなる。

キ 近隣獣医師会への応援要請等

日本獣医師会や近隣地方獣医師会には第一報としてそれまで収集した情報等を連絡しておく。

交通や情報の復旧の状況に応じ定時的に連絡を行い、必要に応じて応援要請等を行っていく。

ク その他想定される必要な事項

各会員や連絡員、ボランティア等との連絡手段の確保を確認する。
（電話、FAX, インターネット、防災無線、アマチュア無線、避難拠点無線

など)

(4) 48時間～72時間の活動（中期救護体制）

災害発生状況等が徐々に判明し、全国的に関心が高まってくる時期である。また、地域の動物病院等獣医師会会員の動静も徐々に判明し、動物救護活動を「現地動物救援本部」として組織的に開始される時期ともなる。

本格的な動物救護活動や被災飼い主援助活動が開始される。

ア 発生時対応要員の参集と役割分担等

災害の規模等状況に応じた参集場所の設置と周知が必要である。また、各役割の担当者は本部等への報告、連絡、相談等を随時行うことが重要である。

イ ボランティア受入れ開始・部門別割振り配置等（行政との協働）

ボランティアに対して協力を求める内容について、状況に応じた検討ができる場を設けるとともに、部門ごとの教育が重要である。また、ボランティアの受け入れ調整を図るため、被災地からの要請に対し、迅速的確に対応できる情報伝達ルートを確保することが重要である。

ウ 動物用医薬品、医療資材、救護物資の調達・集約・整理・配分等

救護物資は仕分けされていないものが多いと想定されることから、仕分け要員を大量に確保する必要がある。さらに、救護物資受入れのガイドラインを作成することにより、仕分け作業等を効率的に行う方法等を検討する必要がある。また、関係行政機関と連携を図ることによって被害状況を的確に把握し、要請に応じた配分を行うことが重要である。

エ 被災飼い主・避難所飼い主への救護物資・資材配布・貸出し（行政との協働）

保管・配送拠点施設等を状況に応じて設置するなど、被災地の需要に応じた供給を速やかに実施できる体制が必要である。

オ 被災飼い主からの動物一時預かり、飼い主不明動物保護開始（行政との協働）等

動物を受け入れる際には個体識別措置を施し、識別カルテを作成するなど確実な個体識別を行う必要がある。また、飼い主から預かる場合には預かり期間、連絡先等を文書により明確にしておく必要がある。

カ 動物救護班等の編成・被災地域への派遣（行政との協働）等

救護対象とする動物と活動地域を明確にしておく必要がある。また、収容動物に個体識別措置を施すとともに、収容したときの状況等を詳細に記録しておくことが重要である。

キ 巡回動物診療班の編成・避難場所等への派遣・相談・応急処置（行政との協働）等

対象となる地域における動物病院等既存施設の把握と動物の受入れの可否の確認をする必要がある。さらに、避難場所等における飼養数等を考慮し、巡回ルートを明確にするとともに、要請に応じて活動できる体制の整備が必要である。

ク 保護救護動物の応急処置と飼養管理等

動物病院等既存施設の把握と受入れの可否を明確にしたうえで、飼養管理については各避難所等における獣医師等の常駐は無理であることから、飼い主等に対して自立的な飼養管理を求める必要がある。

ケ 動物の外来診療業務等

被災地での医療体制に応じてトリアージをはじめ、治療方針を決定する必要がある。個体識別措置や不妊去勢手術を勧めることも重要である。

また、救護活動に伴う応急措置等診療経費の徴収（飼い主負担または負担の軽減等）の是非について、被災状況や寄付・義援金等の受入れ状況を想定するなどして、あらかじめ議論しておく必要がある。

コ 飼い主等問合せ対応開始等（行政との役割分担調整）

各保管施設等における保護状況をリアルタイムで把握するための情報伝達方法を確立したうえで、問合せに対しては犬種などの専門的知識が要求される。また、情報の混乱を避けるため、窓口を一本化し、責任者の指示のもと対応の統一を図る必要がある。

サ その他想定される必要な事項

- (ア) ボランティアに対するケア
- (イ) 救護物資提供者への対応 等

(5) 72時間以降の活動（後期救護体制）

被災地の状況に関する全国的な関心の高まりに併せ、寄付・義援金が寄せられると共に、被災地の現地対策本部（現地動物救援本部等）の立上げにより、暫定的な活動としての「緊急災害時動物救援本部」の活動を引き継ぐ時期である。また、これまでの平常時の活動に裏打ちされた「発災～72時間までの活動」に加え、新たに『被災動物救護センター（被災動物等の一元的管理施設）』の設置・運営等が必要となってくる時期である。

ア 被災動物救護センター（被災動物一元的管理施設）設置（救護対策本部移転）・施設管理者との連携、役割分担調整等

あらかじめ、施設管理者（所有者）との協議が重要である。状況に応じた被災動物救護センターの業務内容を把握し、管理運営に係る業務分担を明確にする必要がある。

イ 「48～72時間」体制の継続実施

常に活動状況の確認と検討を行い、状況変化に応じて弾力的に体制を見直す必要がある。

ウ 獣医師会「広報班」の設置（動物救護活動状況、進捗状況等の広報活動開始→行政側との協働）

情報の混乱を生じないように広報内容を十分に検討するとともに、行政と情報を共有するため、行政側災害対策本部等との協議等が必要である。

エ 義援金受入れ・配分（「現地動物救援本部」立上に伴う緊急災害時動物救援本部から事務移管を含む行政機関との役割分担・連携等）

受入れは現金ではなく、口座振込のみとし、管理についても一本化すべきである。なお、口座名は簡潔明瞭なものとし、送金手数料の無料化について事前に関係機関と協議することが望ましい。

配分については、基本的に避難所等からの要請等に応じて配分することになるが、公平を期すため、配分するための根拠を明確にし、出納の責任者を任命し、責任分担を明確にしておく必要がある。

オ 飼い主の搜索・返還等（行政との協働）

返還に際し、取り違い等が起こらないような確認体制が必要である。また、飼い主と連絡が取れない場合や連絡が取れても飼い主が飼養できない場合等への対応について、新たな飼い主への譲渡等が可能な体制を整えておくことが重要である。

（6）復興時期の活動

行政側の復興計画も具体的な実施が始まり、動物救護活動もその内容の縮小を含め見直す時期で、応急住宅入居飼い主支援、被災動物救護センターでの保護（救護）動物の譲渡事業等が本格的に始まる。

また、動物救護活動の終了時期・条件等の検討が始まる時期でもある。

ア 「48～72 時間」及び「72 時間以降」体制の継続（動物救護センター閉鎖までの間）

発災時の混乱も落ち着く時期であると考えられることから、これまでの

救護活動内容の見直しを行う時期となる。

イ 応急住宅(仮設住宅)入居飼い主への救護物資・資材の配付・貸出等

救護物資等の保管等が長期間に及ぶことが想定されることから、その保管場所・作業場所等の確保について行政機関との連絡が必要となる。また、配付・貸出しに際しては、その需要の把握等について行政機関との連携を密にした、応急住宅(仮設住宅)設置区域別の供給計画等を定めることが必要となる。

ウ 応急住宅(仮設住宅)入居飼い主巡回動物医療相談等

救護物資・資材の配付・貸出し等に併せ、飼い主等の精神的ケアを含めた動物医療相談等が必要となる。

エ 救護動物の譲渡(対象：所有権放棄・一定期間経過後の飼い主不明動物等)

災害に伴い保護した動物及び飼い主等から預かっている動物について、所有者等の不明な動物、事情により飼い主が所有権を放棄した動物を動物愛護等の観点から、新たな飼い主への譲渡等の問題が生じてくる時期である。

「被災動物の生命を救う」という緊急災害時動物救護活動の目的に照らし、救護動物の中の所有者不明動物等を適正な飼養管理が可能な新たな飼い主へ譲渡することは、この緊急災害時動物救護活動の最終的な目的であるといっても過言ではない。譲渡を行う場合には、その後所有者等が判明した場合等を考慮して、新たな飼い主等に対し本譲渡の趣旨等について十分理解を得る等の的確な譲渡手続きをとり個体識別措置を実施した上で行うことが必要である。また、譲渡先での適正飼養等の確認・指導等に備え、関係行政機関との連携及び譲渡先の獣医師会への情報提供等が重要になってくる。

オ 救護活動終了時期・条件の検討等(行政機関との協議・連携)

活動の終了のための一定の条件を満たした状況が確認されれば、救護活

動を終了することになる。この終了条件及び時期等については、救護が必要な被災動物の現状及び被災者の社会活動の再開等を考慮し、行政側と十分な協議の上で決めていくことが必要となる。しかし、長引く応急住宅等での避難生活に伴う動物救援活動等については、獣医師会が別途判断する場合も想定される。

カ 被災動物救護センター残留動物の取扱検討等(譲渡促進等)

動物救護活動の終了に際し、動物救護センターにおいて管理している所有者不明動物等についての取扱いは、過去の例では殆どの動物が新しい飼い主の下でその後の飼養管理が行われることになったが、やむを得ず安楽致死を行わなければならない場合も想定される。この時期には、その場合の基準等について定め、やむを得ない選択を行うことも視野に入れる必要がある。

キ 義援金等の残余金の取扱検討及び処置等(記録集経費、緊急災害時動物救援本部への寄附等)

この時期での残預金については、誤解を生じないような取扱いをすることが重要である。過去の事例では、災害発生時の初動として動物愛護に携わる公益法人等で組織する「緊急災害時動物救援本部」が初動資金援助を実施した場合、それを受けた現地動物救援本部等は、活動終了時に自治体等と協議のうえ、残余した経費を将来想定される災害に備えて「緊急災害時動物救援本部」に返納的意味合いを含め、寄附する等の行為が行われている。

ク 被災動物救護センター閉鎖準備(施設、器具、器材等の処理、その他想定される必要な事項)

救護センター閉鎖に対しては、義援金等の残預金の取扱いを含め救護センターでの器具・器材の処置・処分の取扱いの透明性が求められる。この取扱いについても、当該自治体等と協議のうえ誤解の生じることのない最善の方法を講じる必要がある。

(7) 終息期の活動

被災地域の社会活動等の再開状況を勘案しながら一定の活動を終える時期である。この終了時期については、動物救護活動継続の必要性などについて行政等との緊密な連携の下に決定することとなるが、応急住宅等での飼い主支援活動等の継続等については、別途行政側と協議することが必要となる。

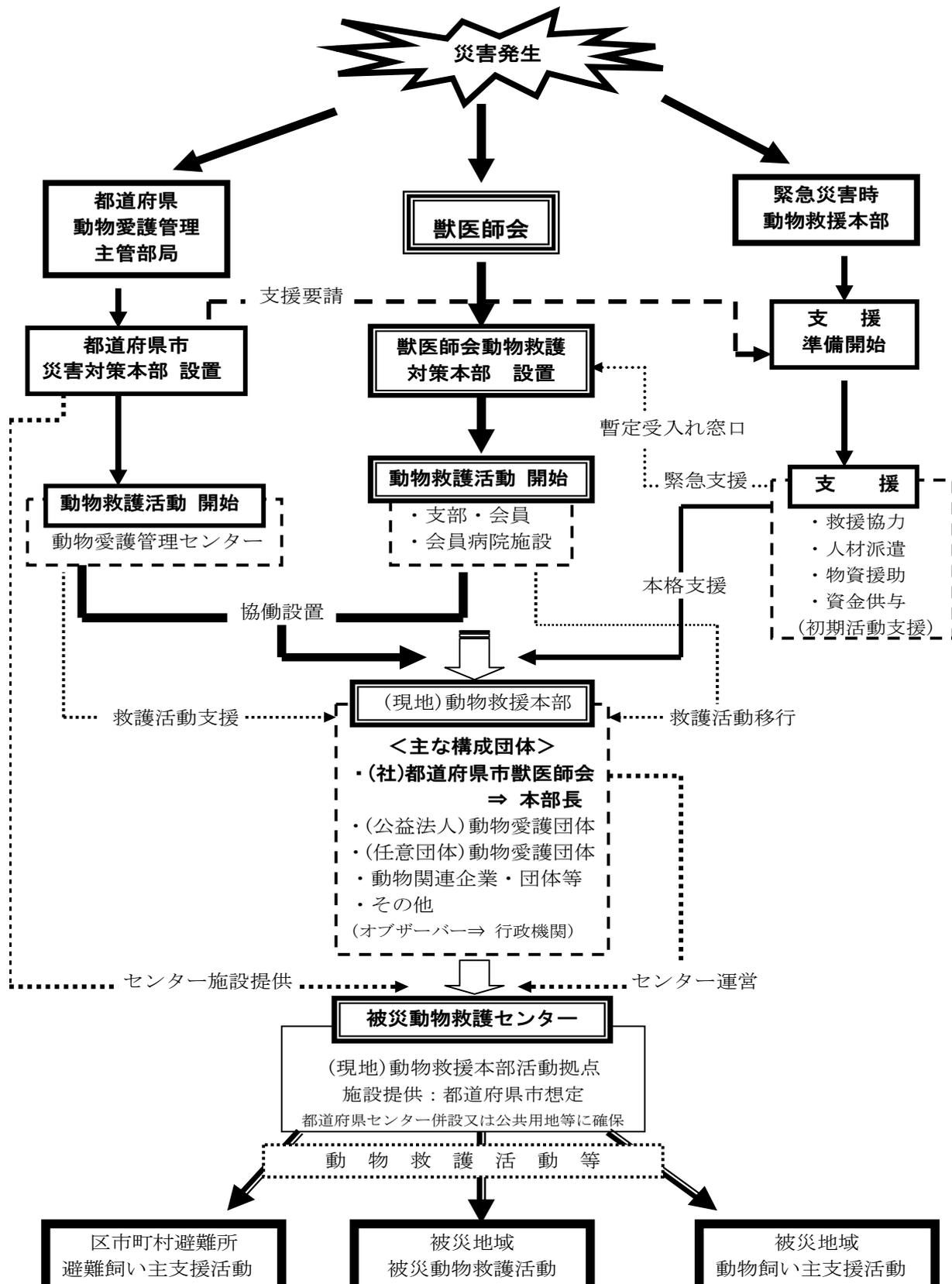
ア 現地動物救援本部及び獣医師会動物救護対策本部解散、残務整理等(活動記録の作成を含む)

イ 譲渡動物の飼育指導等、その他想定される必要な事項

緊急災害発生に対処した体験等について、記録としてまとめると共に、その後に他の地方獣医師会、関連団体、自治体等が参考となるようなものを作成し、配付することは、将来の災害に備えるうえで大きな意義を持つ。

また、譲渡動物のその後に関する調査は、譲渡動物の適正飼養等動物愛護に資するためにも必要である。

(2) 災害時動物救護活動フロー



6 小動物臨床部会動物愛護福祉委員会

「災害時動物救護活動地域マニュアル策定のためのガイドライン」 検討小委員会

委員長	四宮 勝之	小動物臨床部会動物愛護福祉委員会副委員長 (社団法人日本動物保護管理協会事務局長)
	岡崎 留美	小動物臨床部会動物愛護福祉委員会委員 (全国動物管理関係事業所協議会事務局長)
	久保 忠直	埼玉県保健医療部生活衛生課動物指導担当主幹 (当時)
	佐竹 浩之	小動物臨床部会動物愛護福祉委員会委員 (東京都福祉保険局健康安全室環境衛生課動物管理係係長) (当時)
	町田 忠彦	町田家畜病院顧問 (社団法人東京都獣医師会会員)
	丸山 秀樹	千葉県健康福祉部衛生指導課生活衛生推進室主査
	山口千津子	小動物臨床部会動物愛護福祉委員会委員 (社団法人日本動物福祉協会獣医師調査員)

参考資料

地域活動マニュアル策定（改定）に当たっての参考資料

目 次

1 動物救護活動の法令上の位置づけ

- (1) 「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について[㊟]」 … 45

〔平成 17 年 8 月 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
農林水産省生産局畜産部畜産企画課〕

- (2) 「緊急災害時動物救援本部」について … 48

2 地域活動マニュアルに収載すべき事項

- (1) 「静岡県被災動物救護対策会議要綱」 … 54
「静岡県被災動物救護本部設置要綱」

〔(社)静岡県動物保護協会・(社)静岡県獣医師会
静岡県被災動物救護計画(抜粋)〕

- (2) 「東京都獣医師会動物救護対策本部の組織・運営」 … 63

「(社)東京都獣医師会緊急災害時動物救護対策要領」

(社)東京都獣医師会：緊急災害時動物救護ガイドライン(抜粋)

- (3) 「救援活動体制」 … 70

(社)東京都獣医師会練馬支部：災害時動物救援マニュアル(抜粋)

- (4) 「総則」、「行政・災害時小動物救護対策本部」 … 72

「ボランティア」(区分・確保・指導員育成教育、生活環境、マニュアル)

(社)北海道獣医師会：緊急災害時における小動物救護マニュアル(抜粋)

(5) 行政との協定書	… 82
・ (社)三重県獣医師会：「災害時動物救護保護活動に関する協定書」	… 82
・ (社)東京都獣医師会練馬支部：「災害時の区と獣医師会との協力に関する協定書」	… 85
・ (社)横浜市獣医師会：「災害時の動物救援活動に関する協定書」	… 90
・ (社)東京都獣医師会新宿支部：「災害時における動物救護活動に関する協定書」	… 92
(6) 災害に備えた啓発用資材	… 96
・ 「災害の時、動物を守るために」	… 96
・ 「大地震発生 まず落ちついて」	…100
・ 「自身の安全が確保できたら」(会員向け)	…101
	…(社)三重県獣医師会
・ 「いざという時に災害からペットを守るために」	…102
	… (新宿区保健所・危機管理課)
	…(社)東京都獣医師会新宿支部
・ 「これだけは準備したい！防災グッズと心構え」	…106
	…(社)新潟県獣医師会
・ 「避難に際して」	…107
	…(社)北海道獣医師会
(7) 個体識別措置(マイクロチップ)について	…108
・ 「12mmの安心」	…108
	…動物ID普及推進会議(AIPO)
(8) 避難所での周知文	…110
・ 「飼い主の皆様へ 避難所での飼育ルールについて」	…110
	(社)三重県獣医師会：大災害時ガイドライン(平成17年度版抜粋)

・「ボランティアのご案内」	…112
(社)静岡県動物保護協会・(社)静岡県獣医師会 静岡県被災動物救護計画(抜粋)	
(9) 様式類等	…113
ア (社)三重県獣医師会の例	…113
・獣医師会救急隊による動物救護所の設置・監督	…113
・各市町村災害対策課の連絡先	…115
・動物救護のため必要な資材	…116
・動物施療カルテ：識別カルテ	…119
・災害動物ボランティア登録用紙	…120
・避難動物受付用紙	…121
・失踪動物の搜索依頼書	…122
・身元不明動物受付用紙	…123
・保護動物の引き取りに関する同意書	…124
・保護動物のあずかりに関する同意書	…125
イ (社)静岡県動物保護協会・(社)静岡県獣医師会の例	…126
・被災後の救護対策、被災動物救護計画の分担表	…126
・「被災動物救護センター運営要領」	…128
・緊急動物保護施設(一覧)、緊急時用ケージ保管状況(一覧)、臨時動物 救護病院(一覧)、被災動物救護センター候補地(一覧)	…130
・「保護・保管マニュアル」	…132
・飼い主不明の動物の保護収容依頼 受付票	…133
・被災動物管理台帳	…134
・動物の一時保管依頼書、動物の一時保管延長依頼書	…135
・所有権放棄届	…137
・「さがしています」(行方不明動物の飼い主からの搜索依頼情報)	…138
・業務日誌	…139
・ボランティアの業務(一覧)	…140

・ ボランティア受付簿、ボランティア登録簿	…141
・ 「被災動物新飼育者募集要領」、申込書、誓約書	…143
ウ (社)東京都獣医師会の例	…147
・ 「被災動物の医療救護及び一時保護管理活動」(ガイドライン抜粋)	…147
・ 「勤務支部の活動体制、相互応援協力・派遣要請の構築」(ガイドライン抜粋)	…151
エ (社)東京都獣医師会練馬支部の例	…152
・ 動物医療救援活動(マニュアル抜粋)	…152
・ 練馬区動物救援センター、練馬区動物救援センター入所管理台帳	…154
・ 受付票、診療カルテ、診療依頼書、検案書	…156
・ 練馬区動物救援センター必要器具器材リスト、必要薬品リスト	…161
・ 一時診療施設(各病院)で備蓄に心がけてほしいもの	…165
・ 練馬区獣医師会緊急時連絡名簿資料	…166
・ 災害用伝言ダイヤル「171」	…167
オ (社)北海道獣医師会の例	…170
・ 救護動物治療センター	…170
・ 飼育者の心得	…178
・ 業務日誌	…181
・ 救援物資受け入れ・礼状処理台帳	…182
・ 窓口・義援金受け付け・処理台帳等	…183
・ 動物の一次保管誓約書	…186
・ 受付票(救護動物)、所有権放棄届	…187
・ 逸走家畜(犬猫など)の取得届についての上申書(警察署長あて)	…190
・ 逸走家畜(犬猫など)の保護管理一覧表	…191
・ 譲渡時の誓約書(飼主引取用,新しい飼主用),新しい飼主希望の方へ	…192
・ 飼育実態調査票(避難場所利用飼主等聞き取り)	…195

・ ボランティア希望者への対応 受付マニュアル(電話受付用)	…196
・ ボランティア個人票、誓約書等	…197
・ 協力支援への登録ご依頼(動物病院依頼用)、提供可能薬品・器具器材・飼育管理器材リスト	…203
・ 救護動物治療センターマニュアル	…209
・ 治療センター入所動物管理台帳	…211
・ ボランティア獣医師稼働予定表	…212
・ 治療センター所属獣医療ボランティアマニュアル	…213
・ ボランティア獣医師業務日誌、診療カルテ、病棟簿、ボランティア獣医師の仕事内容、ボランティア獣医師への注意事項	…215
・ 災害時救護動物治療センター必要薬品・器具器材・飼育管理器材リスト、救護動物治療センター資材請求申込書、資材発注書、在庫管理帳	…218
・ 検案書	…226
カ 兵庫県南部地震動物救援本部の例	…229
(動物救護センターの運営・管理関係資料)	
・ 動物の一時保管契約書	…229
・ 動物の一時保管契約の一部変更契約書	…230
・ 所有権放棄届	…231
・ 逸走の家畜(犬、ねこ等)の取得届についての上申書	…232
・ 誓約書(飼い主引取り)・(里親)	…234
・ 救護保護台帳(犬・猫・その他)	…236
・ 動物救護センター診療記録簿	…237
・ 診療報告書	…238
・ 動物移動記録	…239
・ 収容相談台帳	…240
・ 神戸動物救護センター日計表	…241
・ 被災動物保護収容頭数報告書	…243
・ 業務日誌	…244
・ 動物収容施設(室内)温度湿度記録簿	…245



事 務 連 絡
平成 1 7 年 8 月 3 1 日

各都道府県国民保護法制担当部局 殿

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
農林水産省生産局畜産部畜産企画課

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき
事項についての基本的考え方について

武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号）第 3 2 条第 4 項の規定に基づき定められた「国民の保護に関する基本指針」（第 4 章第 1 節 4 （ 8 ））においては、地方公共団体は、要避難地域等において飼養又は保管されていた動物の保護等に関して配慮すべき事項について、国民保護計画に定めるよう努めることとされているところである。

今般、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課においては、この配慮すべき事項についての基本的な考え方を別紙のとおりとりまとめたので通知する。

なお、関係部局及び貴都道府県内の市町村には貴局から通知願いたい。

担当：

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐 青木正伸

TEL03-3581-3351 内線 6429

FAX03-3508-9278

農林水産省生産局畜産部畜産企画課課長補佐 松本隆志

TEL03-3502-8111 内線 3865

FAX03-3501-1386

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護

収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

緊急災害時動物救援本部

1 救援本部の設立

緊急災害の発生に伴い、被災地域における動物たちの救護並びに飼養管理を円滑に実施することを目的に、平成8年8月に動物愛護に携わる公益法人により「緊急災害時動物救援本部」として設立され、緊急災害時動物救援本部運営要綱(別紙)に基づき運営されています。

2 目的

救援本部は、動物愛護精神及び人間と動物の絆を守る観点から、天災・人災など不測の緊急災害に際し、被災した動物の救護等を行うことを目的としています。

3 事業

救援本部は、目的を達成するため、次の事業を行うこととしています。

- (1) 被災動物の救護等のための人材派遣・物資援助・資金供与に関すること。
- (2) 救護活動を円滑に実施するため、政府、都道府県等の関係行政機関との連携、指導、協力を得ることとし、そのための連絡調整に関すること。
- (3) 緊急災害発生時の効果的な救援活動に資するための予防措置等に関すること。
- (4) その他救援本部の目的達成のために必要な事業に関すること。

4 活動資産

- (1) 救援本部は、事業を行うため、緊急災害時動物救援基金を設けています。救援基金は、寄付金をもって充てています。
- (2) 救援本部の資産は、本部長がこれを管理し、その管理方法は、本部会議の議決を経て行われています。

5 構成団体

救援本部は、次の五団体により構成されています。

- ・(財)日本動物愛護協会
- ・(社)日本動物福祉協会
- ・(社)日本愛玩動物協会
- ・(社)日本動物保護管理協会
- ・(社)日本獣医師会

6 救援本部会議

- (1) 救援本部の運営に関する重要事項については、救援本部会議で議決されます。
- (2) 救援本部会議は、それぞれの構成団体役員の中から選出された委員により構成されています。

7 役員、監事、事務局(平成 18 年度現在)

- ・本部長：中川 志郎 (財)日本動物愛護協会理事長
- ・副本部長：藏内 勇夫 (社)日本動物保護管理協会会長
- ・幹事：兵藤 哲夫 (社)日本動物福祉協会理事
西村 尚一 (社)日本愛玩動物協会理事長
大森 伸男 (社)日本獣医師会専務理事
- ・監事：佐々木 勲 (社)日本愛玩動物協会常務理事・事務局長
古賀 俊伸 (社)日本獣医師会次長

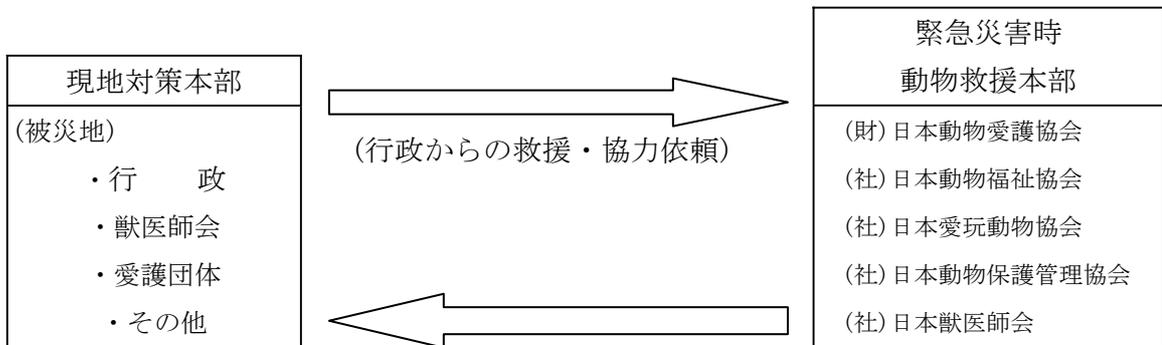
・事務局：(財)日本動物愛護協会〔理事・事務局長 会田 保彦〕

8 事業の実施

事業は、行政の要請に基づいて行われます。

〔事業〕

- 被災動物の救護等のための人材派遣・物資提供・資金供与
- 救護活動を円滑に実施するため、政府・都道府県等の関係行政機関との連携
- 緊急災害発生時の効率的な救護活動のための予防的措置



(救援・協力・人材派遣・物資援助・資金供与)

9 これまでの活動例

災 害 名	現 地 対 策 本 部 名	緊急災害時動物救援本部支援内容
阪神・淡路大震災	兵庫県南部地震動物救援本部	動物救援東京本部構築
有珠山噴火災害	有珠山動物救護対策本部	人材・物資・資金の援助
三宅島噴火災害	三宅島噴火災害動物救援本部	三宅島噴火災害動物救援センターでの動物飼育管理
新潟県中越大震災	新潟県中越大震災動物救済本部	現地救援本部設立までの間の仮本部設置

緊急災害時動物救援本部運営要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、緊急災害時動物救援本部（以下「救援本部」という。）と称する。

(目的)

第2条 救援本部は、動物愛護精神及び人間と動物の絆を守る観点から、天災・人災など不測の緊急災害において被災した動物の救護及び円滑な救護の確保を目的とする。

(事業)

第3条 救援本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被災動物の救護等のための人材派遣・物資援助・資金供与に関すること
- (2) 救護活動を円滑に実施するため、政府、都道府県等の関係行政機関との連携、指導、協力を得ることとし、そのための連絡調整に関すること
- (3) 緊急災害発生時の効率的な救護活動に資するための予防措置等に関すること
- (4) その他救援本部の目的達成のために必要な事業に関すること

第2章 資産及び会計

(寄附)

第4条 救援本部は、前条の事業を行うため、緊急災害時動物救援基金（以下「救援基金」という。）を設ける。

2 救援基金は、寄附金をもって充てる。

(資産の管理)

第5条 救援本部の資産は、本部長がこれを管理し、その管理方法は、本部会議の議決を経て別に定める。

(経費の支弁)

第6条 救援本部の運営に必要な経費として、救援基金の中から1%以内を支出する。

(収支決算)

第7条 救援本部の収支決算は、毎会計年度終了後、本部長が作成し、監事の監査を経て、本部会議の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第8条 救援本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 構成、救援本部会議

(構成団体)

第9条 救援本部は、次の団体により構成する。

- (1) (財)日本動物愛護協会
- (2) (社)日本動物福祉協会
- (3) (社)日本愛玩動物協会
- (4) (社)日本動物保護管理協会
- (5) (社)日本獣医師会

2 救援本部の目的に賛同する公益法人及び賛助団体が救援本部に参加しようとする場合、又は、救援本部を構成する団体（以下「構成団体」という。）が救援本部から脱退しようとする場合には、本要綱で定める救援本部会議において承認を得なければならない。

(救援本部会議)

第10条 救援本部会議は、救援本部の運営に関する重要事項について議決する。

2 救援本部会議は、それぞれの構成団体の役員の中から選出された委員により構成する。但し、委員の委任を受けた者が代理として出席し、表決することが出来る。

第4章 役員、監事

(役員等)

第11条 救援本部に、次の役員及び監事を置く。

本部長	1名
副本部長	1名
幹事	3名
監事	2名

2 役員を選出は、本部会議構成員の互選により定める。

3 監事は、本部長所属団体を除く構成団体の中から、本部長が委嘱する。

4 役員及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第12条 本部長は、救援本部を代表し、救援本部の事業を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部長に事故等があり職務を遂行できない場合、又は、やむを得ない事情により本要綱で定める救援本部会議への参加が不可能である場合は、副本部長又はあらかじめ本部長が指名した者が、本部長の職務を行う。

(監事)

第13条 監事は、救援本部の会計を監査する。

第5章 会議及び事務局

(救援本部会議の招集等)

第14条 本部長は、第3条に掲げる事業を行うため、救援本部会議を招集することができる。

2 救援本部会議は、構成委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。ただし、緊急でやむを得ない状況が発生した時は、本部長が専決し事後承認を得ることができる。

(事務局)

第15条 救援本部の事務局は、救援本部の日常事務を処理するため、本部長が所属する団体に置く。

2 事務局員は、構成団体実務担当者の中から本部長が委嘱する。

3 事務局の運営に関する事項は、救援本部会議の議決を経て、本部長が別に定める。

第6章 補則

(本部長への委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、救援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が救援本部会議に諮って、これを定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 8 月 13 日から施行する。

平成 10 年 3 月 20 日一部改正

平成 12 年 4 月 24 日一部改正

平成 13 年 7 月 23 日一部改正

平成 14 年 5 月 31 日一部改正

[資料編]

静岡県被災動物救護対策会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災した動物の救護対策のために開催する静岡県被災動物救護対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、動物の被災状況を分析、検討して動物救護の本部設置に関する事務を所掌する。

(構成)

第3条 委員は、次のとおりとする。

- (1) 社団法人静岡県動物保護協会の代表者ら3～4人
- (2) 社団法人静岡県獣医師会の代表者ら3～4人

(役員)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(会議の招集)

第5条 会議は委員長が招集する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長が必要があると認めるときは、静岡県、静岡市、浜松市の動物愛護管理担当職員の出席を求めることができる。

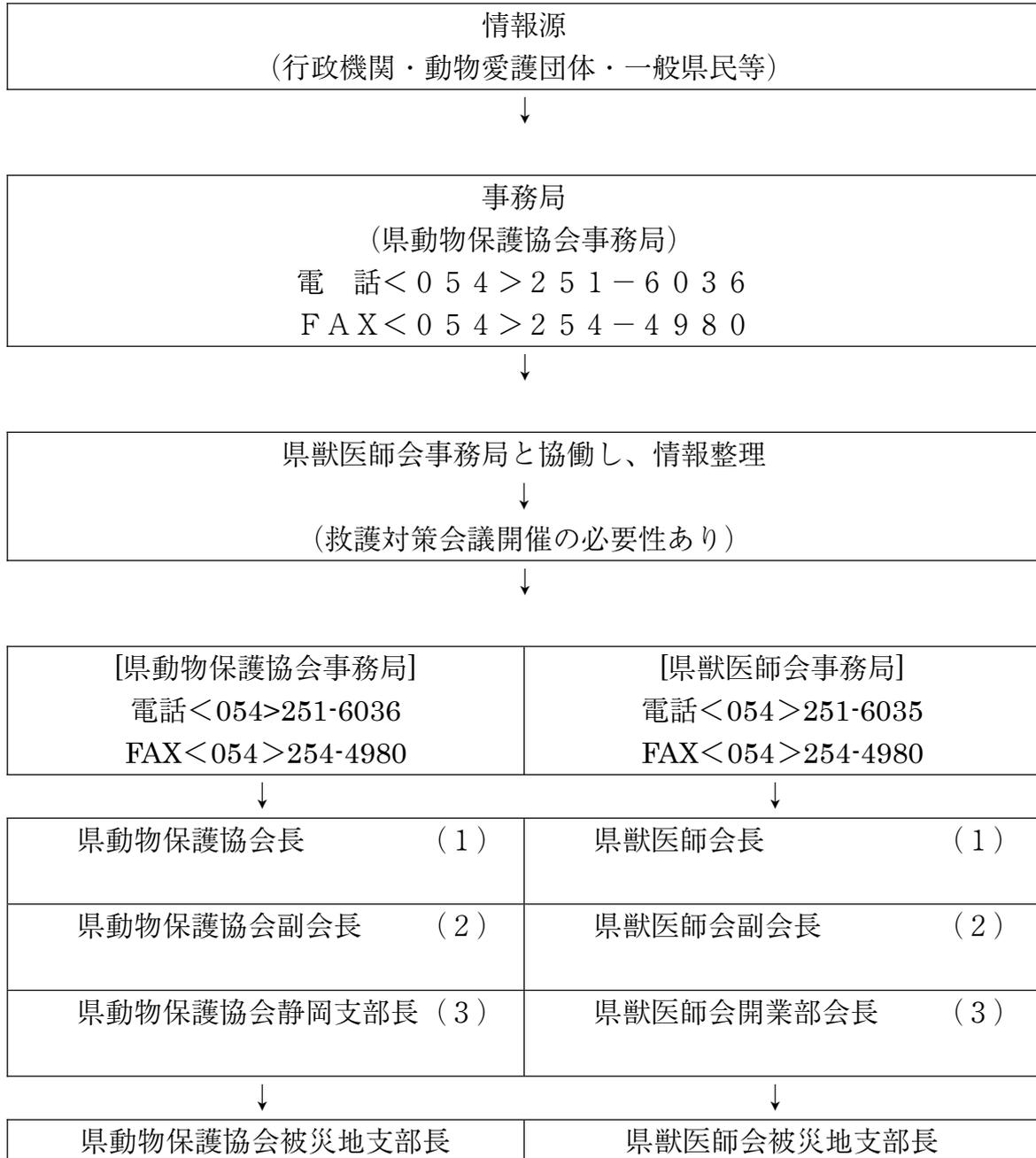
(事務局)

第6条 会議の事務局は社団法人静岡県動物保護協会が務める。

附則

- 1 この要綱は、平成 年 月 日から施行し、静岡県動物救護本部設置が決定された時点で効力を失うものとする。
- 2 この要綱の改廃は、(社)静岡県動物保護協会、(社)静岡県獣医師会により行うものとする。

救護対策会議招集連絡網



* 連絡網の氏名、住所、電話番号等を記入した名簿については、県動物保護協会並びに県獣医師会事務局が別に作成し、保管・管理する。

静岡県被災動物救護本部設置要綱

第1条 本会は、静岡県被災動物救護本部（以下「本部」という。）と称し、静岡県被災動物救護対策会議の決定に基づき設置する。

（目的）

第2条 本部は動物愛護精神及び動物と人の絆を守る観点から、東海地震で被害を受けた動物の救護などを行うことを目的とする。

（活動内容）

第3条 本部は次の救護活動を行うものとする。

- （1）負傷している動物の保護、治療、保管
 - （2）逸走動物の保護収容・保管
 - （3）飼育困難な動物の一時保管
 - （4）所有権を放棄された動物の受入れ
 - （5）新たな飼主探し
 - （6）保護したペット動物の所有者探し及び情報提供
 - （7）被災地で飼育されている動物に対する餌の配布
 - （8）その他動物に関する相談
- 2 本活動は、動物愛護の立場から行うものであり、原則としてボランティア活動として行うものとする。
- 3 活動の具体的な内容については、本要綱で定める本部会議を開催して決定するものとする。

（活動範囲）

第4条 救護活動を行う範囲は、県内で被害を受けた区域とする。

（救護対象動物）

第5条 救護を行う動物は、原則として前条の区域で飼育されている犬、ねこなどの動物で、明らかに被災により救護を必要としている動物とする。

（構成団体）

第6条 本部は、当面、次の団体により構成（以下「構成団体」という。）する。

- （1）（社）静岡県動物保護協会（以下「協会」という。）
 - （2）（社）静岡県獣医師会（以下「獣医師会」という。）
- 2 本部の目的に賛同する公益法人及び賛助団体が本部に参加しようとする場合は、本要綱で定める本部会議において承認を得なければならない。

（本部会議）

第7条 本部の活動内容等について協議を行うため、本部会議を開催するものとする。

- 2 本部会議は、構成団体の代表者の中から選出された委員により構成する。

- 3 本部会議は、必要があると認めるときは、静岡県、静岡市、浜松市の動物愛護管理担当職員の出席を求めることができる。

(役員等)

第8条 本部に次の役員及び監事を置く。

本部長 1名
副本部長 2名
幹事 4名
監事 2名

- 2 役員選出は、本部会議構成員の互選による。
- 3 監事は本部長が委嘱する。
- 4 本部長は、本部を代表し、本部会議の招集及び本部事業を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第9条 本部の事務を処理するために、事務局の事務所を静岡県獣医畜産会館2階とする。

- 2 事務局員は、構成団体実務担当者の中から本部長が委嘱する。
- 3 事務局は、次の各部により事務を行うものとする。
 - (1) 総務部 本部の予算・決算、義援金等の受入れ・管理、他の機関・団体との連絡・調整等
 - (2) 情報部 情報の把握・広報・相談窓口・報道機関への対応等
 - (3) 人材部 専門家・ボランティアの受入れ・各支部への派遣調整等
 - (4) 施設部 被災動物救護センター施設等の資材調達・建設・管理運営
 - (5) 物資部 餌・医薬品等物資の調達、各支部等への配布、物資基地の管理

(資産及び会計)

第10条 本部の運営及び活動経費は、協会の動物救護引当金及び義援金等によるものとする。

- 2 本部の収支決算は、活動終息後、すみやかに、本部長が作成し、監事の監査を経て、本部会議の承認を受けなくてはならない。

(支部)

第11条 本部の下部組織として次の12支部を置き、各支部に支部長を置く。

賀茂支部、熱海支部、沼津支部、御殿場支部、富士地区支部、静岡支部、志太支部、榛原支部、小笠支部、磐田支部、浜名支部、浜松支部

(連絡体制)

第12条 本部、支部及び他の機関・団体との連絡体制は、図1のとおりとする。

- 2 支部の連絡体制は、各支部ごとに作成するものとする。

(救護施設)

第13条 一時保管並びに収容した負傷動物及び逸走動物の保管等を行うため、次の動物救

護施設を設置するものとする。

(1) 緊急動物保護施設

短期間の一時保管施設として、静岡県の動物保護管理所（4ヵ所）及び静岡市動物指導センターを使用する。

(2) 臨時動物救護病院

負傷動物の短期治療施設として獣医師会会員の病院を本部が依頼する。

(3) 被災動物救護センター

保管動物すべてが譲渡等されるまでの間の長期にわたる保管施設として本部が設置する。

2 前項の施設の維持・管理は次のとおりとする。

(1) 緊急動物保護施設及び臨時動物救護病院は、本部の管理下に置くものとするが、その維持・管理は、それぞれの施設の責任において行うものとする。この際、ボランティアの協力を得ることもある。

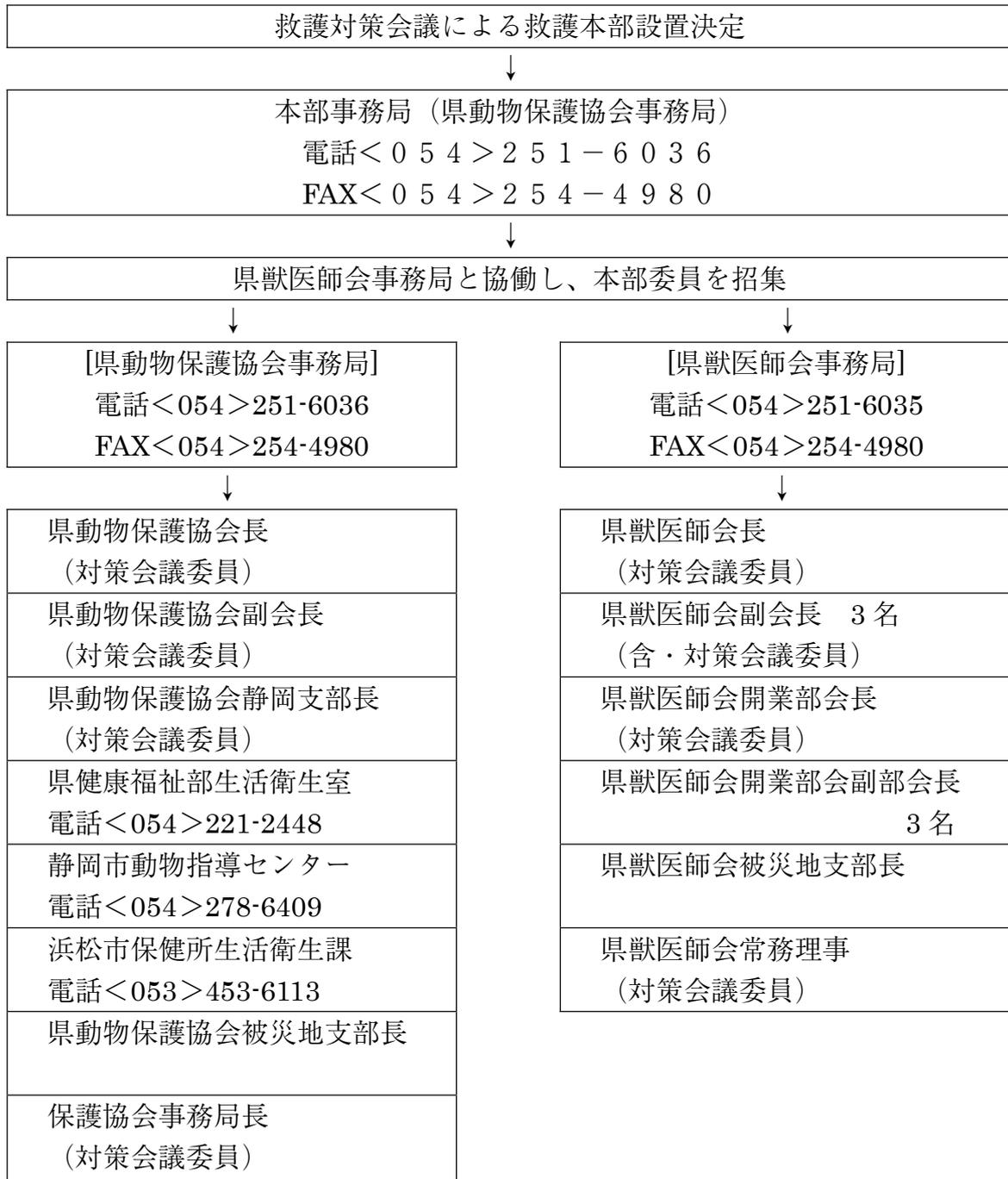
(2) 被災動物救護センターは、本部が直接維持・管理するものとする。なお、維持・管理にあたっては、ボランティア団体の協力も得るものとする。

附則

1 この要綱は、平成 年 月 日から施行し、本部が終息の確認を行った日に効力を失うものとする。

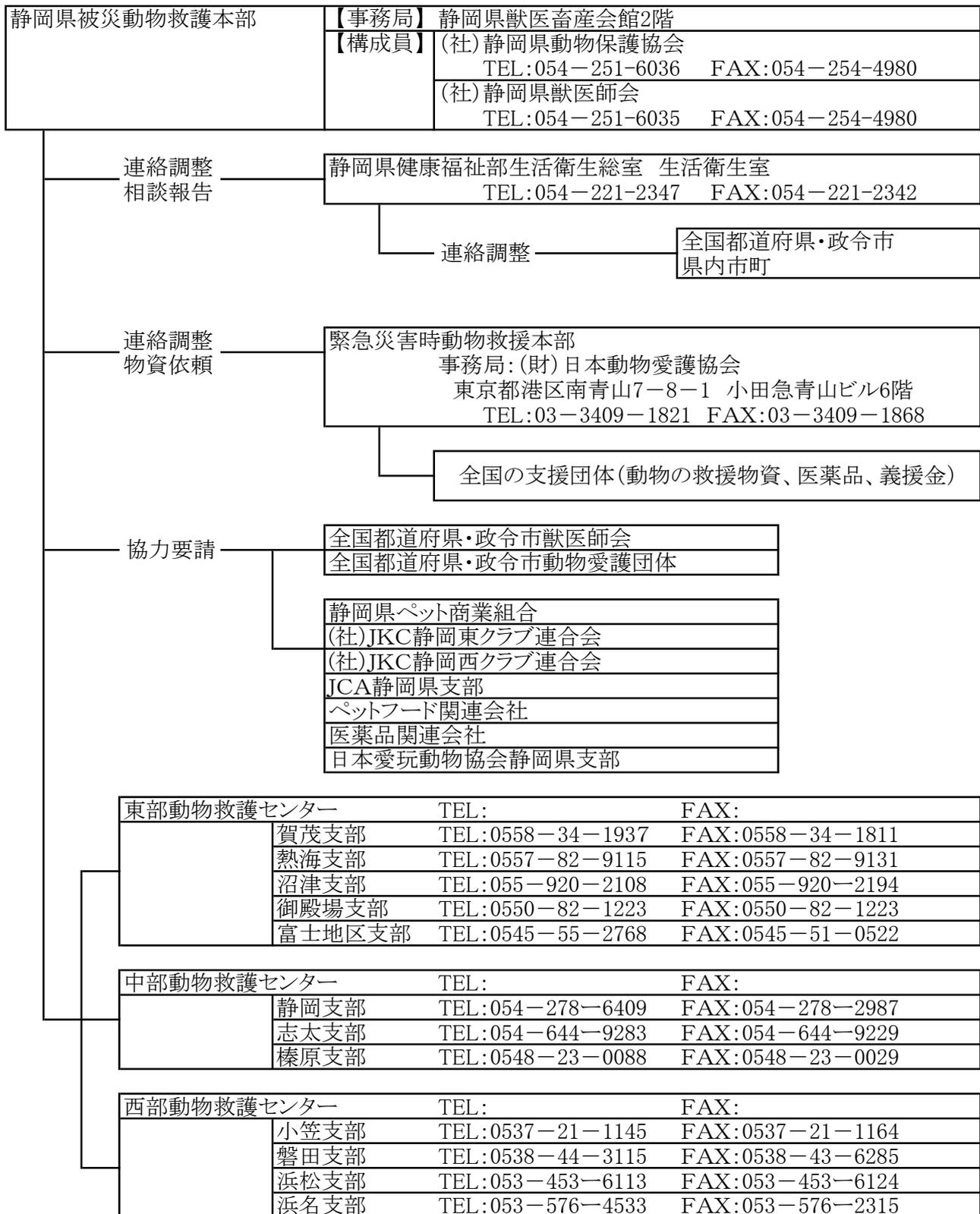
2 この要綱の改廃は、(社) 静岡県動物保護協会、(社) 静岡県獣医師会により行うものとする。

救護本部設置招集連絡網



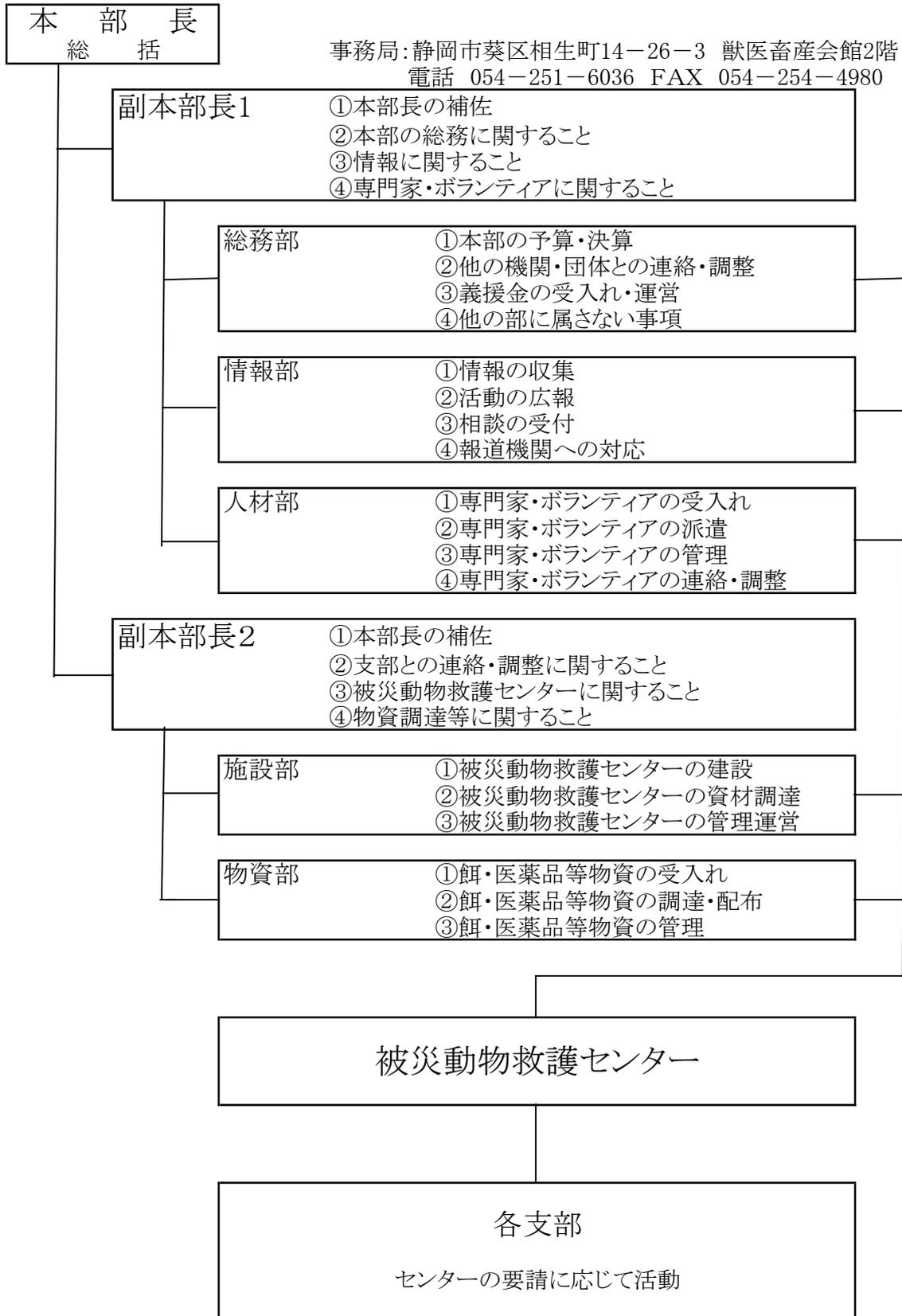
* 連絡網の氏名、住所、電話番号等を記入した名簿については、県動物保護協会並びに県獣医師会事務局が別に作成し、保管・管理する。

本部連絡体制図

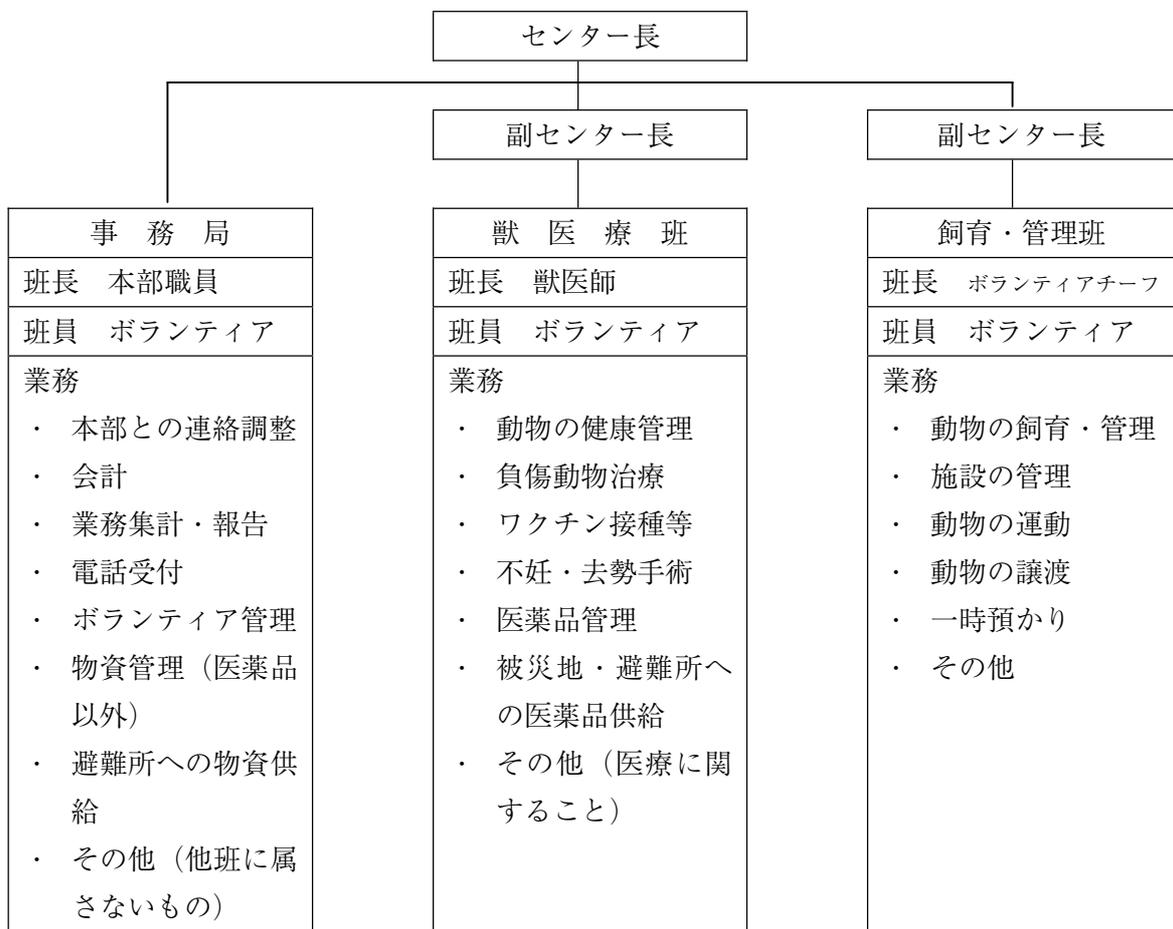


* 電話番号等空欄の部分は、県動物保護協会あるいは県獣医師会事務局が作成し保管・管理する。

本部組織図



セ ン タ ー 組 織 図



2. 東京都獣医師会動物救護対策本部の組織構成

1) 東京都獣医師会動物救護対策本部の組織構成と職務

本部長＝会長：本部長は対策本部を設置し、これを統括する。

また、対策本部の運営状況を常に把握し、方向性を指し示さなければならない。

副本部長＝防災課長：平常時より、東京都獣医師会内に防災課を設置し発災時に備える。発災時は、東京都獣医師会の防災責任者として本部長を全面的に補佐し、副本部長補佐を統括し、更に防災ブロック長及び防災員と連携調整にあたる。

- ① 対内的あるいは対外的な情報の集約
- ② 対策本部の課題抽出、把握、処理
- ③ 各部署への指示

副本部長補佐＝副会長1：対内的統括（東獣内部の調整）

- ① 発災規模の把握
- ② 会員の安否把握
- ③ 会員の住居及び診療施設の損壊状況の把握
- ④ ②,③による動物医療救護活動及び動物保護能力の評価
- ⑤ 医療救護を実施した動物の把握
- ⑥ 保護した動物の把握
- ⑦ 副本部長補佐間及び防災課長との連携（報告）

副会長2：対外的統括（関係機関との調整）

- ① 近隣獣師会等への応援要請
- ② “緊急災害時動物救援本部”、東京都衛生局獣医衛生課及び関係団体との連絡
- ③ “緊急災害時動物救援本部”設置要請とその後の関係機関への報告
- ④ 東京都に“動物保護施設(東京都衛生局災害活動マニュアルに基づく施設)”設置の要請
- ⑤ 動物救護ボランティアの必要性の把握と関係機関への要請
- ⑥ 被災動物及び救援物資搬送のための道路通行権許可要請（警察、自衛隊）
- ⑦ 危険区域の動物保護の許可申請
- ⑧ 人と動物との絆に関わる関係各所への働きかけ
- ⑨ 渉外及び必要な情報の発信（プレスリリース、インターネット等）
- ⑩ 副本部長補佐間及び防災課長との連携（報告）

本部員＝理事（監査）：各部署における情報収集と処理及び副本部長補佐との連携（報告）

- ① 各会員の安否の把握及び住居、診療施設の損壊状況の調査・把握（※緊急時には本部総力を以ってこれにあたる）。
- ② 要治療動物、保護動物、保護の必要な動物の調査把握
- ③ 後方医療体制(獣医科大学等)の整備と状況把握
- ④ 関係団体(専門学校、訓練所等)との連絡、保護能力把握
- ⑤ 近隣獣医師会等の後方医療体制の整備と状況把握
- ⑥ 獣医療薬品、器材等の必要量把握と関係機関への要請
- ⑦ ペットフード及びペット用品の必要量把握と調達
- ⑧ 東京都衛生局との連絡調整(実務レベル)
- ⑨ 緊急災害時動物救援本部との連絡調整(実務レベル)
- ⑩ 各部署との連絡方法の整備と確立

- ⑪ ボランティア動員体制の策定(⑨以外)
- ⑫ 渉外、マスメディアへの情報発信
- ⑬ 応援物質、義援金請求受付等の調整
- ⑭ 公衆衛生維持のための医師会、東京都等との調整
- ⑮ インターネット、ホームページの運営
- ⑯ 迷子動物の情報発信

事務局＝事務局員：対策本部運営に関わる事務処理

2) 支部動物救護対策本部の組織構成と職務

本部長＝支部長：本部長は支部動物救護対策本部を設置し、これを統括する。
また、支部動物救護対策本部の運営状況を常に把握し、方向性を指し示さなければならない。

副本部長＝防災員：平常時より、支部内に防災責任者として配置し統括する。
発災時は、支部の防災責任者として支部長を全面的に補佐し、防災ブロック長と連携調整にあたる。

本部員＝役員（監査）：各支部内において体制を配備する。

部員＝会員：策定された体制に基づき活動。

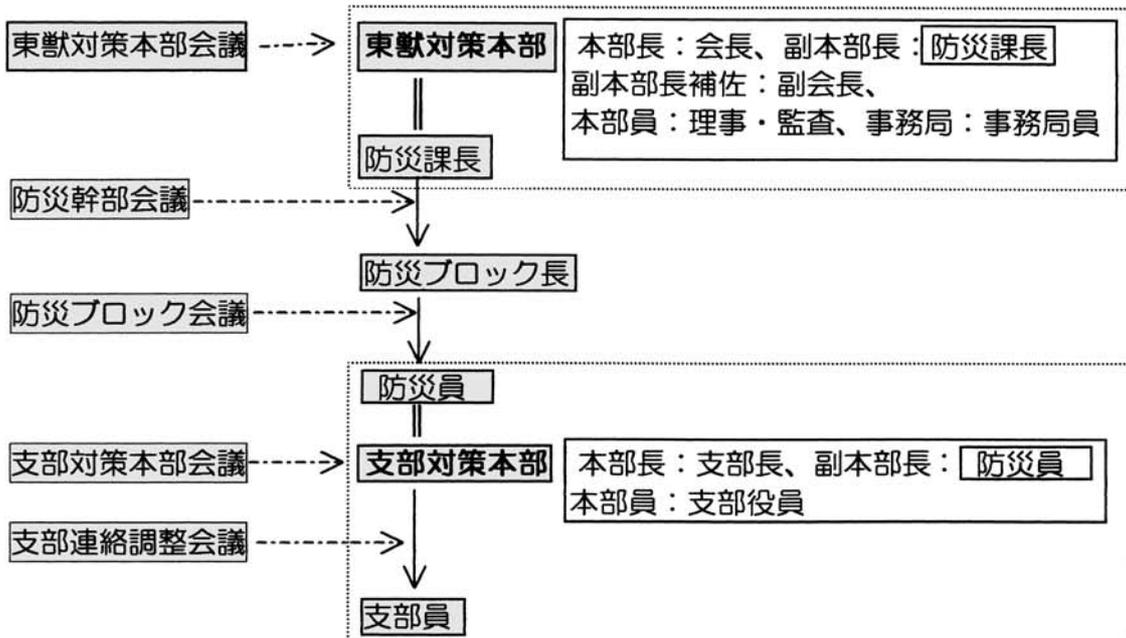
3) 防災ブロック制度

防災ブロックは、防災課長を頂点とし、防災ブロック長及び防災員より構成する。

平常時より、東京都の地理的問題点等を考慮し、都内を複数の支部から成るいくつかのブロックに分割し、各ブロックは防災ブロック長を常任させる。

防災ブロック長：発災時は、担当ブロックの防災員と連携を図り統括し、各ブロック間及び防災課長と連携調整にあたる。

4) 東京都獣医師会動物救護対策本部の組織構造図



3. 東京都獣医師会動物救護対策本部の運営

1) 東京都獣医師会動物救護対策本部の運営

(1) 東京都獣医師会動物救護対策本部の開設

東京都獣医師会動物救護対策本部は、原則として東京都獣医師会本部に開設する。開設が困難な場合は、本部長宅かあるいは副本部長宅に開設する。

(2) 東京都獣医師会動物救護対策本部会議

本部長は、東京都獣医師会動物救護対策本部の運営について審議する必要がある時は、副本部長、副本部長補佐、本部員及び事務局員を招集する。また、特に必要があると認める時は、東京都獣医師会動物救護対策本部の構成員以外の者に対し、出席を求めることができる。

2) 防災ブロックの運営

平常時に構築された対応体制に基づき、防災課長、防災ブロック長並びに防災員は主要ポストに配置し、指導的な立場で全体調整にあたる。

(1) 防災幹部会議：東京都獣医師会動物救護対策本部と防災ブロック長間における連携調整会議であり、防災課長が開催する。

(2) 防災ブロック会議：防災ブロック長と防災員間における連絡調整会議であり、防災ブロック長が開催する。

3) 支部動物救護対策本部の運営

(1) 支部動物救護対策本部の開設

支部動物救護対策本部は、原則として支部長宅に開設する。
開設が困難な場合は、防災員宅に開設する。

(2) 支部動物救護対策本部会議

本部長は、支部動物救護対策本部の運営について審議する必要がある時は、副本部長、本部員を招集する(役員会)。また、特に必要があると認める時は、支部動物救護対策本部の構成員以外の者に対し、出席を求めることができる。

(3) 支部連絡調整会議

本部長は、会員相互の連絡調整を図る必要があると認められた時は、支部連絡調整会議(支部会)を開催する。

4) 東京都獣医師会動物救護対策本部長への措置状況等の報告

支部動物救護対策副本部長(支部防災員)は防災ブロック長を介して次の事項について、速やかに東京都獣医師会動物救護対策副本部長補佐に報告する。

(1) 調査把握した被害状況等。

(2) 実施した応急措置の概要。

(3) 今後実施しようとする応急措置の内容。

(4) 東京都獣医師会動物救護対策本部長から特に指示された事項。

(5) その他必要と認められる事項。

5) 関係機関との連携

東京都獣医師会動物救護対策本部長及び副本部長は、関係行政機関、関係都内獣医科大学、関係団体及び関係企業と連携・調整にあたる。

(1) 関係行政機関

・東京都衛生局獣医衛生課

(2) 関係都内獣医科大学

・東京大学 ・東京農工大学 ・日本獣医畜産大学

(3) 関係団体

・(社)日本獣医師会 ・関東地区獣医師会連合会 ・(財)日本動物愛護協会

・(社)日本動物福祉協会 ・(社)日本愛玩動物協会 ・(社)日本動物保護管理協会

・(社)東京都動物保護管理協会 ・災害救助犬訓練士協会 ・日本ペットフード工業会

・日本ペット用品工業会 ・東京都トラック協会 ・その他

(4)関係企業

・製薬会社 ・ペットフード会社 ・臨床検査会社 ・その他

なお、東京都獣医師会会長及び防災課長は、平常時より関係機関との連携体制の構築に努力しなければならない。

6) 広報活動

東京都獣医師会動物救護対策本部長及び副本部長は、東京都獣医師会の実施する動物救護活動について、必要に応じて広報活動を実施する(対マスコミ、対被災住民等)。

7) 裁量権

トップから現場までの命令系統を確保するため、要(カナメ)となる人物には、各々に実際の場面での裁量権を与えておくことが重要である。

要：・東京都獣医師会動物救護対策本部長及び副本部長(防災課長)
・防災ブロック長
・支部動物救護対策本部長及び副本部長(防災員)

8) 動物救護活動が長期化した場合の対応

動物救護活動が長期化した場合、東京都獣医師会動物救護対策本部あるいは支部動物救護本部は、その状況を正確に判断し積極的に対応体制を決定しなければならない。

4. 東京都獣医師会動物救護対策本部員の動員体制

緊急災害時には、初期段階での対応が、その後の防災対策の成否を左右する。このため、夜間・休日でも即時対応できるよう動員体制を構築しておかなければならない。

1) 東京都獣医師会動物救護対策本部員の動員態勢

会長は、災害が発生し又は発生する恐れがあると判断した場合は、非常配備態勢の司令を発し、本部に防災課長、副会長、理事、監査及び事務局員等を招集しなければならない。

東京都獣医師会動物救護対策本部が設置された場合、本部長は直ちに可能な通信・連絡手段を利用して各支部長に緊急配備体制の発動を通知する。

2) 東京都獣医師会動物救護対策本部の夜間・休日等における初動体制の確保

夜間・休日等に発生する地震災害等の非常事態に対処するため、夜間・休日等の緊急災害連絡室を設置し、初動体制を確保しておかなければならない。

対策本部構成員は、夜間・休日等に地震災害等の非常事態が発生した場合、発災初期の災害応急対策に従事するため、可能な手段を用いて本部等に参集しなければならない。

緊急災害連絡室：防災課長宅か東京都獣医師会会長宅が望ましい。

3) 支部動物救護対策本部員の活動体制

各支部における活動体制及び動員態勢は、各支部単位で策定するものとする。

社団法人東京都獣医師会緊急災害時動物救護対策要領

(目的)

第1条 緊急災害の発生に際し、本会が被災動物の救護活動を行うときはこの要領の定めるところによる。

(緊急災害時)

第2条 緊急災害時とは、広域または特定の地域における地震、火災、風水害、噴火などにより、多数の動物が危険な状態に陥り、またはその恐れがあり、会長が緊急に救護活動を必要と認めた場合をいう。

(対策本部)

第3条 会長は、緊急災害時には本会に動物救護対策を設け、対策本部長に就任するとともに、本部員に役員を当て統括する。

2. 本部長は支部長に班長を当て統括する。
3. 班長はブロックを組織し、ブロック長を選出し、対策本部と連携を図る。
4. 支部員は班員として行動する。

(救護活動)

第4条 本部長は、緊急災害時の情勢を的確に把握し、当該地区または隣接地区の班員の協力を得て、被災動物の救護活動を行うものとする。

2. 前項の場合において、本部長はブロック長を経て班長に救護活動を指示し、班長は状況に応じた救護活動を班員に指示するものとする。
3. 本部長は、救護活動の状況について随時ブロック長・班長に報告を求め、必要な指示を行うものとする。

第5条 被災動物の救護は次のとおりとする。

- (1) 被災動物の治療および一時保護管理
- (2) 薬品、飼料などの調達配布
- (3) その他必要と認められる救護活動

(協力連携)

第6条 救護活動を行うにあたり、本部長はあらかじめ関係行政機関に連絡するとともに関係都内獣医科大学ならびに関係団体の協力を求め、相互に連携を密にして万全を期するように努めるものとする。

1. 関係行政機関は以下のとおりとする。
 - ・東京都衛生局獣医衛生課
2. 関係都内獣医科大学は下記のとおりとする。
 - ・東京大学 ・東京農工大学 ・日本獣医畜産大学
3. 関係団体は以下のとおりとする。
 - ・(社)日本獣医師会 ・関東獣医師会連合会 ・(財)日本動物愛護協会
 - ・(社)日本動物福祉協会 ・(社)日本愛玩動物協会 ・(社)日本動物保護管理協会
 - ・(社)東京都動物保護管理協会 ・災害救助犬訓練士協会 ・日本ペットフード工業会

・日本ペット用品工業会 ・その他

(連携体制整備)

第7条 各支部は緊急災害時における救護活動のため、所属する行政の担当課と連携体制を整備しておくものとする。

2. 支部は緊急災害時における活動のため、現地救護対策本部を立ち上げる策定をしておかなければならない。

(救護活動の中止)

第8条 本部長は救護活動が極めて困難または不可能と認められる場合、あるいは緊急災害が終息したと認められる場合は、関係行政機関および関係団体に連絡して、救護活動を中止することができる。

(緊急措置)

第9条 班員は、被災動物が救護できない状態になったと認められる場合は、自らの責任において緊急措置をとることができる。

2. 前項の場合、対策本部に報告するとともに可能な限り所有者の了承を得るか、または後日所有者に連絡するために必要な措置を講じておくよう努めなくてはならない。また、所有者不明動物についても同様とする。
3. 前2項の措置は、班員の診療施設が緊急災害により被災したときもこれに準ずることができる。

(基金の設置)

第10条 緊急災害時の動物活動のため、平常時より基金を設置する。

(費用の弁済)

第11条 緊急災害時の救護活動に要した費用及び、班員が負担した薬品および飼料については基金等より費用弁済する。

(雑則)

第12条 緊急災害の救護活動にあたり、この要領によりがたい場合、またはこの要領に定めのない不測の事態が生じた場合は、会長はその状況に応じて適切な措置をとることができる。

付 則

この要領は、平成13年3月1日から施行する。

救援活動体制

1 練馬区獣医師会動物救援対策本部の設置

- 1) 本会は区内において大規模な災害が発生した場合、動物救護活動の推進を図るため練馬区獣医師会動物救援対策本部を設置する。
- 2) 支部長を本部長、防災委員長を副本部長とする。
- 3) 本部が設置された場合、直ちにその旨を各支部員、並びに関連機関に通知する。
- 4) 支部員は本部員として、その活動が円滑に行われるよう努力する。
- 5) 東京都獣医師会が「東京都獣医師会動物救援対策本部」を立ち上げたのちは、その傘下に入る。
- 6) 災害対策がおおむね完了したと認めた時は、本部を解散し、その旨を各支部員並びに関連機関に通知する。

2 練馬区獣医師会動物救援対策本部の組織構成

本部長＝支部長 本部長は対策本部を設置し、これを統括する。
副本部長＝防災委員長 練馬区獣医師会の防災責任者として本部長を補佐する。
両者は、以下の事を行う。

- 1 各支部員、家族の安否確認
- 2 各支部員の住居および診療施設の損壊状況の確認
- 3 各支部員の動物救援活動参加可否の確認
- 4 東京都獣医師会および近隣支部会との連絡
- 5 行政との連絡
- 6 動物救援活動内容の把握
- 7 獣医療品、器材、飼料などの把握と関連機関への要請
- 8 獣医科大学、動物園、水族館との連絡
- 9 広報活動

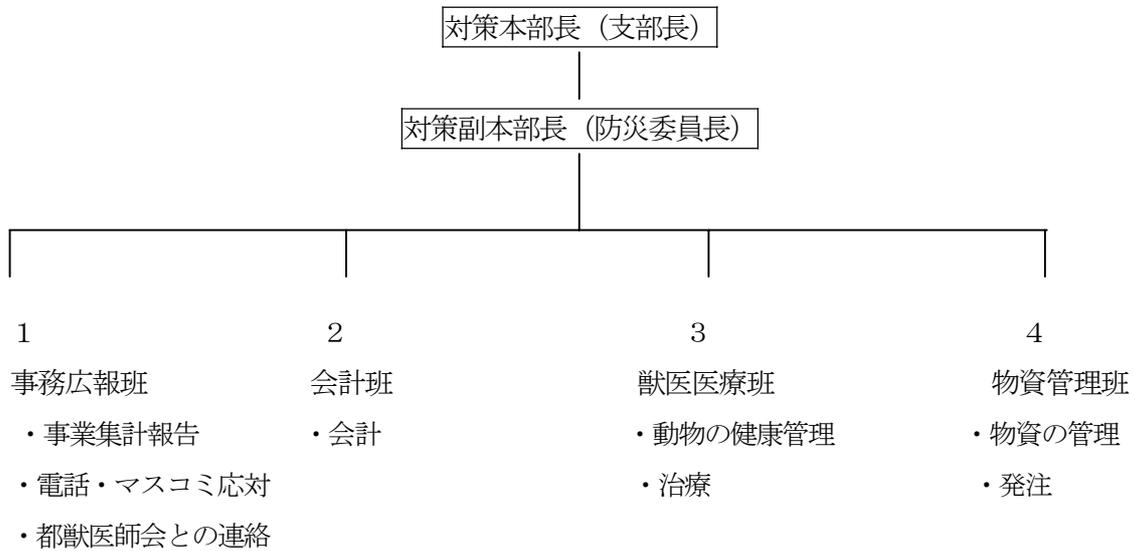
3. 活動内容

P.152「動物医療救援活動」参照

初期活動である一般動物診療施設での活動と、その後必要に応じて行政が設置する「練馬区動物救援センター」での活動を関連機関と連携・協力し全面的にバックアップするものとする

- 1) 一般動物診療施設での活動
 - 1 傷病動物の収容・治療・保管
 - 2 飼育困難な動物の一時保護
 - 3 所有者不明動物の保護

練馬区獣医師会動物救援対策本部

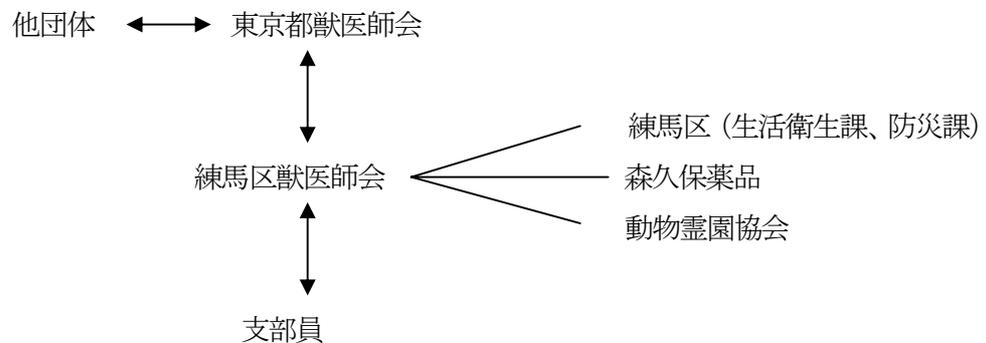


練馬区獣医師会動物救援対策本部は、上記の様な各班から構成される組織とする。
また、各組織で独自に動けるように決済できることとする。

各種団体との交渉

練馬区獣医師会では都獣医師会の組織の立ち上がりまでに時間がかかることも予想し、薬品・機材等の優先供給に関する協定に則り、薬品・飼料等の供給について協力を得る。
また、遺体の処理に関しては動物霊園協会(代表 慈恵院)に協力を得る。

組織連携概図



第1章 総 則

緊急災害時における小動物救護対策業務は、行政が行う「災害時動物救護対策業務」を、5団体{(財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(社)日本愛玩動物協会、(社)日本動物保護管理協会、(社)日本獣医師会}で構成する「緊急災害時動物救護本部」が主となり全面的にバックアップするものとし、小動物救援対策本部には、救護動物保護センター(健常動物収容部門)と救護動物治療センター(傷病動物治療部門)を設置する。

小動物救援対策本部の、活動方針、構成組織、取り扱う動物の種類および連絡網などの基本事項について本章では触れている。

〔 小動物救援対策本部 〕

小動物救援対策本部の開設に必要な人員の確保、施設の立ち上げ、維持並びに管理は、行政と災害時小動物救援対策本部を構成する各種動物愛護団体が主体となり管理運営し、獣医師会(獣医師)はこれに全面的な協力をして、獣医療を通じて動物の救護活動を行うものとする。

非常災害時に被災者が飼育管理している小動物の救護並びに飼育管理(一時預かり・収容)を行うため、行政が行う「災害時動物救護対策業務」を全面的にバックアップする目的で、「小動物救援対策本部」を災害時動物救護本部は設置するものとする。

災害の種類(地震・津波・風水害・火山噴火など)、災害の規模並びに災害の発生場所(人口密度の多寡・動物数の多少など)により、小動物救援対策本部設置の要否、施設の規模・構造などを考慮するものとする。

〔 活動方針 〕

救護などの活動方針としては、以下の7項目とする。

- 1 飼育困難な動物の一時保管
- 2 放浪動物の保護
- 3 負傷動物の収容・治療・保管
- 4 飼育動物に対する餌の配布
- 5 所有者探しおよび情報提供
- 6 新しい飼主探し
- 7 その他動物に関わる相談

〔 構成組織 〕

小動物救援対策本部を構成する組織などは以下のものとする。

- 1 災害時動物救護本部：(財)日本動物愛護協会 (社)日本動物福祉協会
(社)日本愛玩動物協会 (社)日本動物保護管理協会
(社)日本獣医師会
- 2 行 政：国 都道府県・政令都市 当該市町村 近隣市町村
- 3 獣医師会：(社)日本獣医師会 (社)地方獣医師会 (社)当該獣医師会支部
- 4 各種動物愛護団体
- 5 獣医系大学
- 6 動物園・水族館
- 7 被 災 者：動物飼育者 非動物飼育者
- 8 非被災周辺住民

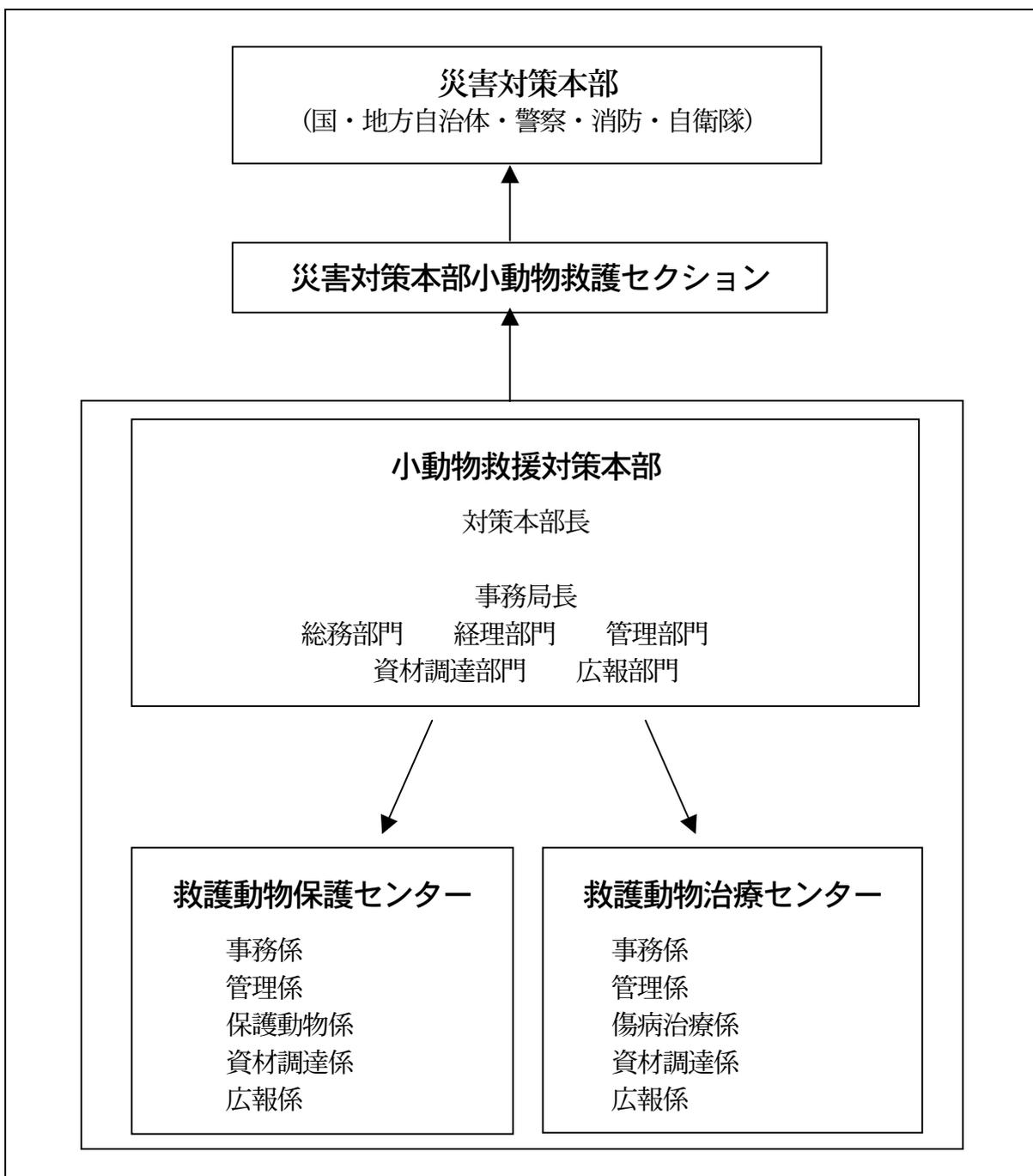
小動物救援対策本部には、救護動物保護センター（健全動物収容部門）と救護動物治療センター（傷病動物治療部門）を、おくものとする。

〔 取り扱う動物 〕

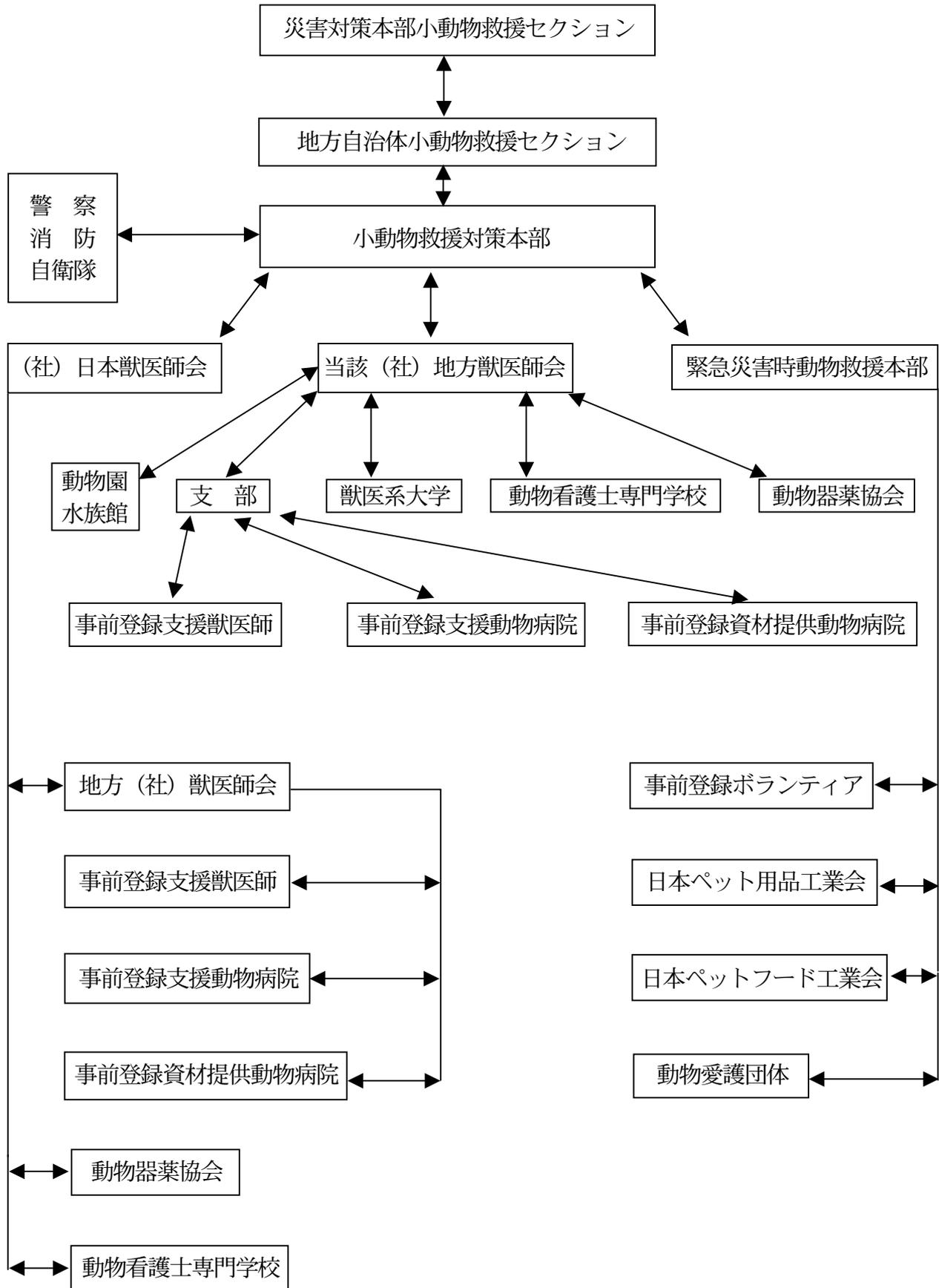
小動物救援対策本部で取り扱う動物は、犬、猫、兎を含む小型齧歯類および小鳥とし、他の小動物、危険動物と野生鳥獣については動物園・水族館などへ当本部を介し、受け入れ協力を申し出るものとする。

尚、小学校などでの飼育動物は、動物種を問わず、全て受け入れるものとする。但し、大型動物については、別途収容先などを考慮するものとする。

組 織 図



連絡網



第2章 行政・災害時小動物救護対策本部

災害時における被災した動物の救護活動は、国（国土交通省・環境省）、都道府県、政令指定都市、中核都市および各市町村に、「災害時動物救護セクション」を常設し、業務体制の確立を図るとともに、災害対策予算の中に動物救護にかかわる予算を計上する。

災害時の動物救援組織の基幹となる関連5団体〔（財）日本動物愛護協会、（社）日本動物福祉協会、（社）日本愛玩動物協会、（社）日本動物保護管理協会、（社）日本獣医師会〕は、平時より動物救護シミュレーション、ボランティアの育成と研修活動などを含めた組織強化と啓蒙活動を行うものとする。

動物救援本部には、自治体の「災害時動物救護セクション」との連携により、第1章に記載した2つのセンター（救護動物保護および治療センター）を設置し、以下の業務を行うものとする。

1. 被災地域の飼主よりの受託小動物の飼育管理
2. 飼主不明動物の保護および飼育管理
3. 行政が行う規制区域内などに残された動物への給餌活動の支援
4. 全ての保護管理動物の獣医療救助
5. 引き取り手のいない収容動物の新しい飼主探し

以上の業務を行うために、動物救援対策本部には事務局、総務部、経理部、管理部、資材調達部並びに広報記録部の部署を置くものとする。

その他本章では、救護動物保護センター（健全動物収容部門）の施設並びに必要な備品・消耗品などの調達、業務内容と小動物収容業務の実際について触れている。

災害時における被災した動物の救護活動は「動物の愛護および管理に関する法律」の趣旨から被災者の救護活動とあわせて行政と動物愛護団体など協力して敏速に対応しなければならない。

被災した動物とは、被災者が飼育している小動物・伴侶動物、災害時の混乱のために飼育者が判明しない動物（被災地での放浪動物）、これらを含めた負傷動物が考えられるが、これらを含めた救護活動が必要となる。

I 平時のセクションの確立

〔 行政としての事前対応 〕

- 1 緊急災害発生と同時にまたは予知の段階ですみやかな行動が取れるように、国（国土交通省・環境省）、都道府県、政令指定都市、中核都市および各市町村に、「災害時動物救護セクション」を設け災害時における業務体制の確立を図るとともに、災害対策予算の中に動物救護にかかわる予算を計上する。
- 2 市町村の責任部署としては、狂犬病予防業務担当部署が当たる事が望ましい。
 - 1) 畜犬登録数より、被災地域の犬の頭数を把握する事で、救護施設の規模などと対策事業にかかわる人員体制など計画が建てやすい。
 - 2) 放浪動物（特に犬）の収容業務が迅速に行える。
 - 3) 災害対策予算の中に、当初の緊急対応と設備構築に必要なとする予算を計上するとともに、初期収容の為に各市町村にゲージを最小限常時確保しておき、不足に応じ近隣の市町村より借用するものとする。
- 3 施設の候補地の選定
 - 1) 人の避難指定地域の選定に併せて、動物救護施設の予定地の選定をしておく。

- 2) 災害発生直後は、避難所に動物収容施設を併設する。
- 4 小動物を含めた防災訓練
行政は防災訓練などを行う場合、小動物も対象とする。

〔 緊急災害時動物救援本部としての事前対応 〕

- 1 緊急災害時動物救援本部の充実をはかり、関連5団体〔(財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(社)日本愛玩動物協会、(社)日本動物保護管理協会、(社)日本獣医師会〕が動物救護対策本部を立ち上げ運営する。
- 2 各団体は平時に動物救護のためのシミュレーションを行い、災害時実働可能な組織強化と啓蒙活動を行う。
- 3 動物救護ボランティアの育成と研修活動を(社)日本獣医師会地方会ブロックと同様に、全国を9ブロック(北海道、東北、関東、東京、中部、近畿、中国、四国、九州ブロック)に分け啓蒙・周知させる。
- 4 緊急災害時動物救援本部5団体以外の愛護団体・協力団体・協力企業との初期活動における協力体制のシミュレーションをしておく。

II 緊急災害発生時の初期活動と動物救護対策本部の立ち上げ

災害発生時、もしくは発生予想時に行政の動物救援セクションと緊急災害時動物救援本部が協議し、動物救護対策本部の立ち上げの可否について検討する。

〔 小動物救援対策本部 〕

- 1 対策本部の基本業務
次の動物救護活動を行うため、救護動物保護センターと救護動物治療センターを開設し、その運営管理を行う。
 - 1) 被災地域の飼主よりの受託小動物の飼育管理
 - 2) 飼主不明動物の保護および飼育管理
 - 3) 行政が行う規制区域内などに残された動物への給餌活動の支援
 - 4) 全ての保護管理動物の獣医療救助
 - 5) 引き取り手のいない収容動物の新しい飼主探し
- 2 国・自治体の災害対策本部と連動連絡し、自治体の「災害時動物救護セクション」と協議し、被災地域の動物などの頭数を把握した上で、本部設置場所、開設日時、施設規模、資金調達などについて決定する。
- 3 小動物救援対策本部長・救護動物保護センター長は行政または緊急災害時動物救援本部から選任し、救護動物治療センター長は獣医師会より選任する。
- 4 小動物救援対策本部には次の部署を置く
 - 1) 事務局
 - 2) 総務部
 - 3) 経理部
 - 4) 管理部
 - a) 施設管理：各施設の立ち上げ、補充、補修
 - b) 人員管理：一般ボランティア、ボランティア獣医師の受け入れと人員配置管理
 - 5) 資材調達部 医薬品、器具機材、ペットフード、ペット用品、ボランティア用品、備品消耗品の調達

6) 広報記録部

a) 情報収集

- ア) 災害の規模、被災地域、現況並びに今後の推移に関すること
 - イ) 被災者の数並びに避難方法と避難場所（施設）に関すること
 - ウ) 被災地内で飼育されていた動物の種類と推定頭数（犬の登録台帳を基に）に関すること
 - エ) 対策本部の活動状況並びに支援体制に関すること
 - オ) 交通網並びに通行手段に関すること
 - カ) 動物救護センターに関すること
 - ① 小動物救援対策本部の設置の可否
 - ② 小動物救援対策本部設置場所と設置必要数
 - ③ 派遣獣医師に関すること
必要獣医師数、動員体制・手段、支援体制作り
 - ④ 必要資材の調達と確保に関すること
- b) 各種動物愛護団体の活動に関すること

5 情報提供

全ての情報は公開するを原則とする。

各種情報の開示は、小動物救援対策本部を通し広報部門が行い、情報の発信を一本化する。

公開する内容については、可能な限り事前に関連部門と連絡の上行い、公開内容は記録に残す。

6 マスコミ対応

- 1) 許可無く収容施設への立ち入り禁止の徹底
- 2) 取材は広報部門担当者が対応し、他の者の取材対応は許可を受けた者のみが行う
- 3) 定期的に、マスコミ対応時間を設定し、小動物救援対策本部の現況説明を行う
 - a) 収容動物の推移並びに状況
 - b) 獣医師の活動内容
 - c) 獣医療ボランティアの活動内容
 - d) 小動物救援対策本部活動の問題点と支援要請
 - e) その他

7 救護動物保護センター

8 救護動物治療センター

〔 動物救護対策本部としての活動 〕

- 1 現地災害対策本部との連絡連動を密にし動物救護のため日本赤十字社、その他の支援団体への救援資金・物資の要請。
- 2 行政からの人員の出向、連絡網の確認、施設・規模の調整など施設、体制の確保や、土地・施設の借り入れ契約・施設内設備のリース契約・運搬用自動車の確保など、行政と支援団体などとの調整を図り体制や施設を整備する。
 - 1) 施設の立ち上げ土地の確保は、周辺環境（交通・住宅・臭気・上下水道など）を考慮の上公的な土地が望ましいが、諸般の事情により民有地（・施設）の利用も可とする。
尚、立ち上げは可及的速やかに行うものとする。
 - a) 本部・管理棟
 - b) ミーティング棟
 - c) 宿泊棟（男女別・衛生施設を含む）

第3章 ボランティア

救護業務の実際面に従事するボランティアを以下の様に区分する。

○救護動物保護センター（健常動物収容部門）

動物飼養ボランティア：主に動物の使用管理の仕事

一般ボランティア：事務、清掃、調理など直接動物に関わらない仕事

○救護動物治療センター（傷病動物治療部門）

ボランティア獣医師：獣医師として獣医療を行う

獣医療ボランティア：獣医療の補佐

動物飼養ボランティア：主に動物の使用管理の仕事

一般ボランティア：事務、清掃、調理など直接動物に関わらない仕事

動物飼養ボランティアは、動物看護師、訓練士、飼養管理士、動物看護師専門学校生および動物の使用管理に経験のある者に委嘱する。

獣医療ボランティアは、獣医系大学学生、動物病院勤務経験のある動物看護師、訓練士、飼養管理士および動物看護師専門学校生などに委嘱する。

ボランティアの確保には平時において、各種ボランティアの登録制度を、（社）日本獣医師会の地方会ブロックと同様に全国9ブロック（北海道、東北、関東、東京、中部、近畿、中国、四国、九州）で完備し、緊急時に速やかに全国的な招集が行われるようにしておく必要がある。

ボランティアの指導および統制を行うボランティア指導員の確保と講習会などを、上記9ブロック毎に開催する必要がある。講習会の指導内容は、小動物救援対策本部の役割、動物の飼育管理法、疾病および予防についての基礎知識並びにボランティア管理などについて行うものとする。

実際の活動に際しては、業務内容の確認と把握のため随時ミーティングなどを開催し、収容動物と各ボランティアの健康管理に対応していく必要がある。

災害時の動物救護では、実際に救護動物の飼育管理に携わるボランティアが相当数必要であり、ボランティアの確保方法およびそれを管理指導する体制作りが最重要課題である。

ここでは、ボランティアの召集方法やその管理について、平常時から行える対策と動物救護センター内での実際の作業上の注意点などにふれる。

〔 ボランティアの区分 〕

動物救護対策本部は専門知識、ボランティアの経験度、体力的問題および危険度などにより、所属部署や仕事内容を以下のように区分する。

○動物保護センター

動物飼養ボランティア・・・主に動物の飼養管理の仕事

一般ボランティア・・・事務、清掃、調理など直接動物に関わらない仕事

○動物治療センター

ボランティア獣医師・・・獣医師として獣医療を行う

獣医療ボランティア・・・獣医療の補佐

動物飼養ボランティア・・・主に動物の飼養管理の仕事

一般ボランティア・・・事務、清掃、調理など直接動物に関わらない仕事

動物飼養ボランティアは動物看護師、訓練士、飼養管理士動物看護師専門学校生および動物の飼養管理に経験のある者とする。

一般ボランティアはその経験などから所属部位を決定する。

救護動物治療センターに所属する獣医療ボランティア、獣医系大学学生、動物病院に勤務経験のある動物看護師、訓練士、飼養管理士および動物看護師専門学校生などを委嘱する。

〔 ボランティアの確保 〕

1 ボランティア登録の実施

災害時にボランティアを安定的に確保することは困難な場合が多いため、平常時からボランティア希望者を募り、登録制とし、緊急災害時には登録者の中からボランティアを要請するシステムを構築する。ボランティア登録は緊急災害時動物救援本部が中心となって活動する。ボランティア登録はその専門知識により、獣医療ボランティア、動物飼養ボランティア、一般ボランティアなどに区分しておく。特に専門知識を要する獣医療ボランティア、動物飼養ボランティアについては平常時より動物看護師関係の専門学校や獣医系大学と取り決めを行い、緊急時に確実に人員派遣を行える体制を作る。この登録制は全国の9ブロックで個別に行い、その結果を集計し緊急災害時動物救援本部が把握するとともに、その情報を各ブロックにも保管し緊急時に全国的な召集が行えるように準備する。

2 平常時からのボランティア獣医師登録の実施

全国の9つのブロックに分かれる地区連合獣医師会単位で、平常時にボランティア獣医師の登録制を実施する(様式3-1~3-6)。これにより、災害時に必要な医薬品や器材などの調達を把握出来るとともにボランティア獣医師や後方支援診療施設の状況をあらかじめ把握する。

この登録は、年1回更新し、常に最新の情報を把握する。また、緊急災害時動物救援本部が全国の登録情報を集計し把握する。また、各ブロックも集計した結果を掌握するとともにその情報を各ブロックにも保管し緊急時に全国的な召集が行えるように準備する。

3 災害時のボランティア募集

災害時に動物救護対策本部は、登録された各職域ボランティアに召集をかけるとともに、新たなボランティアの募集を行う。ボランティア募集についてのマスコミリリースを行い、一般からも広く募集を募る。ボランティアの人員調整は緊急災害時動物救護本部と現地動物救護センターが行う。

被災者に対するボランティアと同様に災害対策本部内のボランティアセンター(社会福祉協議会など)からもボランティアを募集する体制を作る。

〔 平常時からのボランティア指導員育成教育 〕

1 平常時からのボランティア指導員の育成教育

動物救護に当たっては相当数のボランティア人員が必要であるが、その指導および統制を直接行うボランティア指導員が必要である。この指導を行うボランティア指導員にはボランティアを統率する人間性や専門知識などが不可欠であり、災害時に現場でこれらの適任者を見つけることが困難であるため、平時より、緊急災害時動物救援本部が(全国9ブロックに分けて)指導員としての適格者の確保をするとともに、指導者を養成する講習会を年1回、開催する。

指導員の候補者は、災害時に派遣可能な人材で適任者を、各団体から任命および依頼する。公募する場合もある。

ボランティア指導員育成講習会における指導項目

- 1) 動物救護対策本部の役割
- 2) 動物の飼育管理法

3) 疾病および予防についての基礎知識

4) ボランティア管理

〔 ボランティア同意書への記載および現場での講習 〕

センター内で円滑に仕事を行うためには、全員の意思統一が最重要課題である。このため、ルールを乱したり自分勝手な行動をとらせないようにする必要がある。

このセンターの目的、活動内容、注意事項、禁止事項などを明文化しておき、この施設の目的や活動内容を十分に理解し納得されたもののみ受け入れ、ボランティア誓約書（様式3-7）に署名をさせる。その場合、必ず規則を守って活動することを強調する。

ボランティア受付にてボランティア誓約書およびボランティア受付表（様式3-8）に記載が終了したボランティアはその経験により所属部所を振り分け、その部署のボランティア指導員が現場での仕事についての講習を行い、仕事を始めさせる。

〔 ボランティアの生活環境 〕

動物の救護活動は長期化し息の長い活動が必要となることから、ボランティアの安定確保のために、快適な環境を作る必要がある。

ボランティアが長期滞在出来るように、衣食住については出来るだけ快適な環境づくりをする。

- 1 宿泊施設は男女別々に設け、浴室やトイレなど清潔な環境を提供しなければならない。
- 2 食事に関しては、センター設置場所が郊外にあることが多く、食事の調達も不便なこと、および動物の飼育管理が長時間の労働を強いられることが予想されるため、センターで支給すること。

ボランティアの知識や経験度および人格などは多種多様であり、これらのことから人間関係上のトラブルが数多く発生することが予想され、これらの問題がセンターの運営に重大な支障をきたす可能性がある。このため、これらのトラブルを未然に防ぐために、監督および指導を十分に行い、場合によっては所属部署の配置換えおよび規則などを守れない場合にはボランティア契約の破棄などを考慮すべきである。

〔 センター内での仕事のマニュアル作成 〕

センター内の仕事内容について、マニュアルを作成し各自熟読し、仕事内容が把握出来るように心がける。

- 1 一日の仕事のタイムテーブルを作成し、それにそって活動する。
 - 起床時間
 - 朝食時間
 - 朝のミーティング時間
 - 午前の仕事
 - 昼食時間
 - 休憩時間
 - 午後の仕事時間
 - 午後のミーティング時間
 - 就寝時間、など
- 2 ボランティア出勤参加簿への記入
後述のボランティア保険の関係や人数の把握の目的で、毎朝の仕事前に当日の仕事に参加するボランティアは全員、ボランティア受付簿に記入させる（様式3-9）。
- 3 健康管理簿の記載
救護動物保護センターにおいては、救護動物の毎日の排便排尿および食欲や異常な症状などを朝晩の給

与時に健康管理簿に記入し、健康状態が誰でもすぐに判るように記録する。

4 ミーティングの実施

ボランティアの意志統一や連絡を確実にを行うために、毎日朝晩全員の出席のもとにミーティングを行い、センター内での問題点や改善事項はこのミーティングによりボランティア全員に告知する。また、ボランティア指導員がその内容をミーティング記録簿に毎回記入し、保管する（様式3-10, 3-11）。

ボランティア獣医師の代表者は確実な仕事の引継を行い、その内容を業務日誌（様式2-1）に記録する。

〔 ボランティアの健康管理と休暇 〕

ボランティアが長期化した場合に、疲労やストレスから体調を崩す場合があります。長期ボランティアにはある程度の自由時間や休日を当てるなど、健康管理にセンター長は努める。

〔 咬傷事故発生防止の指導 〕

救護された動物は慣れない環境やストレスのために、凶暴化している場合が多いため、咬傷事故が多発する傾向がある。このため、一般ボランティアには注意しなければならない動物を明確にし、注意を払うように呼びかけることが必要であり、咬傷防止のために革手袋や口輪などを用意しておく必要がある。これらの指導は常に犬舎の状況を把握しているボランティア指導員が行い、非常に攻撃的で危険な動物の場合には、センターでの保護活動を断ることが出来る。万が一、咬傷事故が発生した場合には、直ちに病院にて処置を受けることができるように、最寄りの病院を調べておく。ボランティアの咬傷事故や不慮の事故に対応したボランティア保険（団体保険）に加入しておく。しかし、この保険で保証される金額は最小限であり、それを超えた保証はされないことにあらかじめ同意してもらうよう、ボランティア同意書内に記載しておく。

災害時動物救護保護活動に関する協定書

災害時における動物救護活動に関し、(関係市町村)を「甲」とし、(社)三重県獣医師会を「乙」とし、甲乙との間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第一条 この協定は、(関係市町村)地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請等)

第二条 甲は、(関係市町村)地域防災計画に基づき、動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

1 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに動物救護活動を行うものとする。

2 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

3 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

(動物救護の活動場所)

第三条 乙は、甲が定める避難所又は災害現場等に設置する動物救護所、及び(社)三重県獣医師会員の保有する診療施設において、動物救護活動を実施するものとする。

(乙の行なう動物救護活動)

第四条 乙の行なう動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- 1 負傷した動物に対する獣医療行為
- 2 避難所における動物救護所設置の協力
- 3 避難所における被災した動物飼育者への支援
- 4 動物救護所の管理指導
- 5 後方獣医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 6 飼い主の不明な動物の個体識別補助
- 7 甲の行なう動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動
- 8 被災した身元不明動物に関する情報の収集及び提供活動
- 9 動物の死亡確認
- 10 救助要請があった場合は、要救助動物の現場に出動

(動物救護連絡協議会の設置)

第五条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関と動物救護連絡協議会を設置するものとする。

(連絡調整)

第六条 この協定に関する連絡責任者を置く。

前項の連絡責任者は、甲及び乙の指定する者とする。

(細目)

第七条 この協定に関する細目は、別途定める。

(協議)

第八条 この協定に定めのない事項及び、協定の解釈について疑義が生じた時は、甲乙協議の上決定する。

この協定の証として本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙 三重県津市桜橋 2-134 桜橋会館 2 階

(社) 三重県獣医師会会長 三野 營治郎

災害時における動物救護活動に関する協定細目

「災害時における動物救護活動に関する協定書」第七条に基づく細目は、次のとおりとする。

(甲の責務)

第一条 甲は、災害発生時に「三重県災害対策本部」と連絡調整を図り、被災した動物に関する情報収集を行い、乙に情報提供をする。

(費用弁償)

第二条 乙は費用弁償に際し、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。

(動物救護連絡協議会)

第三条 甲は、(社)三重県獣医師会、(関係市町村)役所防災対策課の構成員をもって組織する、動物救護連絡協議会を開催する。

2 甲は、動物救護連絡協議会の開催に際し、必要とする関係機関を招請することができる。

(連絡責任者)

第四条 甲の指定する責任者は、(関係市町村)役所防災対策課長とする。
乙の指定する責任者は、(社)三重県獣医師会会長とする。

この協定細目の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日
甲

乙 三重県津市桜橋 2-134 桜橋会館 2 階
(社)三重県獣医師会会長 三野營治郎

災害時の区と獣医師会との協力に関する協定書

災害時における応急業務に関し、練馬区を「甲」とし、練馬区獣医師会を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、練馬区内に地震、台風その他の災害が発生した際に、甲および乙が行う災害応急業務その他についての相互協力に関し、必要な事項を定める。

(協力の内容)

第2条 相互協力の内容は、つぎの事項とする。

- (1) 負傷した動物への応急手当に関すること。
- (2) 被災した動物の保護および管理に関すること。
- (3) 被災した動物に関する情報提供に関すること。
- (4) 用地、施設、設備の提供その他必要な災害応急業務に関すること。

(協力要請等の手続)

第3条 相互に協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、実施場所その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、そのいとまの無いときは、各々の判断により災害応急業務を開始して、事後に通知する。

(協力の履行)

第4条 甲および乙は、互いに要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行う。

(連絡調整)

第5条 この協力に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙とが行う。

(負担)

第6条 甲は、乙がこの業務のために必要とする用地、施設、設備その他を、可能な限り提供する。

(活動の停止)

第7条 乙は、救護活動が極めて困難または不可能と認める場合または災害が終息したと認められる場合に、甲と協議して救護活動を停止することができる。

(損害補償)

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷または疾病にかかったときは、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、甲が補償する。

(協定期間および更新)

第9条 この協定の有効期間は、平成12年9月1日から平成13年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(細目)

第10条 この協定に関する細目(「災害時の区と獣医師会との協力に関する協定細目」/以下「協定細目」という。)は、別途定める。

(協議)

第11条 この協定および協定細目に定めのない事項ならびにこの協定および協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成12年8月28日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波三郎

乙 練馬区東大泉七丁目25番19号
練馬区獣医師会長 町田忠彦

災害時の区と獣医師会との協力に関する協定細目

「災害時の区と獣医師会との協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第10条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（乙の業務）

第1条 乙は、災害が発生し、負傷した動物への応急手当または被災した動物の保護および管理が必要と認められた場合は、直ちに自らの会員の保有する施設等において、これらの業務を開始する。この場合において、動物の保護が長期化すると認められる場合は、甲の提供する用地、施設および設備を使用してこれを行う。

（要請の手続）

第2条 協定書第3条に定める相互の要請と通知は、原則として文書により行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理する。

（甲の指定する者）

第3条 協定書第5条に定める甲の指定する者は、練馬区保健所生活衛生課長とする。

（負担）

第4条 協定書第6条に基づき、甲は、乙に対し、つぎに挙げるものを提供する。

- (1) 被災した動物の保護のために必要な用地、施設、設備等
 - (2) 動物の応急手当、保護に用いた技術・機材・薬品・飼料・事務等の経費
 - (3) その他必要な物品等
- 2 乙はボランティアの活用、寄附金の利用、企業・団体・個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。
- 3 乙の甲に対する経費の請求については、災害応急業務終了後、速やかに乙が一括して請求書と災害応急業務報告書を添えて行う。ただし、災害応急業務が長期に渡る場合は、双方協議の上途中で分割して請求することができる。

（非常措置）

第5条 乙は被災動物が救護できない状態になったと認められる場合に、甲と協議して非常措置をとることができる。

2 前項の場合、可能な限り被災動物の所有者の了解を得るか、または後日所有者に連絡するために必要な措置を講じておくよう努めなければならない。

（訓練への参加）

第6条 乙は、甲の実施する訓練に参加するよう努める。この場合においては、すべてボランティアによるものとする。

（連絡方法）

第7条 災害が発生した場合の、乙における会員への連絡継送は、乙が行う。この場合において、一般の通信手段が途絶して連絡継送が困難なときは、乙および乙の会員がもよりの避難拠点、区の施設等に駆けつけ、災害時の緊急連絡に支障がない範囲で、地域防災無線、ファクシミリ等を利用して、会員相互の連絡継送を行うことができる。

甲と乙は、本協定細目を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成12年8月28日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区長 岩波三郎

乙 練馬区東大泉七丁目25番19号

練馬区獣医師会長 町田忠彦



災害時の被災動物に係る薬品・機材等の優先供給に関する協定書

「災害時の区と獣医師会との協力に関する協定細目」第4条第2号に規定する薬品・機材等について、練馬区（以下「甲」という。）および練馬区獣医師会（以下「乙」という。）ならびに森久保薬品株式会社（以下「丙」という。）との間において、薬品・機材等の優先供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生し、被災した動物への手当に必要な薬品・機材等の確保を目的とする。

（優先供給）

第2条 この協定による優先供給品は、乙および丙が平素取り扱う商品とし、つぎのとおりとする。

なお、薬品の種類等具体的な内容については協議するものとする。

（1） 薬品

（2） 器具・機材等

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し薬品・機材等を調達する必要が生じたとき、丙に対し優先供給を要請するものとする。

2 甲に、要請のいとまがない時は、乙が丙に要請をし速やかに甲の承認を得るものとする。

3 要請にあたっては、甲は薬品・機材等の数量および納入場所について指示するものとする。

4 甲は、要請に先立ち、丙に対し、薬品・機材等の確保状況について照会することができるものとする。

（協力）

第4条 丙は、甲の優先供給要請に対し、積極的かつ優先的に応じ、要請された薬品・機材等の確保に努めなければならない。

2 丙は、甲の要請により確保した薬品・機材等を、甲が指示した場所に納入するものとする。ただし、道路等の寸断等により、搬送が困難な状況にあるときは、甲乙丙と協議し納入方法を検討するものとする。

（価格および請求）

第5条 甲の要請に基づき、丙が甲に優先供給した薬品・機材等の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。

2 丙は、甲の要請により薬品・機材等を供給したときは、前項の規定する価格により、その代金を請求するものとする。

3 丙が甲に薬品・機材等の納入したときの輸送に要した経費は、丙の負担とする。

(代金の支払)

第6条 甲は、丙から前条の規定による請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請に基づく優先供給物資の輸送中等に、その業務に従事していた丙の社員が負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、甲は、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例(昭和63年3月練馬区条例第11号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

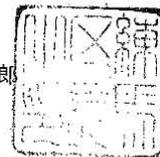
第8条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲乙丙協議して定めるものとする。

甲と乙と丙は、本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成15年 4月22日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区長 岩波三郎



乙 練馬区西大泉一丁目16番13号

練馬区獣医師会長 吉田恒雄



丙 東大和市新堀三丁目1番1号

森久保薬品株式会社
代表取締役社長 森久保志津枝



災害時の動物救援活動に関する協定書

横浜市(以下「甲」という。)と社団法人横浜市獣医師会(以下「乙」という。)は、横浜市域において大規模の災害が発生した時(以下「災害時」という。)の動物救援活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物救援活動について、乙が応援、協力すること(以下「応援活動」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象動物)

第2条 応援活動の対象となる動物は、犬および猫とする。

2 前項に定めのない動物を応援活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(応援活動の要請)

第3条 甲は、災害時の動物救援活動を実施する上で必要があると認めたときは、乙に対して応援活動を要請するものとする。

(応援活動)

第4条 前条の規定により甲の要請があった場合、乙はその会員の保有する施設を動物救援病院とし、負傷動物の保護収容及び治療に努めるものとする。

動物救援病院は保護収容した飼い主不明の動物の情報を、動物救援病院の所在する区的生活衛生課に提供するものとする。

2 動物救援病院では飼育困難になった動物の一時保管等について相談に応ずるものとする。

3 乙はその会員をもって被災動物の健康相談等、動物救援活動に必要な措置に努めるものとする。

4 その他甲あるいは乙が必要と認める措置について努めるものとする。

(連絡責任者)

第5条 応援活動に関する連絡調整の責任者は、甲においては健康福祉局健康安全部監視等担当部長とし、乙においては社団法人横浜市獣医師会会長とするものとする。

(必要物資等の確保)

第6条 甲及び乙は、応援活動に必要な物資を備蓄することに努め、その物資保管施設は甲乙双方が確保するよう努めるものとする。

(応援活動の停止)

第7条 乙は、応援活動等が極めて困難又は不可能と認める場合は、甲に対して応援活動等の要請の解除を申し入れることができるものとする。

2 甲は、前項の申し入れがあった場合は、乙と協議の上、応援活動等の要請を解除することができるものとする。

第8条 甲は、災害が終息し応援活動等を継続する必要性がないと認められる場合は、乙と協議して応援活動等の要請を解除するものとする。

(応援活動の報告)

第9条 乙は、応援活動等を実施したときは、第5条の規定によりその旨を甲に報告する。また、停止後は活動実績を甲へ報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年6月20日

甲 横浜市中区港町1-1
横浜市長 中田 宏 (印)

乙 横浜市磯子区西町14-3
神奈川県畜産センター内
社団法人横浜市獣医師会
会長 中川 秀樹 (印)

災害時における動物救護活動に関する協定書

災害時における動物救護活動に関し、新宿区を「甲」とし、東京都獣医師会新宿支部を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請等)

第2条 甲は、新宿区地域防災計画に基づき動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに動物救護活動を行うものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

(動物救護の活動場所)

第3条 乙は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所及び東京都獣医師会新宿支部員の保有する施設において、動物救護活動を実施するものとする。

(乙の行う動物救護活動)

第4条 乙の行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物に対する獣医療行為
- (2) 後方獣医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 動物の死亡の確認
- (4) 飼い主の不明な動物の個体識別補助
- (5) 甲の行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動
- (6) 被災した動物に関する情報の収集及び提供活動

(費用弁償)

第5条 甲の要請に基づき、乙が動物救護活動を実施した時に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 動物救護活動に伴う、獣医師の派遣等に要する経費
 - (2) 動物救護活動に使用した、医薬品及びペットフード等の実費弁償
- 2 前項の規定による費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第6条 甲の要請に基づき、乙が行った動物救護活動に係わる従事者の損害補償については、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年新宿区条例第12号)の規定に基づき補償するものとする。

(動物救護連絡協議会の設置)

第7条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関と動物救護連絡協議会を設置するものとする。

(連絡調整)

第8条 この協定に関する連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲及び乙の指定する者とする。

(細目)

第9条 この協定に関する細目は、別途定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び、協定の解釈について疑義が生じた時は、甲乙協議の上決定する。

この協定の証として本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年9月19日

(甲) 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区長 中山 弘子 (印)

(乙) 新宿区中落合三丁目24番16号

東京都獣医師会

新宿支部長 黒田 勝 (印)

災害時における動物救護活動に関する協定細目

「災害時における動物救護活動に関する協定書」第9条に基づく細目は、次のとおりとする。

(甲の責務)

第1条 甲は、災害発生時に「東京都動物救援本部」及び「特別区支援対策本部」と連絡調整を図り、被災した動物に関する情報収集を行い、乙に情報提供をする。

(費用弁償)

第2条 乙は、費用弁償に際し、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。

(動物救護連絡協議会)

第3条 甲は、東京都獣医師会新宿支部、新宿区総務部危機管理室及び新宿区衛生部衛生課の構成員をもって組織する、動物救護連絡協議会を開催する。

2 甲は、動物救護連絡協議会の開催に際し、必要とする関係機関を招請することができる。

(連絡責任者)

第4条 甲の指定する連絡責任者は、新宿区衛生部衛生課長とする。

2 乙の指定する連絡責任者は、東京都獣医師会新宿支部長とする。

この協定細目の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年9月19日

(甲) 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区長 中山 弘子 (印)

(乙) 新宿区中落合三丁目24番16号

東京都獣医師会

新宿支部長 黒田 勝 (印)

新宿区動物救護連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 災害時における動物救護活動に関する協定書第7条の規定に基づき、災害時の動物救護活動の円滑な運営を図ることを目的として、新宿区動物救護連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における動物救護活動の運営に関すること。
- (2) 災害時における関係機関との情報連絡及び調整方法に関すること。
- (3) その他連絡協議会が必要と認めること。

(構成)

第3条 連絡協議会は、事務局長及び委員をもって構成する。

2 事務局長は、衛生部衛生課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 東京都獣医師会新宿支部
 - ア 支部長 1名
 - イ 担当者 若干名
- (2) 衛生部衛生課
 - ア 担当係長 1名
 - イ 担当者 若干名
- (3) 総務部危機管理室
 - ア 室長 1名
 - イ 担当係長 1名
 - ウ 担当者 若干名

(会議)

第4条 連絡協議会は、必要に応じて事務局長が招集し、会務を総理する。

2 事務局長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 連絡協議会の事務局は、衛生部衛生課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月19日から施行する。

災害の時、

動物を守るために



三重県獣医師会

動物のための防災準備

大 災害が起きた時、「広域避難所」に動物といっしょに避難することになります。しかし、そのとき避難所の中にいっしょに入れません。動物は、近くの「動物救護所」で過ごすことになります。

そのために、必要な準備をしておきましょう。

動物救護所では、愛犬愛猫に必要な生活用品を、基本的に飼い主の責任で揃えることになります。

- 1.愛犬愛猫の食事3日分
- 2.ケージ。リード。ハーネス
- 3.迷子札、鑑札票、マイクロチップ等の装着
- 4.食器
- 5.愛犬愛猫の写真、数枚（捜索や確認が必要な時に使います）

治療中や、心臓病などの継続投薬が必要な動物には、非常時に備え、薬の予備を持つ習慣をつけてください。



ワクチン、ノミダニ予防、フィラリア予防など、健康管理も忘れずに！

1.食事について

災害が発生してから、行政の救援が動き出すまで3日かかると言われています。3日間はしのげるようにしておきましょう。

2. ケージについて

緊急退避の時、愛犬や愛猫が生活できるような大きなケージを、持ち出せるとは思いませんが、同行して移動する時には、小型犬や猫はキャリーバックに入れてください。



3. 個体識別について

災害時には、愛犬愛猫が飼い主と離ればなれになることも往々にして発生します。行方不明のこの子達を探すために個体識別が大変重要になってきます。



身元を確認するためには、迷子札、登録鑑札票、首輪、リボン、マイクロチップ等がありますが、この中で最も有効なものはマイクロチップです。マイクロチップは、動物の頸部の皮膚の下に、専用注射器で埋め込みます。一度装着すれば、半永久的に間違いなく個体識別が可能です。

4. 食器について

救護所内の動物達は、慣れない環境でかなり緊張しているため、食欲の無いことも多いでしょう。そんな中でも自分のいつも使っている食器なら少しでも落ち着けると思います。マイ食器を忘れずに1.の3日間の食事と一緒に持ち出してください。



5. 写真について

できれば健康手帳があればベストです。病歴を記入し、飼い主といっしょに写っている写真を何枚か貼り付けておいてください。



災害が発生したら

人命第一！

愛犬や愛猫が、災害を無事乗り切るための頼みの綱は、飼い主であるあなた自身です。まずはあなたが無事でなければなりません。慌てずに、まず、自分を含めた家族の安全を確保してください。

動物 といっしょに避難する。

いくら避難所が近くても、危険地帯に指定されると自宅に戻れなくなる場合が発生します。自宅に残されて、自力で生活できる動物はいません。もちろん状況にもよりますが、事情の許す限り同行避難してください。



猫や小型犬 はキャリーバックに！

人間もパニックになっていますが、特に猫はもっとパニックになっています。家でおとなしい猫でも外に出ると変わってしまう猫も多いようです。逃げてしまうと見つからないので、移動中は絶対に蓋を開けないようにしてください。安全な場所に着いて落ち着いてから、開けるようにしてください。



首輪 は少しきつめ、リードは丈夫なものを！

中型犬や大型犬は、救護所に入るケージは無い可能性が高く、2～3日はリードで係留して管理することになります。係留時だけでなく、避難途中で首輪が抜けないう、少しきつめにしておく必要があります。伸縮性のリードや胴輪はよくありません。



大地震発生



まず落ちついて

① 患者と自身の安全を図る。

- 安全な空間などの、安全な場所に患者を誘導する。
- 揺れが激しく動けないときは、患者と一緒に、机の下などにうずくまる。

② 火の始末、消火の確認。

- みんなで声を掛け合って、すぐ確実に火を消す。
- 消火器の常設場所と使用法を理解しておく。

③ ドアを開ける。

- 非常脱出口、避難口を確認する。
- 外の状況を確認する。
(あわてて飛びだすと、落下物等によりかえって危険。)

④ 頭を守る。

- 備え付けのヘルメットや防災頭巾を全員着用する。
- 負傷者の応急処置をする。

⑤ 患者を帰宅させる。

- 通路の安全、外の安全を確認したら、まず患者にヘルメットなどを着用させたまま帰宅させる。

⑥ 電気・ガスの確認をする。

- ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とす。

⑦ 診療所および周囲の被害状況の把握。

- 診療所や診療所の周りを点検して被害を調べる。
- 危険な箇所や診療危機の損傷、薬品類、ボンベの状態をメモする。
- 薬品などの安全を確保したら、片付けは後日にする。

⑧ スタッフを帰宅させる。

- 今後の診療再開を含め、集合の日時、連絡方法を確認し、スタッフを帰宅させる。

【日常の準備事項】

- 避難誘導方法の訓練の実施
- 避難所までの経路の確認
- 災害時連絡方法の院内掲示
- 医療機器・薬品棚等の転倒、落下の防止措置
- 非常時必要となる医薬品、水、食料、ケージの計画的確保およびヘルメットや非常持ち出し袋の用意
- 情報収集用の電池式携帯テレビ、ラジオ、懐中電灯、地図、電池などの準備

自身の安全が確保できたら

- ①避難する場合は避難先の掲示をしておく。
- ②獣医師会に自身および周囲の状況について連絡する。

●災害時連絡網を活用する。

三重県獣医師会

059-226-3215

【伝達すべき事項】

- ①何が起こったのか、自身の状況、緊急時の連絡先、現場の状況、家屋の倒壊、火災の状況、救急・救命の必要なけが人の有無と数。
- ②何が必要か救命のために必要な機材、人材。
- ③自医院の診療継続の可否(被災地における診療可能診療所の公表につながる。)

- ③診療再開を掲示する。

●診療再開時には院外に掲示する。

参考

NTT災害時伝言ダイヤルを利用し、支部内および対策本部と連絡を取り合う

日頃から操作と手順
を身につけておきま
しょう!

ご利用方法

伝言の録音方法

1 7 1 にダイヤル

↓ガイダンスが流れる

録音の場合

1

↓ガイダンスが流れる

(> > >) > > > > > > > > >

伝言の再生方法

1 7 1 にダイヤル

↓ガイダンスが流れる

再生の場合

2

↓ガイダンスが流れる

(> > >) > > > > > > > > >

同じ被災地でも市外局番から

携帯電話も使用可!

この後公益法人として獣医師会の社会的責務を果たす事になるが、三重県獣医師会会員は、参加要請のあった場合被災状況により、極力協力していただくようお願いします。この後の対応は大災害時ガイドラインを参考。

社団法人 三重県獣医師会

ペットの飼い主の皆さんへ

新宿区は、平成15年9月19日に東京都獣医師会新宿支部と災害時における動物救護活動に関する協定を結びました。

新宿区は、災害時においても、人とペットの安全を考え、関係団体と協議を進め、災害に備えています。

災害が起きたとき、家族とペットが安全に避難できるように日ごろから話し合い、準備しておきましょう。



いざという時に
災害時
から

ペット

を守るために

新宿区保健所・危機管理課
東京都獣医師会新宿支部

災害発生時の安全確保

災害が起きたときに、人もペットもまず命を守ることが必要です。家の耐震化や家具の転倒防止といった対策を取っておきましょう。

大火災が発生した場合は、「広域避難場所」に避難しましょう。また、家族が離れ離れになった場合に備えて、集まる場所を複数決めておく、NTTの災害伝言ダイヤル「171」を使って安否確認をするといった対策を相談しておいてください。

【避難所】

家が焼けたり、壊れたりして、自宅で生活できなくなった場合に、人とペットの一時的な生活の場となるのが、避難所です。お近くの区立小中学校などが指定されています。あらかじめ場所の確認をしておいてください。ペットが負傷した場合は、動物病院での治療が必要となります。近隣の動物病院についても、調べておいてください。また、ペットを一時的に預かってもらえる友人や親戚等も必要です。



【自宅や勤務先からの避難所までの経路】

災害はいつ起こるかわかりません、職場や学校から避難所までの経路をいくつか考えておきましょう。

※「新宿区避難場所地図」を危機管理課・区立防災センター・特別出張所で配布していますので、ご利用ください。

ペットのための防災用品

避難所では、人に対する準備はしていますが、ペットに対する備えは基本的に飼い主の責任で揃えることになります。次に掲げるものを用意しておきましょう。

- 1 ペットの食事と水（3日間程度）
- 2 ペットのトイレ用品（ペットシートや猫の砂等）
- 3 ペットの常備薬
- 4 避難所でのペットケージ・檻・リード・ハーネス（猫にも必要です）
- 5 鑑札・迷子札等の身元表示
- 6 ペットの写真複数枚（ペットを探すときに必要です）

しつけ

避難所では、お互いに気持ちよくすごせるようにマナーを守りましょう。ペットがしつけられていれば、周囲の人たちも飼い主も心が休まります。日ごろから下記の点に注意して、しつけをしておくといいでしょう。

【犬の場合】

- 飼い主の指示を守り、無駄吠えをさせない。
- 人や他の動物を怖がらない。
- ケージに入ることを嫌がらない。
- トイレは決められたところとする。

【猫の場合】

- 人や他の動物を怖がらない。
- ケージに入ることを嫌がらない。
- トイレは決められたところとする。



【そのほかの動物の場合】

避難所では、爬虫類や両生類などのペットを受け入れることはできません。これらエキゾチックアニマルの飼い主の皆さんは、ペットの受け入れ先を日ごろから探しておいてください。

避難所生活は人もペットもストレスを受けざるを得ません。かつて、ペットが周囲の人を怖がって、排泄をしなかったり、食餌を取らなかったことや、極端に吠えたり人を咬んだりして避難所を出なければならなくなった例もあります。動物好きな人・嫌いな人・アレルギーを持つ人等さまざまな人が暮らしていくのですから、ペットが嫌われ者になるか、みんなに好かれるかは飼い主さん次第です。

個体認識（身元確認） 災害時には、飼い主とペットが離れ離れになり一緒に避難できるとは限りません。ペットを探すためにも個体識別が大変重要になってきます。

個体識別の方法には、鑑札（犬の場合）・迷子札・首輪・リボン・マイクロチップ等がありますが、常に装着していることや外れない等の点でマイクロチップが有効です。マイクロチップは動物の首の皮膚の下に専用注射器で挿入します。犬猫はもちろんですが、そのほかの動物にも装着ができます。一度装着すれば半永久的に識別が可能になり手間もかかりません。



準備しておきたい避難用品

【非常持ち出し品】

リュックサック等に、避難のとき必要なものをまとめて、持ち出しやすいところに置いておく。

食料 飲料水 携帯ラジオ 懐中電灯 予備の乾電池 靴下 軍手 タオル 常備薬 生理用品 ちり紙 ビニール袋 予備のメガネやコンタクトレンズ 携帯電話の充電器 マッチやライター 運動靴等は枕元に置いておきましょう。

そのほかにも考えられますが、あまり重くなると担いで避難するときに負担になります。おおよそ、大人で6~8kg程度に抑えましょう。



【非常用備蓄品】

- 災害後の生活を支えるものとして食料品を一人3日分
- 停電に備えて → 懐中電灯、ローソク、マッチ、ライター、予備の乾電池
- ガス停止に備えて → 簡易ガスコンロ、固形燃料
- 断水に備えて → 飲料水一人1日3リットルを目安に
- 情報を集めるために → 携帯ラジオ、テレビ

これらの品物を備蓄しておきましょう。



【防災準備品】

- 災害後の火災や家屋倒壊に備えるものとして
- 火災に備えて
消火器・三角消火バケツ・風呂の水の汲み置きなど。
- 避難・救出に備えて
避難用ロープ、避難ばしご、スコップ、のこぎり、防水シート等



いざという時に災害からペットを守るために

発行日 平成18年8月
編集・発行 新宿区保健所・危機管理課
東京都獣医師会新宿支部

連絡先 新宿区保健所衛生課 電話5273-3845

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています。

これだけは準備したい！防災グッズと心構え

大原則は、同行避難

！必ず動物と一緒に避難する



* 事前に避難場所と動物の同行が可能かを確認しておく。

あなたからの心構え

● ワクチン接種と登録

● しつけ

● 避難訓練

* 動物との野外キャンプを経験しておく。

CHECK
防災グッズ

□ 3日分のフードと飲料水、食器



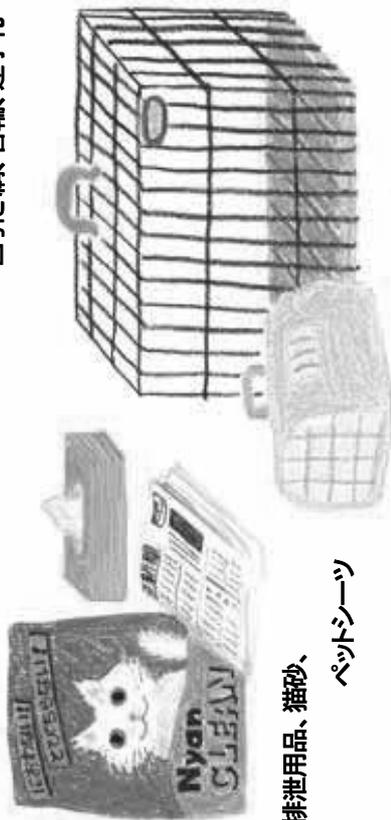
□ バスタオル、くし、ブラシ、ガムテープ



□ 動物の写真、健康メモ

□ 引き網、首輪、迷子札

□ 排泄用品、猫砂、ペットシート



□ キャリーバック、簡易ケージ

避難に際して

避難に際しては、必ず小動物と共に避難をし、住宅に放置並びに繋留からの解放などは絶対にしないで下さい。小動物の受け入れ体制を行政は考慮しますし、状況により小動物救援対策本部が活動を開始します。

動物を好意的に受け入れてくれる方が多いですが、中には健康的な理由などにより動物を受け入れられない方もおられることをご理解願ひ、平常時より以下の点に付いてご留意並びにご準備をなさっておいて下さい。

- 1 犬に社会的トレーニングを普段からしておくこと。
 - 1) 無駄吠えと他人に吠えついたり飛びついたりさせない。
 - 2) “だめ または やめ”、“まで”と“こい”の三つを覚えさせる。
 - 3) 車輛の乗り降りを覚えさせる。
- 2 犬猫に首輪とリード（引き綱）の装着が何時でも出来るようにしておくこと。
- 3 搬送用のゲージを用意しておき、出し入れが簡単に出来るように慣らしておくこと。
- 4 犬猫とも、ドライフードと缶詰が食べられるようにしておくこと。
一般には入手が難しい特殊な飼料は、普段より与えないようにしておく。
- 5 現在の居住地から離れた地域の友人、知人などに一時預かりを依頼できるようにしておく。
- 6 予防可能な伝染病などの予防措置を行っておくこと。
犬に付いては、登録と狂犬病予防注射を実施し、登録票は首輪などに装着しておくこと。

チェックリスト

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 首輪とリード | <input type="checkbox"/> 搬送用ゲージ |
| <input type="checkbox"/> 2～3日分の飼料 | <input type="checkbox"/> 飲料水（2リットル程度のペットボトル） |
| <input type="checkbox"/> 給餌・給水容器 | <input type="checkbox"/> 猫のトイレ用砂・容器 |
| <input type="checkbox"/> 登録票・狂犬病予防注射済票（犬） | <input type="checkbox"/> マイクロチップ番号の控え |
| <input type="checkbox"/> 全体が判る写真（出来れば、ご家族も） | <input type="checkbox"/> 動物の特徴を記載した用紙（※） |
| <input type="checkbox"/> 連絡先住所・氏名・電話番号及び携帯電話番号などを記載した用紙 | |
| <input type="checkbox"/> 疾病罹患中の場合には、病名などを書いた用紙と掛り付け病院名 | |
| <input type="checkbox"/> 投薬中の薬剤（薬袋と共に） | <input type="checkbox"/> 健康常備薬 |
| <input type="checkbox"/> 病歴などを書いた用紙（予防注射実施の有無と時期も含めて） | |
| <input type="checkbox"/> 性格・しつけなどの注意点を記載した用紙 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

上記の物を、避難に際し動物と共に持ち出して下さい。

事前に用意出来る物は、動物の飼育場所の近くに保管しておいて下さい。

※ 動物の特徴記載内容

- 1) 普段呼んでいる名前
- 2) 動物の種類
- 3) 性別
- 4) 生年月日または年齢
- 5) 毛色を含む身体的特徴

家庭のペットに

動物の愛護及び管理に関する法律では、動物の所有者に、動物に所有を明示する措置をすることを求めています。家庭動物には、脱落せず、耐久性が高いマイクロチップを推奨しています。

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

ペットを連れて帰国するとき

海外赴任に犬やネコなどを連れて行く場合は、マイクロチップが埋め込まれていないと、相手国に入国できないことが多く、また、帰国のときに動物検疫所での係留期間を短縮するためには、マイクロチップなどで確実に個体識別をされている必要があります。確認できない場合は、係留期間が180日間になります。検疫が必要な動物や、係留期間を短縮するためにはその他にも条件がありますので、詳しくは動物検疫所にお問い合わせください。

<http://www.maff-aqs.go.jp/>

特定動物(危険動物)の個体管理に

危険な動物で国が定めたもの(特定動物)を飼養するには、都道府県知事の許可を受けなくてはなりません。許可には、マイクロチップなどによる個体識別措置が必要です。

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

特定外来生物の飼養許可の証明に

アライグマなど、野生化すると日本の生態系や農林水産業へ影響を及ぼす動物(特定外来生物)には、マイクロチップなどによる個体識別措置が義務付けられています。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

マイクロチップは、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類に使用可能です。

どうぶつIDデータ登録の手順

(異なる場合がありますので、動物病院等でお問い合わせください。)



動物病院でマイクロチップ埋込み



書類に必要事項を記入
データ登録事務手数料のお振込み



必要書類をA I P O事務局に送付



データ登録完了通知書のお届け

★飼い主が代わった場合(譲渡)や、転居など、登録データに変更があった場合は、速やかに事務局にご連絡ください。

AIPOとは

Animal ID Promotion Organization (動物ID普及推進会議)の略称です。AIPOは、動物の飼い主の責任と義務を明確にするため、また、動物IDの普及推進により、遺棄されたり迷子になった動物や、自然災害時に飼い主不明になった動物と飼い主の特定を容易にし、動物の処分等を未然に防止するなど、動物福祉の増進に寄与することを目的として、平成14年12月に以下の構成団体によって設置され、マイクロチップによる動物個体識別の普及推進とデータ管理を行っている組織です。

AIPOの構成団体

- 全国動物愛護推進協議会(4団体)
(財)日本動物愛護協会 (社)日本動物福祉協会
(社)日本愛玩動物協会 (社)日本動物保護管理協会
- (社)日本獣医師会

AIPO

事務局 <どうぶつIDデータ登録受付機関>

社団法人 日本動物保護管理協会

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館 23階

TEL:03-3475-1695 FAX:03-3475-1697

12mmの安心

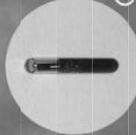
マイクロチップ

AIPO



たいせつな家族だから

マイクロチップはあなたのペットを守ります。



(原寸大)

① 迷子

もし、迷子になっても、発見されたときに身元がすぐに確認でき、飼い主の元に帰れる可能性を高めます。

② 災害

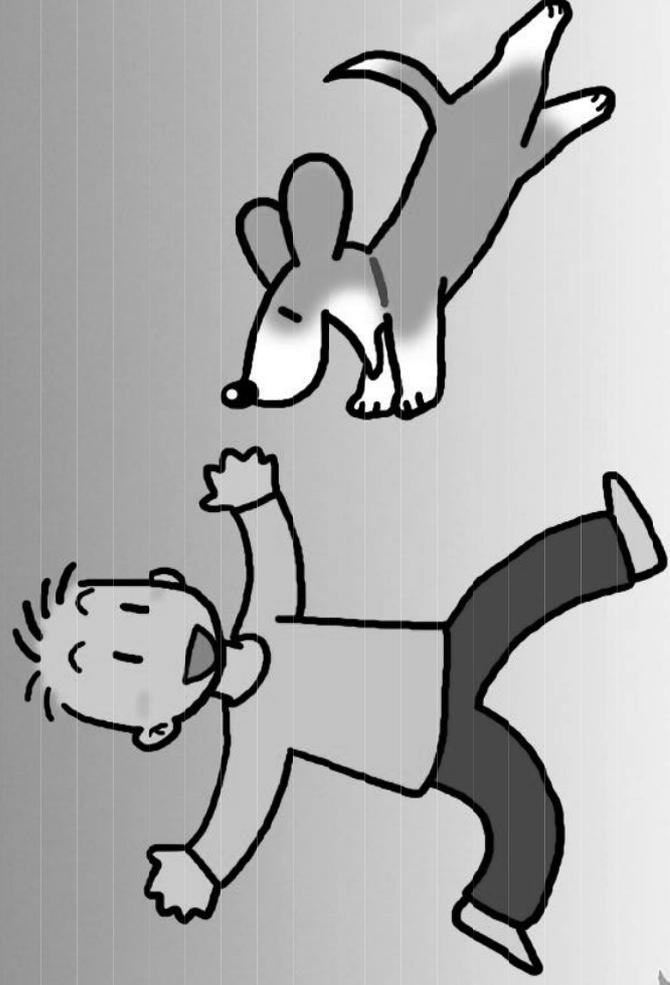
もし、大地震などの災害発生時にはぐれても、的確な救護措置が可能となり再会できる確率が高くなります。

③ 盗難

ペットの盗難など、いざというときに確実な身元証明が可能となります。

④ 事故

もし、不慮の事故に遭い、ケガを負って保護されたときに、身元がすぐに確認できます。



◆ 大きさとは？

直径2 mm、全長約12 mmの円筒形で、内部はIC、コンデンサ及び電極コイルから構成され、これらを生体適合ガラスで完全に密封しています。

◆ 安全性とは？

少なくとも30年程度は耐用するように設計されています。現在に至るまで、故障、外部からの衝撃による破損事故の報告はありません。

◆ 電源とは？

読取器（リーダー）から発信される電波が電磁誘導コイルに電力を発生させるため、電池が不要で、半永久的な使用が可能です。

◆ 記録内容とは？

それぞれのチップに異なる15桁の数字（番号）が記録されています。数字の書き替えや消去はできません。

◆ 読み取りとは？

読取器（リーダー）で番号を読み取り、データベースに登録されている情報と照合します。データベースには飼い主の名前などの多くの情報が登録可能です。

◆ 埋込みとは？

専用のインジェクターで、犬やネコなどの背側頸部皮下に埋め込んで使用します。埋込みは通常の皮下注射と同様で、獣医師が行います。

◆ 費用とは？

動物病院での埋込料が数千円、データ登録料が1千円です。（埋込料は動物種や動物病院によって異なります。）

☆ 犬・ネコへのチップの埋込みは、一般的に犬は生後2週前、ネコは生後4週前頃から可能とされています。かかりつけの動物病院でご相談ください。

飼い主の皆様へ 避難所での飼育ルールについて

この非常事態では、あなたも動物もストレスと不安を抱えています。そして飼い主であるあなたには、そんな状態でこの避難所で共同生活を送っていただかねばなりません。ところが、避難所に避難されている方の中には動物が苦手な方や動物のアレルギーを持っている方もいらっしゃいますので、避難所の中で動物とともに生活することはできません。災害で人間と同様に動物達もパニックを起こしていますので、いつものようにペットと接することができず、お互い不安になるかもしれませんが、この避難所で人と動物が少しでも気持ちよく過ごせるように次のことを守って下さい。

1 愛犬愛猫には迷子札（名前・連絡先記入・狂犬病登録鑑札）を装着し、決められた場所でケージに入れるか、離れないように支柱に繋ぎ止めて飼育管理していただきます。また、咬む恐れがある動物やその他他人が接触に注意しなければならないこと、既往症や治療中の病気や怪我のある愛犬愛猫は、その旨の注意書きをしておいて下さい。

尚、ケージの置き場所・繋ぎ止める場所として、この避難所近くに動物保護施設（動物救護所）を設置する予定です。説明会の後、指示致しますので、担当員の指示に従って下さい。

2 愛犬愛猫を含め、動物を避難部屋に持ち込む事はご遠慮下さい。

3 動物の飼育管理は、定時の給餌・後片付けを徹底する、愛犬愛猫の体やケージ内を常に清潔に保つ（抜け毛の処理もお願いします）、散歩時は必ずリードをつけるなど周囲の方に迷惑をかけないように配慮して下さい。

4 愛犬の排泄は、指定された場所でさせるようにして必ず後始末をして下さい。また、指定場所以外で排泄してしまった場合も速やかに後始末をして下さい。ケージ内の排便排尿の処理は、また別に指示された場所に廃棄してください。

5 この保護施設には、一時保護の飼い主不明動物や、様々な事情で飼い主が世話をできない動物も収容されます。この動物達の世話の協力をお願いするとともに、避難所での共同作業をお願いいたします。これらの作業は担当員が指示させていただきます。

（作業内容の例）

- ①保護施設と周辺区域の清掃・消毒・汚物処理・
- ②救援物資（フード・用具等）の搬入・仕分け・配分・片付け

6 愛犬愛猫の体調不良、負傷などについては避難地区の担当獣医師にご相談下さい。獣医師は、定期的に保護施設を巡回して、動物達の健康管理をお手伝い致します。時間とか、予定は掲示板に掲載します。

7 動物と動物、人と動物との間で事故やトラブルが起こった場合は、担当員にご相談下さい。

*原則として、ペットの飼育に必要なケージや用具、当面の食料はそれぞれ持ち寄っていただきますが、万が一、持ってくる事が出来なかった場合は、担当員にご相談下さい。

*その他の連絡事項や情報は掲示板でお知らせします。

ボランティアのご案内

＜ボランティアを希望される皆様へ＞

ボランティア活動は安全と調和が大きな柱となります。

被災動物救護に携わるボランティアは下記のことに留意して下さい。

登録する前によくお読み下さい。

1 経費について

ボランティア活動にかかる経費等はすべて自己負担をお願いしています。

- (1) 交通費：自己負担をお願いします。
- (2) 服装：ユニホーム等はありません。各自作業のできる服装をご用意下さい。また、汚れる場合もありますので着替えも必要です。
- (3) 宿泊施設：宿泊施設はありません。必要な方はビジネスホテル等を各自の負担で利用して下さい。
- (4) 食事：昼食、飲み物等も各自負担をお願いします。

2 活動の場所について

ボランティア活動をしていただく場所は下記のいずれかになります。

- (1) 緊急動物保護施設
- (2) 臨時動物救護病院
- (3) 被災動物救護センター

3 活動上の注意

安全第一、責任ある行動をモットーにします。

- (1) 時間厳守で集団活動であることを認識して下さい。
- (2) 犬舎、ねこ舎のどちらを担当するかご希望に添えない場合もあります。
- (3) 動物の世話以外の清掃、洗濯、修理等の作業にもご協力願います。
- (4) それぞれの場所には責任者がいます。作業の安全と調和のため必ず責任者の指示に従って下さい。
- (5) 不明なことや問題点は必ず責任者に相談・報告して下さい。
- (6) 救護本部として、ボランティア傷害保険に加入しますが、個人でも傷害保険あるいはボランティア保険に加入することをお勧めします。また、健康保険証又はその写しを携帯して下さい。
- (7) 保護収容された動物は、なれない環境で不安な状況にいます。両者が信頼を得られるようにするとともに、怪我をしないよう注意して下さい。また、動物が逃げ出さないよう注意して下さい。(お預かりしている大切な動物です。)

4 その他

- (1) 初回参加、都合による欠席、予定外の参加、次回参加予定等の連絡は早めをお願いします。
- (2) 18歳未満の方は保護者の承諾書を活動当日ご持参下さい。

獣医師会救急隊による動物救護所の設置・監督

1. 動物救護所の設置・運営：その手順

1) 市町村災害対策課と、設置場所を協議決定



2) 避難所内の、動物同行の飼い主を集め、説明会を行う。
ルールブックを配付し、動物救護所の設置作業に協力してもらうことと、救護所内での基本的なルールについて説明する。



3) 実際に、市町村、飼い主と共同して、動物救護所を設置する。

(1) 設営

1. 簡易テント等で屋根を作り、周囲をブルーシートで覆い、ケージを置くための場所を作る。
2. テント周囲に、ある程度の広さを確保し、境界のためビニールテープ等で区画線を設け、救護施設の表示を行う。救急隊が不在の場合は、関係者以外立ち入り禁止とする。
3. トイレ場所を決定し、表示する。

(2) 維持

1. 犬、猫は同居させず、グループ分けする
2. 公衆衛生に注意し、必要であれば、消毒を行う。
3. 保護動物のストレス、飼い主のストレスに注意し、時間帯を指定してでも相談コーナーを設ける。



2. 災害対策支部による動物救護所の管理監督

4) 個体ごとに識別カルテを作成。これは保護動物、飼い主不明動物とも共通のものとする。

5) カルテを基本として、避難同行動物、飼い主不明動物の一覧表を作成する。集計は3日ごとに行い、活動報告書としてまとめておく。要補充物資も同時に記録する。

ケージにはカルテナンバーを掲示しておく。

6) 動物救護所での、巡回診療の予定を立て、被災疾病動物の治療と、保護動物の診療相談を行う。

7) 新たに飼い主不明動物を保護した場合の情報は、「身元不明動物受付用紙」に記入し、保護時、移動時、引き取り時には、必ず市町村窓口に報告する。

身元不明動物の情報は、地域に発信して、飼い主捜索を行う。

8) 不足する資材は、随時、市町村、獣医師会対策本部に補充の要請をする。

3. ボランティアの方々への対応

1) ボランティア希望者が直接動物救護所に来られた場合、ボランティア希望届けに記入していただき、市町村に連絡する。

2) 獣医師が、動物救護所に常駐することは難しいため、当然のことながら、ボランティアの方々の助力が必要となる。犬や猫の扱いに慣れた経験を持って見える方を選出し、無理の無いように人員のスケジュールを組み、救護施設の管理を手伝って頂くようにする。ボランティアの方々の処遇については、市町村とも十分連絡を取りあうことと、配慮を怠らないようにする。

各市町村災害対策課の連絡先

三重県防災危機管理局防災対策室：059-224-2189 bosai@pref.mie.jp

各支部ごとに市町村の対策課連絡先を明記する。

各支部の避難所一覧を添付する

→防災みえ.JP <http://www.bosaimie.jp/mie/index.html> より避難場
所検索

動物救護のため必要な資材

<避難所動物救護所>

簡易テント（借り入れ可能）

ブルーシート数枚、布ガムテープ、マジックペン黒赤青、ビニールテープ、ハサミ
のぼり又は立て看板「動物保護施設」

立ち入り禁止用立て看板

カラーコーン、セーフティーバー（できれば）

消毒液

ケージ：特大、大、中、小

処置診察台

首輪

リードまたは鎖

救急セット

ジフェンヒドラミン (Benadryl) 10mg/ml
耐水性傷テープ
エピネフリン 1mg/ml
ジアゼパム
包帯 6 列
尿道カテーテル 3F
アンビュー
携帯用酸素ボンベ 5リットル
スタドール
ケタミン
体温計
救急薬剤マニュアル
駆血帯
エラスティックテープ
包帯剪刀
毛刈り剪刀
消毒液 イソジン 250ml
喉頭鏡
手動式吸引機
気管チューブ 4.5.7.9 号
電動バリカン
キシロカインスプレー
アトロピン 0.5mg/ml
リドカイン 2%
プレドニゾロン注
留置針 24G
翼状針 21G、23G
抗生物質 (ケフレックス経口等)
抗生剤眼軟膏 (エコリシン眼軟等)
ディスポ注射筒 1.5.10。20.30。50cc
注射針 18G、23G
聴診器
希釈用生食 500cc
乳酸加リンゲル 500ml
カット綿
点滴セット
メスの刃尖刃

以上は、狂犬病集合注射時の対アナフィラキシー用セットを流用したものである。

その他追加すべきものとして

外科用救急セット

把針器、鼠歯摂子、針、縫合糸、鉗子類

包帯類、パット用綿花、エラテックステープ

内服薬

抗生物質多量、NSAID、SSRI、他の鎮静剤

注射薬

抗生物質多量、NSAID、鎮静剤（ドミツール）、鎮痛剤

動物施療カルテ：識別カルテ

カルテ番号： _____ 受付日： ____年 ____月 ____日
救護所場所： _____ 担当獣医師：
三重県獣医師会 _____ 支部

飼い主氏名： _____ 飼い主不明
飼い主住所： _____
飼い主電話： _____ 飼い主携帯電話： _____
飼い主緊急連絡先：
(避難先)

動物の名前： _____
動物の種類：犬・猫・その他 (_____) 品種： _____
性別： ♂ ♀ 年齢： _____ 毛色： _____ 毛の長さ _____
大きさ：大・中・小 (_____ k g)
狂犬病 有・無 鑑札番号： _____ 済票番号： _____
混合ワクチン 有・無
ホームドクター：
マイクロチップ番号： _____
身体的特徴：

病歴・既往症・治療中の疾患

注意すべき症状・実施した検査・処置・治療について

備考／申送り・搬送先等

災害動物ボランティア登録用紙 三重県獣医師会

登録日 年 月 日

フリガナ

氏名 (男性・女性)

年齢 歳

住所

連絡先 電話 携帯

メールアドレス

あなたは、

- ① 獣医師 ②動物看護師 ③動物愛護団体所属の方
- ④一般ボランティアの方 ⑤その他

希望する活動内容

- ① 動物の治療、管理 ②動物の食事、散歩、ケージの掃除
- ③援助物品管理、整理 ④事務、連絡 ⑤その他

希望する活動日

希望する活動時間帯

ご質問、事前に連絡していただくことがあれば、ご記入ください。

ご協力ありがとうございます。ご記入していただいた個人情報は、三重県獣医師会の個人情報保護方針に基づき、適切に取り扱います。

保護動物の引き取りに関する同意書

平成 年 月 日

三重県獣医師会殿

会長 三野 營治郎 殿

私（飼育者または家族）は、保護施設に収容中の動物を私所有のものであると確認致しました。本日、動物の引き取りを申請するとともに、引き取り後に生じた不測の事態について異議申し立てしないことを誓約致します。

飼育者氏名 _____ 印

住 所 _____

電 話 番 号 _____

身元不明動物受付番号：

保護施設名：

ご記入していただいた個人情報は、三重県獣医師会の個人情報保護方針に基づき、適切に取り扱いを致します。

保護動物のあずかりに関する同意書

平成 年 月 日

三重県獣医師会殿

会長 三野 營治郎殿

私（飼育者または家族）は、救護所施設に私所有の動物をあずけることに同意します。あずけるにあたり、万が一不慮の事故、予測不可能な事態等の為、私の動物に死亡を含めた種々の被害が発生したとしても、一切の異議申し立てしないことを誓約致します。

飼育者氏名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

受付番号：

保護施設名：

ご記入していただいた個人情報は、三重県獣医師会の個人情報保護方針に基づき、適切に取り扱いを致します。

4 被災後の救護対策

対 策	内 容
(1)救護活動の開始	①被災動物の状況把握 ②被災動物救護対策会議の開催 ③被災動物救護本部の設置 ④関係行政機関、動物関係団体との連絡調整 ⑤ボランティア等の調整
(2)被災動物救護センター等の設置	①緊急動物保護施設の管理
	②臨時動物救護病院の依頼
	③被災動物救護センターの設置・運営
(3)被災動物の保護収容	①被災動物の情報収集
	②飼い主からの依頼による一時預かり
	③飼い主不明動物の保護収容
	④負傷動物等の治療
	⑤感染症等の予防措置
(4)情報の収集・発信	①被災動物に関する県民からの問い合わせに対応
	②被災動物飼育者の要望等の収集
	③保護収容動物の情報発信
(5)救護センター等に保護収容されない被災動物に対する支援	避難所等に飼育者とともに暮らす動物に対する支援。
(6)被災動物の返還・譲渡	①一時預かり動物の飼育者への返還
	②飼い主不明動物等の新飼育者への譲渡

5 被災動物救護計画の分担表

	平 常 時	被 災 後
静岡県動物保護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育者等に対する啓発 ・一般県民に対する救護意識の普及啓発 ・救護計画の策定 ・情報システムの整備 ・緊急時のペットフードの確保に関する協議と合意 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災動物情報の収集・発信 ・被災動物救護対策会議の開催 ・被災動物救護本部の設置 ・緊急動物保護施設の管理 ・被災動物救護センターの設置 ・被災動物保護収容 ・緊急災害時動物救援本部との連絡調整 ・動物愛護団体、ボランティア等との連絡調整
静岡県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育者等に対する啓発 ・救護計画の策定 ・情報システムの整備 ・臨時動物救護病院の確認・整備 ・緊急時の医薬品の確保に関する協議と合意 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災動物救護対策会議の開催 ・被災動物救護本部の設置 ・臨時動物救護病院の指定 ・被災動物救護センターの設置 ・緊急動物保護施設、臨時動物救護病院、被災動物救護センターに保護収容した動物の治療・健康保持
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への啓発 ・市町への指導 ・情報収集 ・情報システムの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災動物救護活動への支援 ・他県・関係機関との連絡調整 ・被災動物の情報収集・発信
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・被災動物救護センター設置候補地の調査・検討 ・住民への啓発 ・犬・ねこの飼育状況の把握 ・情報システムの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災動物救護センター設置用地の確保・開設支援、開設の広報 ・被災動物の情報収集・連絡 ・被災動物飼育者の要望等の収集 ・避難所における動物飼育支援 ・被災動物救護活動への支援
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録 ・情報システムの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災動物救護センター等における被災動物の飼育・施設管理 ・救護センター以外の被災動物や飼育者に対する支援 ・情報収集・調査・報告

被災動物救護センター運営要領

1 役員

被災動物救護センター（以下「センター」という。）に次の役員を置く。

[センター長 1名]

センター長は、センターを代表し、センター内の活動を統括する。

[副センター長 2名]

副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在の場合は代行する。
それぞれ代理を置くことができる。

2 ミーティング

センターの円滑な運営のため、以下のミーティングを行う。

(1) [役員ミーティング]

役員によるミーティングを必要に応じて開催する。

(2) [全体ミーティング]

収容動物の情報交換のための全体ミーティングを必要に応じて開催する。

(1)、(2)とも進行役はセンター長又は副センター長とする。

(3) [獣医療ミーティング及びボランティアミーティング]

獣医療ミーティング及びボランティアミーティングは毎日行う。

獣医療ミーティングでは、ボランティアチーフから動物の健康状態を把握し、診療後に治療内容の説明、投薬、健康管理の方法を、ボランティアチーフに指示する。

ボランティアミーティングでは、ボランティア活動が円滑に行えるように、十分な意思伝達を行う。

3 センターのスケジュール

基本的なセンターのスケジュールは以下による。

08:30 オープン

09:00 始業

11:00 ボランティアミーティング

12:00 昼食

13:00 獣医療ミーティング1

14:30 獣医療ミーティング2

14:40 ボランティアミーティング

15:00 業務再開

17:15 業務終了

4 飼育ボランティアのスケジュール

犬舎及びねこ舎の飼育ボランティアの基本的なスケジュールは以下による。

時間	犬	ねこ
09：00	運動場で排便。 犬舎の清掃 水換え、餌やり	健康状態の確認（便、採食量） ねこ舎の清掃 水換え、餌やり
10：30	運動場の清掃等	
11：00	ボランティアミーティング （チーフは、獣医師に犬の健康状態 を伝達するための情報把握）	ボランティアミーティング （チーフは、獣医師にねこの健康状態 を伝達するための情報把握）
	休憩等	
15：30	運動場で排便。 犬舎の清掃 水換え、餌やり	健康状態の確認（便、採食量） ねこ舎の清掃 水換え、餌やり
16：00	運動場の清掃等	
16：30	ボランティアミーティング （チーフはその日の情報を伝達）	ボランティアミーティング （チーフはその日の情報を伝達）

5 獣医療スケジュール

獣医療については基本的に以下のスケジュールによる。

13：00	獣医療ミーティング1（ボランティアチーフから健康状態把握） 診療録確認 回診（1頭ずつ） 診療、必要に応じて検査 診療録記入
14：30	獣医療ミーティング2 （ボランティアチーフは、獣医師の指示に従い健康管理及び投薬等を行う）

【診療の注意点】

輪番に獣医療を行う関係上、獣医療の継続性に配慮して診療をお願いします。

【ミーティングの基本的な構成】

役員ミーティング	センター長、副センター長、センター内事務局
全体ミーティング	センター長、副センター長、獣医師、ボランティアチーフ、 一般ボランティア
獣医療ミーティング	獣医療担当副センター長、獣医師、ボランティアチーフ
ボランティアミーティング	ボランティア担当副センター長、ボランティアチーフ、一般 ボランティア

緊急動物保護施設

No	名 称	事務所所在地 (管理所所在地)	電 話 < F a x >	収容可能頭数 (概数)	
				犬	ねこ
1	静岡県賀茂健康福祉センター（保健所） 動物保護管理所	下田市中 531-1	0558-24-2057 <0558-24-2169>	28	24
2	静岡県東部健康福祉センター（保健所） 動物保護管理所	沼津市高島本町 1-3 (沼津市足高 108-50)	055-920-2113 <055-920-2194>	57	30
3	静岡県富士健康福祉センター（保健所） 動物保護管理所	富士市本市場 441-1 (同 上)	0545-65-2679 <0545-65-2288>	35	20
4	静岡市動物指導センター	静岡市産女 953 (同 上)	054-278-6409 <054-278-2987>	30	20
5	静岡県動物管理指導センター	浜松市大山町 3551-1 (同 上)	053-437-0142 <053-437-9690>	110	40
	計			260	134

- * 1 動物保護管理所は飼い主不明の犬等の保護収容を目的としており、被災動物の一時預かり等は想定していないが、緊急避難的に使用するものである。
- * 2 収容可能頭数は動物の大小、その他の状況により異なる。

緊急時用ケージ保管状況

保 管 場 所	緊急災害時動物救援本部（東京）所有		保護協会所有
	合成樹脂動物ケージ	金属動物ケージ	ステン犬ケージ
静岡市動物指導センター	300	80	
静岡県動物管理指導センター	300	70	60
中部健康福祉センター			10
計	600	150	70

- * 1 数は配置当初の概数である。
- * 2 救援本部所有のケージは動物保護協会が保管管理。
- * 3 静岡市動物指導センターが保管管理しているケージの大半は新潟県に移送され、中越地震被災動物の救護に使用されている。(05.12.21 現在)

3 臨時動物救護病院

No	名 称	所 在 地	電 話	収容可能頭数	
				犬	ねこ
1					
2					
3					
<p>* 1 県獣医師会所属の動物病院で、「臨時動物救護病院」として依頼できる病院を平常時に確認・整備しておく。</p> <p>* 2 被災状況により被災動物救護本部が「臨時動物救護病院」として依頼する。</p> <p>* 3 被災後、治療を必要とする犬・ねこ等の保護収容、入院・治療を行う。</p>					

4 被災動物救護センター候補地

市 町	名 称	所 在 地	管 理 者	連絡方法	面 積
(例) 静岡市	安倍川河川敷	静岡市	国土交通省	○ ○ ○	○○m ²
<p>* 1 「被災動物救護センター」として使用できる候補地を調査しておく。</p> <p>* 2 被災後直ちにセンター設置の許可申請ができるよう、候補地の管理者の名称・氏名・連絡方法等を平常時に確認しておく。</p>					

保護・保管マニュアル

1 飼い主不明の動物

(1) 飼い主不明の動物の保護収容依頼があった場合、担当者は、様式1の「飼い主不明の動物の保護収容依頼 受付票」に必要事項を記入し、被災動物救護センター（以下センターという）に保護する。
(2) 保管に当たり、様式2の「被災動物管理台帳」に必要事項を記入し、管理する。
(3) センターに保護した動物は、その特徴等の情報を公表し、飼い主を探す。
(4) 獣医師会を通じ、各動物病院にも情報提供を行い、飼い主を探す。
(5) 保護から1ヶ月間飼育し、飼い主が現れない場合は飼育希望者に譲渡する。

2 飼い主がいる動物

(1) 飼い主は、動物の一時保管を依頼する場合、様式3の「動物の一時保管依頼書」に必要事項を記入の上、飼い主が直接センターに持ち込む。ただし、持ち込みが出来ない場合は、自宅、動物病院又はペットショップ等に一時保管し、その後センターから出向き引取ることとする。
(2) 担当者は、保管に当たり、様式2の「被災動物管理台帳」に必要事項を記入し、管理する。
(3) 一時保管の期間は、原則として1ヶ月間を限度とする。
(4) 1ヵ月後、飼い主がどうしても引取ることが出来ない場合は、様式4の「動物の一時保管延長依頼書」を提出する。
(5) 一時保管依頼していた動物がどうしても飼育が出来なくなった場合は、様式5の「所有権放棄届」を提出させ、飼育希望者に譲渡する。

3 行方不明動物

(1) 飼育していた犬、ねこ等が行方不明になり、飼い主が探している場合は、様式6の「さがしています」に記入し、掲示板に掲示する。
--

様式 1

飼い主不明の動物の保護収容依頼

受 付 票

受付年月日		年 月 日	受付担当
分 類		<input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他()	
依頼人	氏 名 携帯電話	— —	
	住 所 電 話	— —	
	連絡先名称 電 話	— —	
内 容	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> ねこ ()	<input type="checkbox"/> 保護収容 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 迷い込み	<input type="checkbox"/> 引取り <input type="checkbox"/> 新飼育者相談 <input type="checkbox"/> 負傷動物 <input type="checkbox"/> 死亡動物 <input type="checkbox"/> 避難所飼い方指導 <input type="checkbox"/> 苦情・その他
動物の特徴	毛色(), ♂ ♀、体格(大中小)、首輪(有・無) その他()		
発見場所			
保護収容予定日	月 日() 午前・午後(時)(予定不明)		
保護収容月日	月 日() 時		
保護収容場所	発見場所、その他()		
概 要			
備 考			

台帳No.

様式 2

被災動物管理台帳

保護収容日	月 日 ケージNo	引取り予定日	月 日
区 分	飼い主不明の動物	飼い主がいる動物	
氏 名	【依頼人】	【飼い主】	
携 帯 電 話	(- -)	(- -)	
住 所			
電 話	(- -)	(- -)	
連絡先名称			
電 話	(- -)	(- -)	
要 件	<迷い動物>	<一時預かり動物>	

動物種	犬、ねこ、()	毛色	
種類	() 雑種	首輪	有無 色 ()
呼び名		マイクロチップ	有無 番号
年齢	才 (幼、若、中、老)	鑑札	有無 番号
性別	♂ ♀	注射済票	有無 番号
体格	大 中 小	管理上の注意点	神経質、凶暴、咬む、逸走

保護収容時の状況	外傷・疾病の有 無
治療の概況	
ワクチン接種	

経 過	飼い主判明返還 (月 日)、一時預かり後飼い主に (月 日) 新飼育者へ (月 日)、死亡 (月 日・死因) 保護継続 (月 日、 月 日、 月 日) その他
完了月日	年 月 日
写 真	

様式 3

動物の一時保管依頼書

私は、自然災害の発生により被災し、私の所有する動物の飼育が一時的に困難になりました。

つきましては当該動物の一時保管を次の条件により依頼します。

1. 私の所有する下記の動物を 年 月 日から 年 月 日まで貴所に一時保管していただきたく依頼します。
2. 上記期間内に飼育可能になった場合は、直ちに当該動物を引取ります。
3. 上記期間内に引取る努力をしますが、引取ることが不可能の場合は「動物の一時保管延長依頼書」を提出しますので一時保管の延長をお願いします。
4. 私の所有する当該動物の所有権を放棄することとなった場合は「所有権放棄届」を提出します。
5. 依頼期間が満了後、第3項又は第4項の手続きをとることなく1ヶ月が経過した場合は、所有権を放棄したとみなし、当該動物を新たな飼い主に譲渡されても異議の申し立てはいたしません。
6. 一時保管を依頼した動物が、やむを得ない事情により死亡、逃亡又は負傷してもその責めは問わないものとし、損害賠償等を求めません。

記

動物の種別	犬 ねこ その他 ()		
種 類		呼 び 名	
性 別	♂ ♀	毛 色	
体 格	大 中 小	年 齢	
首 輪	有 (色・) 無	マイクロチップ番号	有 () 無
鑑札番号	有 () 無	注射済票番号	有 () 無
その他特徴等			

年 月 日

被災動物救護センター長 様

住 所 (住民票)	電 話
現住所	連絡方法
氏 名	(代理人)
備 考	

様式 4

動物の一時保管延長依頼書

私は、 年 月 日に一時保管の依頼をした下記動物の保管依頼期間を次の理由により延長することを依頼します。

[理由]

[保管依頼期間]

「 年 月 日まで」を「 年 月 日まで」に延長する。

記

動物の種類	犬、ねこ、その他 ()		
種 類		呼 び 名	
性 別	♂ ♀	毛 色	
体 格	大 中 小	年 齢	
首 輪	有 (色・) 無	マイクロチップ番号	有 () 無
鑑札番号	有 () 無	注射済票番号	有 () 無
保護収容年月日	年 月 日		
その他特徴等			

年 月 日

被災動物救護センター長 様

住 所 (住民票)	電 話
現住所	連絡方法
氏 名	(代理人)
備 考	

様式 5

所 有 権 放 棄 届

平成 年 月 日

被災動物救護本部長 様

住所（住民票）	電話
現住所	連絡方法
氏 名	（代理人）
備 考	

私は、下記の動物の所有権を放棄し、無条件・無償にて貴救護本部に譲渡いたします。

この動物の取扱については、すべて貴救護本部にお任せし、今後いかなることについても一切要求しないことを申し添えます。

記

救護施設名			
動物の種別	犬、ねこ、その他（ ）		
種 類		呼 び 名	
性 別	♂ ♀	毛 色	
体 格	大 中 小	年 齢	
首 輪	有（色・ ）無	マイクロチップ番号	有（ ）無
鑑札番号	有（ ）無	注射済票番号	有（ ）無
保護収容年月日	年 月 日		
その他特徴等			

様式 6

年 月 日 掲 示

さがしています

種類	犬	ねこ	その他 ()
年令		性別	
毛色		名前	
登録番号		注射番号	
マイクロチップ番号			
特記事項			
写 真			

連絡先	
避難先	
氏名	

業 務 日 誌

年月日	年 月 日 ()	天候 ()	記録者 ()
-----	-----------	--------	---------

[業務従事者]

所 属	人 数	備 考
県・市町担当者	人	
獣 医 師	人	
協会関係者	人	
ボランティア	人	
その他	人	
合 計	人	

[来訪者]

所 属	人 数	備 考
県・市町関係	人	
動物保護関係団体	人	
報道関係	人	
その他	人	

[保護収容動物数]

	犬	ねこ	その他	合計	備 考
前日末の収容頭数					
本日保護収容頭数					
本日返還等頭数					
本日末の収容頭数					

[治療動物頭数]

	犬	ねこ	その他	合計	備 考
治療頭数					

[活動内容]

[問題点]

[明日の予定]

[引継事項]

ボランティアの業務

1 保護収容した被災動物の世話

給餌	ドッグフード、キャットフード、飲料水の給与 食器類の洗浄・消毒。
運動	犬はリードを確実に装着し散歩。 ねこは室内。
手入れ	シャンプー、ブラッシング。
清掃・消毒	犬舎、ねこ舎、運動スペース、ケージなどの清掃・消毒。 動物の使用する敷物などの洗濯。
健康チェック	食欲、元気、負傷の有無などチェック。
その他	健康管理上必要なこと。

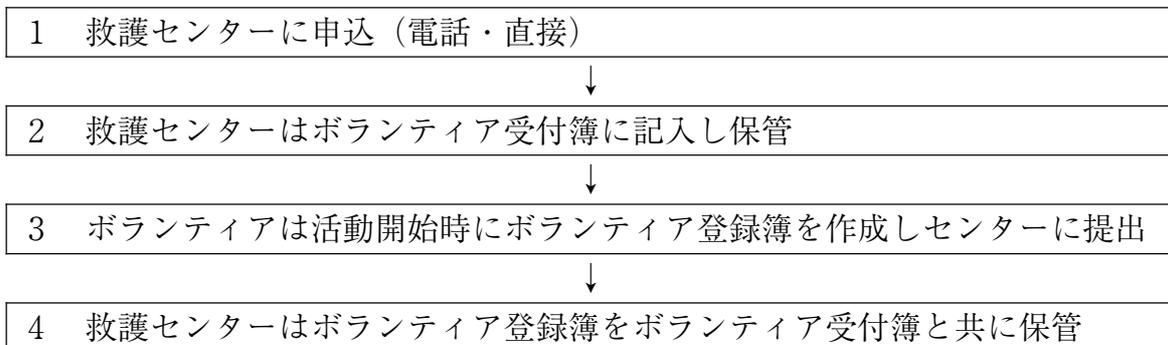
2 センター等の運営維持

運営上必要な事項	作業衣の洗濯・補修、必要品の購入。
施設の維持管理	施設・設備の拡充、補修。
その他	運営上必要なこと。

3 事務管理

連絡調整	被災動物の飼育者との連絡調整（面会、引取り、里親の相談など）。
	ボランティアとの連絡調整
物資の管理	物資の管理、支援物資の要請・調整。
その他	必要なこと。

[ボランティア申込からの流れ]



ボランティア受付簿

受付No.	
-------	--

受付日	平成 年 月 日	受付者	
-----	----------	-----	--

[申込者]

氏名	年齢	才	男・女
現住所			
職業			
連絡方法	電話 携帯電話 その他		
緊急時 連絡先	氏名	続柄	電話
	住所		
その他			

[活動可能予定日等]

期間	月 日～ 月 日の間						
曜日	日	月	火	水	木	金	土
時間帯	時～ 時						
その他							

[希望活動内容]

被災動物の世話	給餌、運動、手入れ、清掃・消毒、健康チェックなど
施設の運営維持	作業衣の洗濯・補修、施設・設備の拡充・補修など
事務管理	被災動物の飼育者との連絡調整、ボランティアとの連絡調整。
その他	

[その他]

--

ボランティア登録簿

登録簿No	
受付簿No	

[登録者]

年 月 日

氏 名		() 才	男・女
	職業	携帯電話	
住 所	〒	電話	
勤務先名称			
勤務先住所	〒	電話	
緊急時 連絡先	氏名 住所	続柄	電話

[動物飼育経験]

期 間 (年 数)	動 物 の 種 類
年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	
年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	

[動物関係ボランティア経験]

時 期	場 所	内 容
年 月		
年 月		

[ボランティア予定]

回数	期 間	備 考
1	年 月 日～ 年 月 日	
2	年 月 日～ 年 月 日	

[当救護センターにおけるボランティアの協力記録]

期 間	内 容
月 日～ 月 日	<input type="checkbox"/> 散歩等 <input type="checkbox"/> 半日 <input type="checkbox"/> 一日 <input type="checkbox"/> 泊まり
月 日～ 月 日	<input type="checkbox"/> 散歩等 <input type="checkbox"/> 半日 <input type="checkbox"/> 一日 <input type="checkbox"/> 泊まり

[その他]

被災動物新飼育者募集要領

(目的)

第1 この要領は、災害によって所有者による飼育が困難なため被災動物救護センター（以下「センター」という。）に収容された動物に対して、新飼育者を募集することにより、より安定した状態で生きる機会を与えることを目的とする。

(対象)

第2 この要領において対象となるのは、犬、ねこその他のペット動物とする。

(事務の分担)

第3 事務分担は別表1のとおりし、センターが担当する事務の詳細は別表2のとおりとする。

(募集計画)

第4 センター長は、新飼育者募集に係る計画を立てるものとする。

(飼育及び健康管理)

第5 対象となる犬、ねこその他のペット動物の飼育及び健康管理は、譲渡ができるまでの間、センターが行うものとする。

(会場)

第6 新飼育者への譲渡は、特別の理由がある場合を除きセンターで行う。

(飼育の申込)

第7 犬、ねこの飼育希望者は、申込書（様式第1号）によりセンター長へ申し込むものとする。

(譲渡)

第8 対象となった犬、ねこ、その他のペット動物は、当該動物の飼育能力についてセンター長が適正であると承認した者に譲渡するものとする。ただし、飼育適正者が多数の場合は、抽選によるものとする。

(誓約書)

第9 新飼育者は、譲渡に際して、誓約書（様式第2号）を提出しなければならない。

(不妊手術)

第10 犬、ねこを譲り受けた飼育者が繁殖を希望しない場合は、当該犬、ねこに不妊手術を受けさせて下さい。

(保健所への通知)

第11 センター長は、譲渡した犬、ねこの所在地を所管する保健所長に譲渡した犬、ねこの飼育者住所、氏名等を通知するものとする。

(飼育管理指導)

第12 譲渡した犬、ねこの所在地を所管する保健所は、犬の登録、狂犬病予防注射の実施を確認するとともに、犬、ねこの飼育者に対し、不妊手術、飼育方法等について指導するものとする。

(市町等の協力)

第13 新飼育者募集を円滑に推進するため、市町及び関係団体の協力を得るものとする。

附則

- 1 この要領は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 この要領は、被災動物救護本部が解散した時に廃止する。

別表 1

事 務 分 担

区 分	担 当 事 務
被災動物救護本部	新飼育者募集の各保健所への通知 市町・関係団体への協力依頼 広報
被災動物救護センター	新飼育者募集の案内・申込用紙の作成・配布 譲渡申込受付、案内通知 対象動物の管理 対象動物の情報収集 住民からの問合せの対応 新飼育者への講習、助言 動物愛護団体との調整
保 健 所 支 部 市 町	新飼育者募集の広報 申込用紙等の配布 対象動物の情報収集 住民からの問合せの対応

別表 2

被災動物引渡し時の動物救護センターの事務

事 務	備 考
総 括	新飼育者募集と譲渡に係る総括
会場の設営・保守・整理	犬サークル及びねこ保護ケージのスペース確保、 駐車場、講習会場の準備・整理
受付・進行	制度の説明 誓約書の受付 対象動物の所有権放棄届の確認
対象動物の管理	書類との照合 健康状態の確認
講 習	新飼育者に飼育意志の再確認 飼育に関する注意

様式第1号

申 込 書

平成 年 月 日

被災動物救護センター長 様

住 所	〒
氏 名	
電 話	

私は、貴センターで管理する（犬・ねこ）を飼育したいので下記のとおり申し込めます。

記

住居形態は？	1戸建て マンション アパート ()
犬・ねこの飼育は？	可能・不可能
同居家族構成は？	大人 人、子供 人
転居の予定は？	有 ・ 無
家族内で出産予定は？	有 ・ 無
定期的に留守になる時間帯？	有 (時間) ・ 無
現在の飼育動物は？	種類()数()
飼育動物の不妊・去勢措置？	実施済み ・ 無
飼育形態？	室内飼い ・ 室外飼い
今までの飼育経験？	有 (動物種 を 年) ・ 無
アレルギーのある人は？	有 ・ 無
今後世話ができる人は？	有 ・ 無
家族全員の同意は？	有 ・ 無
飼育を希望する動物は？	犬 (頭) ・ ねこ (頭)
不妊・去勢の措置は？	措置済みを希望 ・ 問わない
犬の場合、大きさは？	大型 ・ 中型 ・ 小型 ・ 特になし
希望する性別は？	♂ ・ ♀
毛の長さの希望は？	短毛 ・ 長毛 ・ 問わない
引取りの時期は？	直ちに・準備期間がほしい (月 日) ・ 未定
引取りの方法は？	本人の責任により引取ります。
その他	

様式 5

誓 約 書

私は、下記の被災動物を引取り、再び家族の一員として迎え、関係する法律を遵守し、飼育方法に関して貴所又は担当救護施設の指示に従い、生涯末永く飼育することを約束します。

なお、引取り動物について貴所から現況調査等の依頼がある場合には、調査に協力することを約束します。

記

動物の種類	犬、ねこ、その他 ()		
種 類		呼 び 名	
性 別	♂ ♀	毛 色	
体 格	大 中 小	年 齢	
首 輪	有 (色・) 無	マイクロチップ番号	
鑑札番号		注射済票番号	
保護収容年月日	年 月 日		
その他特徴等			

年 月 日

被災動物救護センター長 様

住 所 (住民票)	電 話
現住所	連絡方法
氏 名	(代理人)
備 考	

第3章 被災動物の医療救護及び一時保護管理活動

発災時の被災動物あるいは負傷動物は、区市町村が設置する避難所又は稼動可能な動物診療施設に集中することが予想される。しかしながら、現状においては、区市町村が設置する避難所では、必ずしも動物収容体制が整っている訳ではない。東京都の地域防災計画では、区市町村が設置する避難所において、飼い主とともに避難した動物の適正飼育を指導しているが、これに対し避難所内に動物の飼育場所を設定している区市町村は皆無に等しいのが現状である。

今後、このような状況を打破するためにも、各支部における行政との防災協定締結は危急の課題であることは言うまでもない。

災害時における動物管理義務は、あくまでも飼い主にあり、それが不可能な場合に限り、行政並びに東京都獣医師会等がバックアップすることが原則である。また、災害対策は行政主導で対応することが本来のあり方であることも忘れてはならない。

第3章では、行政と獣医師会がそれぞれの立場で仕事分担を明確にし、その上で対応体制について検討を加えた。

「なお、本ガイドラインにおける動物とは、一般家庭で飼育されている犬、猫、小鳥およびその他小動物とする。」

第1節 動物医療救護活動の場所

動物医療活動の場所は種々考えられるが、東京都獣医師会として対応できる場所を、原則として一次診療施設から三次診療施設に設定した。

1. 一次診療施設

ここでは、原則として必要最小限の応急措置に留め、重症動物等はできるだけ後方動物医療施設への搬送に努める。

- (1) 区市町村が避難所内に設置する動物救護所：支部管轄
- (2) 区市町村が避難所外に設置する動物救護所：支部管轄
- (3) 負傷動物が殺到する動物診療施設(第一次区市町村指定動物医療救護施設)：支部管轄
- (4) その他(災害現場等)：支部管轄

2. 二次診療施設（後方動物医療施設）

一次診療施設の重症動物を受け入れる後方動物医療施設として機能。

- (1) 支部内動物診療施設(第二次区市町村指定動物医療救護施設)：支部管轄
- (2) 支部外動物診療施設：東獣管轄

3. 三次診療施設（高度後方動物医療施設）

二次診療施設で治療不可能な重症動物を受け入れる高度後方動物医療施設として機能。

- (1) 都内獣医科大学病院：東獣管轄
- (2) その他

4. その他

- (1) 動物救援本部が設置する動物救援センター：東獣管轄
- (2) 東京都の動物保護相談センター：東獣管轄
- (3) 関東獣医師会連合会の動物診療施設：東獣管轄
- (4) その他

第2節 動物医療救護班について

動物医療救護班は、動物医療救護活動員の派遣が必要な場合に設置する。

1. 動物医療救護班の設置

1) 東京都獣医師会動物救護対策本部直轄動物医療救護班

東京都獣医師会動物救護対策本部は、各支部を支援する立場から、直轄動物医療救護班を編成し、各支部からの応援要請があった場合及び動物医療救護の必要があると認められた場合に派遣する。直轄動物医療救護班は、派遣可能な各支部動物救護対策本部動物医療救護班より編成する。

2) 各支部動物救護対策本部動物医療救護班

支部動物医療救護班の設置並びに編成は、各支部の対応体制に基づき策定する。

2. 動物医療救護班の活動内容

動物医療救護班の医療活動は、原則として一次診療施設における応急措置を実施する。

- (1) 負傷動物に対する応急措置
- (2) 後方動物医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 輸送困難な患畜、軽症患畜等に対する医療
- (4) 死亡の確認
- (5) その他必要と認められる活動

第3節 動物医療救護活動及び一時保護管理活動

1. 機関別活動内容

1) 東京都獣医師会レベルでの活動

(1) 動物医療救護活動

- ① 被災支部の一次診療施設に対する他支部からの動物救護班の派遣調整。
- ② 受け入れ可能な他支部二次診療施設への斡旋。
- ③ 動物救援センターへの動物救護班の派遣。
- ④ 三次診療施設への斡旋。

(2) 被災動物の一時保護管理

- ① 各ブロックあるいは各支部への要請

(3) 関係機関との連携調整

- ① 動物医療活動や一時保護管理に必要な薬品や資器材の確保
- ② 他県獣医師会等の応援動物医療救護班の受け入れ

東京都獣医師会会長は、他県獣医師会等と相互応援協定を締結し、これに基づく動物医療救護班、ボランティア獣医師等の受け入れを円滑に実施するため、要請や受け入れシステム体制を確立し、活動拠点を確保する。

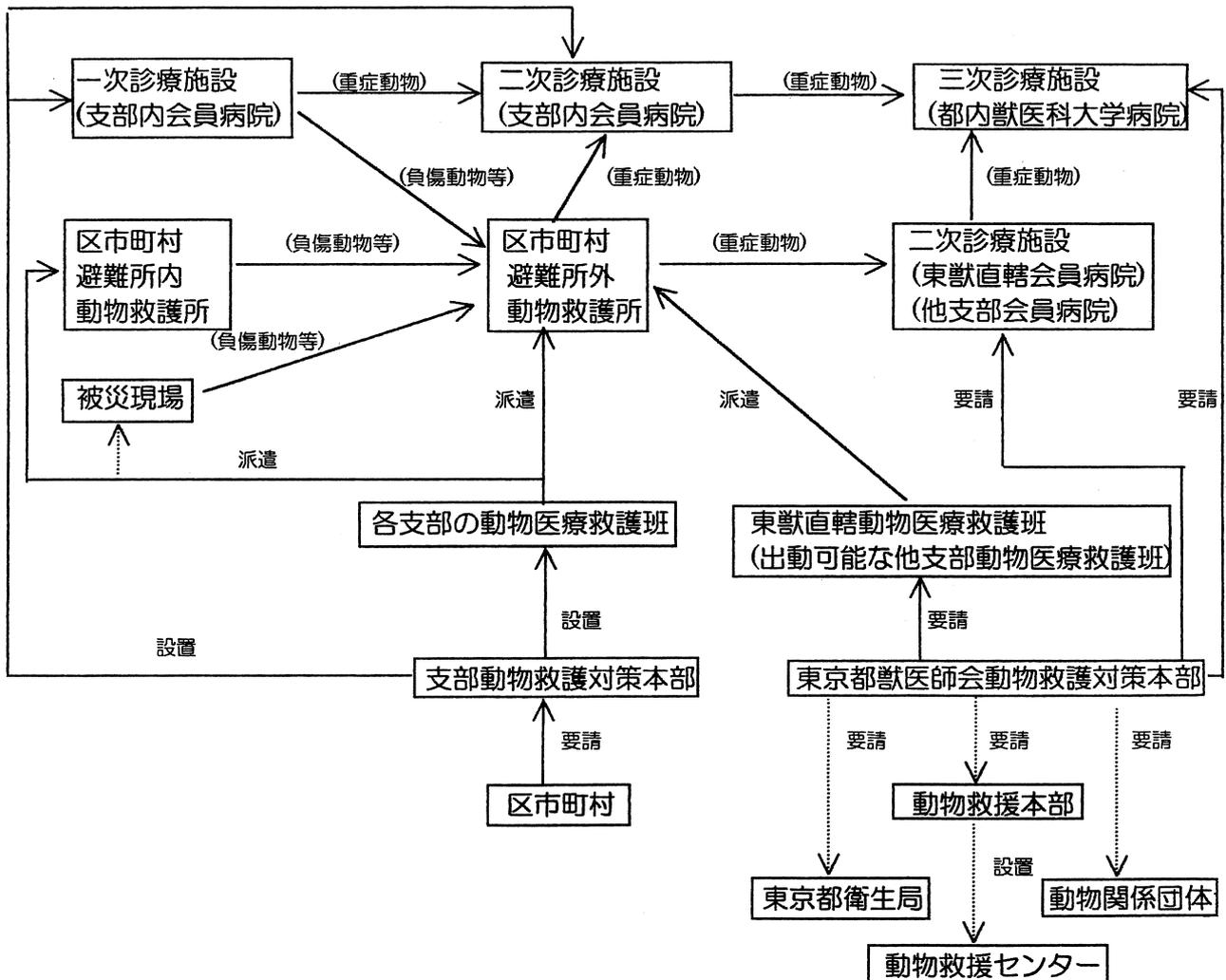
2) 各支部レベルでの活動：地方分権を尊重し、かつ互換性のある活動とする。

災害状況が特に緊急を要する場合、各支部独自の判断で動物医療救護活動を実施することが要求される。そのために、各支部は平常時より支部内における活動体制を構築しておかなければならない。

(1) 動物医療救護活動

- ①区市町村が避難所又は災害現場等に設置する動物救護所における、支部動物救護班による動物医療活動(一次診療)
 - ②区市町村から要請を受けた動物診療施設(第一次区市町村指定動物医療救護施設)における動物医療活動
 - ③各支部内に設置された後方動物医療施設(第二次区市町村指定動物医療救護施設)における動物医療活動
 - ④重傷動物の後方動物医療施設への搬送の要否決定
 - ⑤死亡の確認。
- (2)被災動物の一時保護管理
 飼い主不明あるいは飼育が不可能な動物に対して、動物保護管理が可能な会員病院は、区市町村の要請により一時収容することができる。一時収容の期間については、各支部で検討する。
- (3)関係機関との連携協調
 ①動物医療活動や一時保護管理に必要な薬品や資器材等の確保は、各支部で検討する。

2. 動物医療救護活動の流れ



第4節 初動医療体制

被災直後の初動期における動物医療救護活動の場所は、負傷動物が多数発生した災害現場、避難所又は負傷動物が殺到する動物病院などが中心となる。これらの場所での動物医療活動を円滑に運ぶためには、平常時の各支部における初動医療体制の構築が重要となる。

初動期以降の活動は、避難等における動物医療救護所の活動が中心となる。

1. 初動期（被災から概ね2日以内）

- ・動物医療救護は、主として災害により負傷した動物を対象とし、負傷動物が多数発生する災害現場又は負傷動物が殺到する動物病院等の動物医療救護所での活動を主とする。
- ・多数の負傷動物がいる場合は、傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送・治療を行い、応急措置は原則として必要最小限に留め、重傷動物などは、できるだけ後方動物医療機関への搬送に努める。
- ・救助救出に伴う動物医療活動も行う。
- ・医薬品・医療資器材等は、主に外傷の対応とする。

2. 初動期以降（被災から概ね3日以降）

- ・動物医療救護は、避難所内外の動物救護所又は二次診療施設の活動を主とする。
- ・重傷動物等は、できるだけ後方動物医療機関への搬送に努める。
- ・医薬品・医療資器材等は、外傷の他、内科系、慢性疾患等の対応とする。

第5節 平常時における東京都獣医師会の準備体制

1. 医薬品・医療資器材の確保

東京都獣医師会並びに各支部は、東京都獣医師会動物救護対策本部及び支部動物救護対策本部が実施する応急対策に備え、平常時より製薬会社等の関係団体と連携体制を図り、医薬品・医療資器材が確保できる体制を構築しておかなければならない。このためには、東京都獣医師会がイニシアティブを取り、体制の基盤作りに努力しなければならない。

2. 負傷動物等の搬送体制

負傷動物、医療スタッフおよび医薬品等の搬送体制は、東京都獣医師会と各支部が協議の上策定するものとする。

3. 後方医療施設と高度後方動物医療施設の配備

1) 後方医療施設(二次診療施設)の配備

後方医療施設は被災を免れた稼働可能な会員病院とし、その稼働状況等の連絡手段は各支部の体制を考慮して策定するものとする。

2) 高度後方動物医療施設(都内獣医科大学病院)の配備

東京都獣医師会は、都内獣医科大学病院と協議し、高度後方動物医療施設としての協力体制を構築しておかなければならない。

第4章 勤務支部の活動体制

東京都獣医師会勤務支部は15支部より構成され、行政機関や獣医科大学を始めとし、その業種は多岐にわたる。東京都獣医師会の災害時における動物救護活動は、東京都獣医師会全体の事業として捉えるべきであり、その場合、勤務支部の活動体制の構築は、開業支部の活動を支援する上で重要な位置を占めることになる。

農林水産省関係の支部は、本事業における国に対する働きかけの窓口となるべきであり、同様に、東京都関係の支部は、都に対する働きかけの窓口にならなければならない。また、獣医科大学の支部では、三次医療の場としての受け入れ体制の構築や、臨床系及び公衆衛生系の教員の応援協力体制も構築しなければならない。

このような観点から、それぞれの勤務支部は、平常時より何をすべきなのか、あるいは何ができるかを検討し、東京都獣医師会の会員としての責務を果たさなければならない。

勤務支部の活動体制は、本ガイドラインを考慮し、各勤務支部で策定するものとする。

第5章 相互応援協力・派遣要請の構築

災害が発生した場合、東京都獣医師会動物救護対策本部は、あらかじめ定められた応急活動体制に基づき応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどの災害対策に万全を期さなければならない。

特に被害が広範囲に及ぶ場合、東京都獣医師会動物救護対策本部のみの対応では困難であり、被災していない他府県市や民間の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、関係団体との間で応援・協力に関する協定をあらかじめ締結するなど応援体制のネットワークを図るとともに、過去において得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ災害活動体制を強化・充実していくことが重要である。

相互応援協力・派遣要請に関わる関係団体とは下記に掲げる団体である。

- 1) 都内獣医科大学
 - ・ 東京大学
 - ・ 東京農工大学
 - ・ 日本獣医畜産大学
- 2) 関東地区獣医師会連合会
- 3) (社)日本獣医師会
- 4) 緊急災害時動物救援本部
 - ・ (社)日本獣医師会
 - ・ (財)日本動物愛護協会
 - ・ (社)日本動物福祉協会
 - ・ (社)日本愛玩動物協会
 - ・ (社)日本動物保護管理協会
- 5) 東京都
 - ・ 東京都衛生局獣医衛生課
 - ・ 東京都教育委員会(学校飼育動物)
- 6) 関連企業
 - ・ 日本ペットフード工業会
 - ・ 日本ペット用品工業会
 - ・ 動物医療機器メーカー
 - ・ 動物医薬品メーカー
 - ・ 動物検査センター
- 7) その他
 - ・ 日本小動物獣医師会
 - ・ 災害救助犬訓練士協会
 - ・ 動物関連各種専門学校
 - ・ ボランティア団体
 - ・ 東京都トラック協会
 - ・ 他

動物医療救援活動

1 救護活動場所の区分け

- 1) 発災後の初期診療施設は、診療可能な獣医師会会員病院とする。
- 2) 災害が拡大もしくは長期化した時は、区との協定書に基づき設置した施設での救護活動を行う。
- 3) 一次診療施設で対応困難な傷病動物は、二次診療実施可能な区内会員病院に依頼する。

2 初期診療施設での活動 (出来る限り以下のことを行う)

- 1) 会員診療施設では通常より、薬品・衛生器材・その他必要と思われるものの備蓄に勤める。
- 2) 規定の受付票及び診療カルテに記載する。又は動物救援センター搬送時は規定の受付票及び診療カルテに記載し、そのコピーを保存する。
- 3) 収容時は出来る限り特徴の記入、写真撮影を実施する。
写真は飼主と飼主及び動物名を記載したA4用紙と共に撮影する。
- 4) 収容時に健康な犬及び猫に対し、ワクチン接種をする。
- 5) 収容時又は収容後死亡の場合は規定検案書に記載し、飼主にこれを連絡する。
飼主より処理依頼の際は事前協議による業者に委嘱する。処理内容は協議決定事項とする。
又処理内容変更希望時は業者による別途料金とする。
飼主不明の場合は規定検案書に記載及び写真撮影をし、処理を事前協議による業者に委嘱する。
- 6) 二次及び三次診療施設での治療が必要な際は、支部動物救援本部に連絡する。
- 7) 経費は原則として飼主負担とする。又、区との協定書に基づき飼い主不明動物等の施療については、原則として経費の提供を受け、これを充当する。

3 練馬動物救援センターでの活動

- 1) 収容動物は、飼い主不明動物、拠点で問題のある動物を原則として収容する。
- 2) 収容動物は練馬動物救援センター入所管理台帳に記載する。
- 3) 収容時の受付票・診療カルテ記載、写真撮影及び死亡動物の処理は初期診療施設の作業に準じる。
- 4) 収容時傷病の有無、その程度の区分けをする。
 - ① 赤リボン 生命に危険のある、または最優先で処置が必要な重症動物。
 - ② 橙リボン 生命に危険はないが重度傷病動物。
 - ③ 黄リボン 軽度傷病動物。
 - ④ 緑リボン 異常のない動物。
 - ⑤ 白リボン 伝染性疾患の疑いのある動物。
- 5) 区分け終了後それぞれの場所に収容する。
- 6) ボランティアを統括するそれぞれの担当部署の責任者を置く。
- 7) 1日のタイムスケジュールを作成して、それによって活動する。
- 8) 各動物舎に台帳番号及び動物名を明記しておく。

※台帳番号 犬 1 - 999
猫 1001 - 1999
その他 2001 - 2999

4 動物救援活動の記入用紙

- 1) 練馬動物救援センター入所管理台帳
- 2) 受付票
- 3) 診療カルテ I・II
- 4) 診療依頼簿
- 5) 検案書
- 6) 練馬動物救援センター必要器具・機材リスト
- 7) 練馬動物救援センター必要薬品リスト

練馬区動物救援センター

- 1 練馬区が設置する。現段階での候補地は都立光が丘公園弓道場、都立城北中央公園小野球場1、都立石神井公園A地区野球場。
- 2 運営は練馬区が行い、練馬区獣医師会はその業務に協力する形を取る。
- 3 収容対象は飼育困難な動物、所有者不明動物、傷病動物。
- 4 同行避難を原則としているが、トラブルなどで同居できない動物もセンターに収容する。
5. 収容対象動物
犬、猫及び収容を必要とする動物とする。
危険動物と野生鳥獣については 動物園、水族館などへ受け入れ協力を要請する。
尚、学校飼育動物についても、上記と同条件とする。

診療カルテ I

台帳番号	
搬入動物病院名	
搬入動物病院電話番号	

フリガナ 飼 い 主 名	
住 所	
連絡先電話番号	自宅 転居先 勤務先
携帯電話番号	

呼び名	(年齢) 鑑札番号			
動物種	犬 猫 (種類) その他 ()			
性別	雄	去勢	雌 避妊	毛色
特徴				

稟 告	ワクチン接種暦		
		年	月 日
		年	月 日
		年	月 日
		年	月 日

初 診 日	年	月	日	午前・午後	時
現症ならびに所見	治療			引継ぎ事項	
担当獣医師氏名			整理番号		

		台帳番号			
月	日	現症ならびに所見	治療	引継ぎ事項	担当獣医師
					整理番号

診療依頼書

年度

No

月	日	台帳番号				異常内容	記入者	担当獣医師 整理番号

検案書

台帳番号

死亡年月日	年	月	日	午前・午後	時	分
-------	---	---	---	-------	---	---

死亡確認場所			練馬動物救援センター	
確認者 (飼い主)	氏名		飼い主	本人 不明
	住所			

呼び名				
動物種	犬	猫 (種類) その他 (
性別	雄	去勢	雌	避妊
特徴	毛色			

死因 (病名)	
---------	--

確認時の状況及び病状経過	写真
	(写真貼付)

練馬区動物救援センター必要器具器材リスト

区分		数量
検査関連用品	血液生化学検査機器	
	血球計算機	
	顕微鏡一式 (カバーガラス・スライドグラスを含む)	
	蛋白屈折計	
	ヘマトクリット管	
	試験管・遠心管・ピペット	
	遠心分離機 (低速用・高速用)	
消毒器	オートクレーブ	
	ガス滅菌器	
輸液関連用品連	輸液ポンプ	
	輸液セット	
	輸液延長チューブ	
	留置針 (18G, 22G, 24G)	
	翼状針	
	インジェクションプラグ	
注射器 (ディスプレイポアブル)	1 m l	
	2. 5 m l	
	5 m l	
	1 0 m l	
	2 0 m l	
	5 0 m l	
注射針	1 8G×1 1/2	
	2 1G×1 1/2	
	2 3G ×1	
	2 5G× 5/8	
外傷治療用品	ヴェトラップ	
	サージカルテープ	
	紙テープ	
	包帯	
	綿花、カット綿、ガーゼ	
	エリザベスカラー	
	毛刈り剪刀	

外傷治療用品	雑剪刀	
	有鉤ピンセット	
	モスキート・ペアン	
	電気式バリカン	
診察関連用品	診察台（体重計付）	
	手指消毒用手洗い鉢	
	眼耳診断キット	
	聴診器	
	体温計	
手術・麻酔関連用品	小動物外科手術用具一式（簡易セット）	
	縫合糸一式	
	気管チューブ各種	
	喉頭鏡	
	ガス麻酔器	
	無影灯	
	吸引器	

練馬区動物救援センター必要薬品リスト

区分	品名	数量
ワクチン	犬8種ワクチン	
	猫3種ワクチン	
	狂犬病予防ワクチン	
抗生物質	アミノペニシリン系	
	セフェム系	
	クロラムフェニコール系	
サルファ剤	スルファジメトキシ	
輸液剤	生理食塩液	
	リンゲル液	
	乳酸リンゲル液	
	注射用蒸留水	
消炎鎮痛剤	非ステロイド系消炎鎮痛剤	
副腎皮質ホルモン剤	デキサメタゾン	
	プレドニゾロン	
消化器系薬剤	メトクロプラミド製剤	
	H2 受容体拮抗剤	
	抗コリン作動薬	
	乳酸菌製剤	
循環器系薬剤	カテコールアミン類	
	キサンチン系薬剤	
	ACE 阻害剤	
利尿剤	フロセミド製剤	
止血剤	抗プラスミン剤	
ビタミン剤	ビタミンB 複合材	
インターフェロン製剤	インターキャット	
麻酔薬	塩酸ケタミン	
	イソフルレン	
	ドロペリドール	
アトロピン製剤	硫酸アトロピン	
駆虫薬	回虫・鈎虫・鞭虫・条虫	
	ノミ・ダニ	

一次診療施設（各病院）で備蓄に心がけてほしいもの

機材

- 1, 包帯
- 2, 紙テープ
- 3, サージカルテープ
- 4, ヴェトラップ
- 5, 綿花・カット綿・ガーゼ
- 6, 毛刈剪刀
- 7, 雑剪刀
- 8, 各種ピンセット
- 9, 各種鉗子
- 10, 縫合機材
- 11, 各種注射器・注射針等

薬剤

- 1, 抗生物質
- 2, ステロイド剤・合剤
- 3, フラジオマイシン・トリプシン合剤
- 4, クロールヘキシジン製剤
- 5, ポピドンヨード製剤
- 6, 次亜塩素酸ナトリウム溶液
- 7, 70%イソプロピレンアルコール
- 8, 輸液セット・輸液剤・栄養剤
- 9, 消化器系薬剤
- 10, 止血剤
- 11, 麻酔薬各種
- 12, 駆虫薬（内部・外部寄生虫）
- 13, 点眼剤各種
- 14, ワクチン等

緊急時、使い慣れた機材・器具・薬剤を流通備蓄して置くよう、心がけてください。

（流通備蓄とはいつもより少々多めに在庫をして置く事で、無駄にならないよう、順次使用していく方法です。）

練馬区獣医師会緊急時連絡名簿資料

変更箇所	氏 名	
------	-----	--

	病 院 名	
	病 院 住 所	
	病 院 電 話 番 号	
	病院FAX 番号	
	PC メールアドレス	

	自宅 住所	
	自宅電話番号	
	自宅FAX 番号	
	PC メールアドレス	

	携帯電話番号	
	携帯メールアドレス	

練馬区獣医師会会員の緊急時における安否確認の連絡用名簿資料です。

お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

変更が生じた場合は、速やかに連絡をお願いいたします。

上記ご記入の上、防災委員長までFAX 連絡ください。

練馬区獣医師会防災委員長

佐野 潤一

FAX 番号 5372-7559

災害用伝言ダイヤル
「171」

こんな時の、災害用伝言ダイヤル「171」

下のイラストは、一つの災害事例をわかりやすく絵にしたものです。



伝言前積数には限りがあります(最大10件)。緊急の方以外のご利用はお控えください。
一般加入電話(ダイヤル式・プッシュ式)、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)からご利用になります。
ご利用にあたっては、発信場所から被災地までの通話料がかかります。

ご利用方法

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行ってください。
提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTTで決定し、テレビ・ラジオ等でお知らせします。

伝言の録音方法

171をダイヤルする

▼ガイダンスが流れます

録音の場合 1

▼ガイダンスが流れます

XXXXXXXXXXXXXXXX

伝言の再生方法

171をダイヤルする

▼ガイダンスが流れます

再生の場合 2

▼ガイダンスが流れます

XXXXXXXXXXXXXXXX

被災地内の方も、被災地以外の方も被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。

※録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。
聞かれたいメッセージを録音する場合は、あらかじめ確認番号を決めておく必要があります。録音方法はNTTまでお問い合わせください。

※キリトリ線
※点線内のご利用方法は、切り取って携帯用としてご活用ください。

お問い合わせは、局番なしの「116」番またはお近くのNTT支店・営業所の窓口へどうぞ。

災害用伝言ダイヤルが利用できる電話

災害用伝言ダイヤルの伝言登録、再生の利用可能な電話は一般電話（プッシュ回線、ダイヤル回線とも）、公衆電話、INSネット64・1500、メンバーズネット並びに、災害時、NTT が避難場所などに設置する特設公衆電話から利用できます。携帯電話・PHSからも利用できます。（一部の事業者を除きます。H10.4 現在）J-COM Phoneからも利用することが出来ます。

NTT Docomo iモードサービス

NTT Docomo のiモードによる災害用伝言板サービスも171と同様に利用が可能です。このサービスは震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合、iMenu より利用できる安否情報確認サービスです。現在サービスの概要、使用法などについて iモードで確認することができます。次ページに平常時の確認方法を掲載してありますので、ぜひお試しください。Mova,Foma からI-mode を選択していただき、iMenu のお知らせ&ヘルプから災害用伝言ダイヤルを選択してください。

「災害用伝言版体験サービス」で、メッセージの登録・確認をご体験いただけます。

ぜひ、一度ご確認のうえ、お試しください。

サービス提供期間

- 毎月「1日」(0:00~23:59まで利用可能)
 - 防災週間
 - 防災とボランティア週間
-
- ※毎年1月1日の提供は除きます。
 - ※実際に災害が発生した際には体験利用ができない場合があります。

ご利用可能エリア

メッセージ登録可能エリア:全国のiモードサービス利用可能エリア

メッセージ確認可能エリア:全国のiモードサービス利用可能エリア

PHS やパソコンなどからもメッセージをご確認いただけます。

- (日本語版) <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
- (英語版) <http://dengon.docomo.ne.jp/Etop.cgi>

※伝言板は、サービス提供期間中のみアクセス可能となります。それ以外の期間はご利用いただけませんのでご了承ください。

ご利用料金・パケット通信料

無料※

- ※他携帯電話事業者が提供する災害用伝言版サービスへのアクセスにはパケット通信料がかかります。
- ※国際ローミングでのアクセスにはパケット通信料がかかります。
- ※登録通知メールの送信は無料ですが、受信及び登録通知メールに対する返信にはパケット通信料がかかります。

アクセス方法

日本語版: 「(日本語版)」「お知らせ & ヘルプ」「災害用伝言版体験サービス」「体験サービス」からご利用いただけます。

英語版: 「(日本語版)」「お知らせ & ヘルプ」「災害用伝言版体験サービス」「英語版はコチラ」からご利用いただけます。

- ※災害発生時におけるサービスの表示場所とは異なります。
- ※アイメニュー  Menu 「(英語版)」からはアクセスできません。

第4章 救護動物治療センター

災害により、負傷並びに病的状態に至った小動物の治療と救護を行う目的で小動物救援対策本部の中に「救護動物治療センター」を設置すべきであるが、その地域の獣医療機関の機能が無くまたは不足した場合並びにその必要が生じた場合には、当該地方獣医師会が設置する。

救護動物治療センターは、傷病動物への獣医療並びに動物間伝染病と人獣共通感染症の防御の業務を行うものとし、実際の傷病治療に当たっては、後方支援診療施設での治療を第一とし、可能な限り救護動物治療センターは必要最小限の治療施設の構築を行う。

救護動物治療センターには、事務局、管理部門、傷病（疾病）対策部門、動物保護部門、資材調達部門並びに広報部門を設ける。

センター長は、災害発生と同時に部門担当者を早急に招集し、災害状況の把握に努めるとともに現地災害対策本部との情報交換を図り、速やかに以下の対策に当たる。

- 1) 獣医師会員の安否並びに被害状況
- 2) 傷病動物の確認
- 3) 救護動物治療センター設置の必要性の有無と設置場所の選定
- 4) 災害地近隣動物病院の中で診療可能な施設の確認と待機要請
- 5) 救急診療に従事できる会員獣医師の確認並びに待機要請
- 6) ボランティアの確認並びに待機要請
- 7) 各種連絡網の確保
- 8) 人員の交通手段の確保

事前に災害が予測される場合には、状況の進行状態に準じ対応する。

治療などの業務遂行には、ボランティア獣医師3名と獣医療ボランティア3名で1班を構成し、各班は7日間（宿泊）連続従事を原則とする。

治療・予防に必要な動物関連の薬品並びに治療器材などの供給は、平時より獣医師会並びに行政は各地動物器薬協会と要請・協議の場を持ち、必要品目と数量の備蓄方法と搬送を含めた供給体制を確立しておく。

小動物臨床現場で使用頻度が高い人用器・薬については、国並びに地方自治体に対し、上記同様の要請・協議を行い、これらに関わる費用（経費）は国と地方自治体が負担するのを原則とする。

これとは別に、事前に支援登録を得ている診療施設に対し、提供可能な薬品、器具器材並びに飼育管理器材の中より、必要品目名と個数を通知し可及的速やかなる送付を要請し、災害発生直後の対応に与るものとする。

〔 救護動物治療センター 〕

災害により、負傷並びに病的状態に至った小動物の治療と救護を行う目的で動物救護対策本部の中に「救護動物治療センター」を設置すべきであるが、その地域の獣医療機関の機能が無くまたは不足した場合並びにその必要が生じた場合には、当該地方獣医師会が設置するものとする。

〔 救護動物治療センターの業務 〕

救護動物治療センターは、傷病動物への獣医療並びに動物間伝染病と人獣共通感染症の防御の業務を行い、健全動物の保護並びに飼育管理などは救護動物保護センターが行うものとする。

更に、実際の傷病治療に当たっては、後方支援診療施設での傷病治療を第一とし、可能な限り救護動物治療センターには必要最小限の治療設備の構築をするものとする。

〔 救護動物治療センターの構成 〕

救護動物治療センターには次の部門をおく。

- 1) 事務局
 - 総務
 - 経理
- 2) 管理部門
 - 施設の維持管理
 - 獣医師管理
 - 救護動物治療センター獣医療ボランティア管理
- 3) 傷病（疾病）対策部門
 - 緊急治療
 - 感染症治療
 - 人獣共通感染症治療
 - 平病治療
 - 後方治療
 - 飼育管理
 - 予防対策（飼育管理指導を含む）
- 4) 動物保護部門
 - 収容動物
 - 放置・放浪動物
- 5) 資材調達部門
 - 医薬品
 - 器具器材
 - 飼料
 - ペット用品
 - 備品・消耗品
 - ボランティア用品（宿舎、食餌を含む）
- 6) 広報部門
 - 情報収集
 - 情報提供

〔 センター長の業務 〕

- 1 災害発生と同時にセンター長は、部門担当者（責任者）を早急に招集し、災害状況の把握に努めるとともに現地対策本部との情報交換を図り、速やかに以下の対策に当たる。
 - 1) 獣医師会員の安否並びに被害状況
 - 2) 傷病動物の確認（おおよその数、傷病内容・程度）
 - 3) 救護動物治療センター設置の必要性の有無
 - 4) 救護動物治療センター設置場所の選定
 - 5) 災害地近隣動物病院の中で診療可能な施設の確認と待機要請（後方支援診療施設の構築）
 - 6) 救急診療に従事出来る会員獣医師の確認並びに待機要請
 - 7) 救護動物治療センター対応ボランティアの確認並びに待機要請
 - 8) 各種連絡網の確保
 - 9) 人員の交通手段の確保

2 事前に災害が予測される場合には、状況の進行状態に準じ上記対策の準備を行うものとする。

〔 事務局の構成 〕

事務局の構成は、次の通りとする。

事務局長 1名（獣医師である必要は無い）

総務担当長 1名

経理担当長 1名

事務職員 若干名

これらの構成員は、原則として有給とし長期間勤務出来る者を適宜雇用する。

事務局長は、可能な限り当該獣医師会の事務担当者を当てるのが望ましい。

ボランティア指導員や事務職員などの有給契約者に対しては、労働基準法に定められた休暇を与えなければならない。

〔 事務局の業務 〕

事務局の業務は、おおむね次の通りとする。

- 1) 現地災害対策本部および小動物救援対策本部と連携を密に行い、センター運営に最善を尽くす
- 2) 治療業務に必要な各種事務書式を印刷並びに取りそろえ
- 3) 経理諸帳簿の取りそろえと経理事務執行
- 4) 各部門への指示と要望対応
- 5) 救護動物治療センター運営に必要な事項の把握

〔 管理部門の業務 〕

管理部門の業務は、おおむね次の通りとする。

- 1) 必要規模のセンター敷設並びに施設の維持管理
- 2) 什器備品並びに消耗品の整備並びに管理
- 3) 人員管理

〔 基本的方針 〕

- 1 救護動物治療センター活動は、災害対策本部が設置する救護所（避難所）または専用に設置された動物救護センターにおいて、動物救護班が実施するものとする。
- 2 動物救護班は、獣医師、動物看護師（動物看護師）、訓練士、飼養管理士、獣医系大学学生と動物看護師専門学校生などにより組織し、編成数などはその災害の規模・状況によるものとする。
- 3 動物救護班の業務内容は、おおむね次の通りとする。（様式4-1・4-2）
 - 1) 治療優先順位区分け {トリアージ (Triage)} の最優先実施
災害時に、一定の基準に従って救命可能な動物を最優先にして行う治療区分
第1群 即治療群（赤ラベル）：最優先で処置が必要な重症患者
第2群 遅延治療群（黄ラベル）：第1群に続いて処置が必要な患者
第3群 軽・待機治療群（緑ラベル）：第1群、2群の後でも生命に関係ない患者
第4群 死亡動物（黒ラベル）：搬送時死亡動物
第5群 伝染病に罹患または疑いのある患者：（白ラベル）
区分けに当たっては、首輪または引き綱による区分けは無理な場合があるので、収容ゲージ並びに繋留場所に着色板を装着して行うものとする。
 - 2) 傷病動物に対する応急処置および獣医療

- 3) 救護動物治療センター収容の要否の決定と搬送
- 4) 後方支援獣医療施設への転送の要否および転送順位の決定

〔 ボランティア獣医師・獣医療ボランティアの管理 〕 (様式4-3、4-4、4-5)

- 1 救護動物治療センター長は、会員の中より治療担当責任者を委嘱する。
- 2 救護動物治療センター長は、動物看護師、訓練士、飼養管理士、獣医系大学学生と動物看護師専門学校生などの中より救護動物治療センター獣医療ボランティアを委嘱する。
- 3 事務局は連絡網などを通し、速やかに必要ボランティア獣医師および獣医療ボランティアの召集を図る。
- 4 救護動物治療センターの運営規模に応じ、獣医師など稼働の立案並びに手配。
 - 1) 獣医師および獣医療ボランティア派遣準備および配置
 - 2) 救護動物治療センターへの直接稼働可能なボランティア獣医師および獣医療ボランティア
 - 3) 後方支援施設としての受け入れ可能獣医師・診療施設
 - 4) 獣医系大学付属動物病院に対し、後方支援施設としての協力要請
- 5 救護動物治療センターへの派遣ボランティア獣医師は、自動物病院で1人で診療に当たっている開業獣医師は派遣が難しいので、複数の勤務獣医師を抱える動物病院の勤務獣医師および獣医系大学での獣医師の資格を有する大学院生と研究生などが望ましい。

〔 班構成 〕

- 1 救護動物治療センターは、以下の人員をもって1班を構成する (様式4-3・4-4)。
ボランティア獣医師 3名 獣医療ボランティア 3名
- 2 災害規模、収容総数、診療などの必要度に応じ、一日当たりの従事班数を決定する。
- 3 各班に救護動物治療センターの委嘱により班長をおく。
- 4 班長は自班を掌握する。
- 5 1班は連続7日従事するを原則とし、宿泊従事とする。
業務内容と病畜状況の把握のため、連続従事が望ましいが、状況により従事期間を短縮出来るものとする。
- 6 交代をする別班は、前の班の業務終了24時間前に現地入りを果たし、業務内容と病畜状況の把握と引継を確実に行う。
- 7 災害規模または業務量などにより、勤務体系を下記の様に変更出来るものとする。
1班は当該日13時より翌日17時の従事とする
交代をする別班は、前の班の業務終了4時間前に現地入りを果たし、業務内容と病畜状況の把握と引継を確実に行う。
- 8 各班は、救護動物治療センター内での診療と健康動物収容舎(場所)を巡回し、健康状態の把握と担当ボランティアに飼育管理に必要な指示に当たる。

〔 診療業務 〕

- 1 救護施設ではあるが、カルテの記入は必ず行う。
- 2 同一班内獣医師並びに前任獣医師の診断並びに治療方針に疑義が生じた場合には、センター長、班長並びに獣医師間で協議を行い、現場に即応した最善の処置を行う。
- 3 救護動物治療センターの施設では十分な治療などが実施出来ないと判断された場合には、センター長に通告し了解を得た後に、後方支援診療施設へ搬送するものとする。
但し、急を要する場合には事後報告を行うものとする。
- 4 ボランティア獣医師は獣医療ボランティアなど第三者に不必要な疑義を生じさせないように、言動に十

分注意すること。

- 5 必要資材の発注は、班長が資材調達部門を通して行うこと（様式・4-6・4-7・4-8・4-9、4-10）。

〔 事故防止 〕

- 1 ボランティア獣医師は自身を含め補助作業に従事する者が、受傷事故、咬傷事故などが生じないように十分なる注意を払うものとする。
- 2 一般的な事故防止対策を費やしても、保定などに困難を生じさせる動物の場合には、獣医療ボランティアを含む第三者並びにボランティア獣医師自身の受傷事故、咬傷事故防止のため、飼育者に説明し了解の基に治療などを中断、回避出来るものとする。

〔 後方支援施設を頼りとする傷病動物治療 〕

対策本部長は、災害発生と同時に支援体制を確立する。

- 1) 緊急性を要する応急処置は、救護施設内で行う。
- 2) 応急処置後、搬送が可能となりしだい後方の支援治療施設へ移動する。
後方支援治療施設としては
 - a) 獣医系大学付属動物病院
 - b) 被災地域にあるが、診療に支障が無い動物病院
 - c) 被災地とは可能な限り近距離にある、被災地域外の動物病院
- 3) 後方搬送には、専用車輛を使用。
- 4) 伝染病（含む、人獣共通共通感染症）またはその恐れがある動物については、後方支援施設内での院内感染防御と搬送車輛の完全消毒の問題で、後方支援施設への搬送は行わず、救護動物治療センター内に設置する隔離病棟に収容し治療を行う。
- 5) 救護動物保護センター並びに避難所などに併設された収容施設へ収容時または収容後に生じた、一般的な疾病並びに軽度な外傷などの治療処置は、可能な限り現地で行うものとする。

〔 動物救護センター内での治療 〕

後方支援施設に搬送を考慮せず、一切の治療などを動物救護センター内で行う。

- 1) 一般的な動物病院の施設内容に近づける。
- 2) 重症な症状、特殊な治療または検査の必要のある症例、特に人手を要する治療などでは、センター内での治療に固執すること無く、後方支援施設への搬送を考慮する。

〔 診療施設の決定 〕

救護動物治療センター長は、種々の状況を勘案した上で治療の主体を救護動物治療センターで実施するか、後方支援施設主体で行うかを決定するものとする。

後方支援施設主体で行う場合でも、第一次診療並びに軽微な診療目的にセンター内に診療施設を設置する必要がある。

〔 救護動物治療センターの施設概要 〕

- 1 被災動物、収容動物が多い場合、救護動物治療センターを複数設置する必要があるが、人員並びに器材などの共通使用便宜を考慮に入れ、災害状況に応ずるが可能な限り近距離に設置する。
- 2 複数の救護動物治療センターを設置する場合、一カ所は核となる施設とし最後まで運営出来る施設内容とする。

- 1) 診察室
- 2) 手術室
- 3) 収容舎の種類
 - a) 一般疾患対応の入院舎
 - b) 集中治療入院舎
 - c) 隔離病舎
- 4) 収容舎は、動物種別に設置する
- 5) 全ての収容舎は、消毒、洗浄、排水（汚水処理）が十分実施出来ること
- 6) 換気並びに冷暖房設備を完備するとともに、汚臭の対応が出来ること
- 7) 動物の鳴き声が周囲へ漏れない施設（二重窓、防音扉、防音資材使用）

〔 健全動物対策 〕

- 1 健全動物については、収容舎を定期的に巡回し健康状況の把握に努める。
健康状態に異常を認めた場合、必要に応じ速やかに救護動物治療センターに搬送し必要な処置を行うものとする。
- 2 被災者の避難場所またはその近隣に附設された動物収容舎に収容された動物に対しても、必要に応じ上記同様の対処を行うものとする。

〔 資材調達 〕

- 1 平時において獣医師会は行政と協議の上、以下についてのリストを作成するとともに、受注可能な取り扱い業者と発注並びに納入方法などについての取り決めを行っておくこと。
但し、他の部門と随時共用が可能な備品類については削除出来るものとする。
 - 1) 備品・消耗品
 - a) 事務用机・椅子
 - b) 事務用品一式
 - c) 重要書類・現金収納庫
 - d) コピー機
 - e) インスタントカメラまたはデジタルカメラ
 - 2) 電話回線 電話機 ファックス器
 - a) 電話回線については、複数を用意し1回線は部内専用とする
 - b) 可能な限り、通話回線とファックス回線は分離する
 - 3) パソコンおよび付属周辺機器
 - a) 複数器が望ましい（デスクトップ式固定器とノート型器の両方が望ましい）
 - b) 1台は電話回線と接続し、ホームページ並びにインターネットの発信並びに閲覧が可能とする
 - c) プリンターはA3用紙印刷可能なこと
- 2 治療・予防に必要な動物関連の薬品並びに治療器材の供給体制については、平時より獣医師会並びに行政は各地動物器薬協会と要請・協議の場を持ち、必要品目と数量の備蓄方法と搬送を含めた供給体制を確立しておくこと。
小動物診療現場での使用頻度が高い人用器・薬については、国並びに地方自治体に対し、上記同様の要請・協議を行い、これらに関わる費用（経費）は、災害時の人医療、歯科医療並びに家庭常備薬配布などと同様に、国と地方自治体が負担するのを原則とする。
事前に支援登録を得ている診療施設に対し、提供可能な薬品・器具器材・飼育管理器材の中より、必要品目名と個数を通知し対策本部宛に可及的速やかに送付を要請する。

1) 医薬品

a) 緊急治療用医薬品

緊急医薬品パックをあらかじめ用意しておくことが望ましいが、期限切れなどに伴う更新補充の経費節減のため、別表（様式4-11）に掲載されている医薬品が直ちに収集並びに現地への発送が可能なように、供給体制を確立しておく

b) ワクチン接種

ア) 集団飼育を余儀なくされるとストレスなどにより、伝染病の蔓延を完全に防御することは困難なので、全収容頭数（犬・猫）に収容と同時に実施することが望ましい

イ) 狂犬病予防注射未実施の犬については、状況に応じ実施し、その証明書は当該犬の返還または譲渡時まで小動物救援対策本部が保管するものとする。

尚、これに関わる費用（経費）については、飼主が判明している場合には飼主負担、飼主が確認出来ない場合には小動物救援対策本部負担とする。

c) 一般薬

収容された動物の状況に合わせ順次用意をするのを原則とするが、別表（様式4-11）に掲載されている薬品については、上記緊急治療医薬品同様の供給体制を確立しておく。

これらの医薬品は救護センターにおいて取りそろえるのを原則とするが、災害発生直後並びにセンター機能が確立するまでは、近隣動物病院よりの提供または借り上げをもって充当する。

2) 器具器材

別表（様式4-12）に掲載されている器具器材については、医薬品同様の供給体制を事前に確立しておくこと。

必要最小限の器具器材は、順次購入または提供によるものとする。

a) 各種検査器材：

会員動物病院での貸し出し可能器材のリストを事前に作成し借用。

器材メーカーなどからの借用または提供は困難を伴うので、緊急を要さない検査に付いては、外注検査を十分考慮する。

b) 一般治療器具器材：

別表（様式4-12）のセットを獣医師会単位で常時保管・管理する。

c) 手術用器具：

会員動物病院での貸し出し可能器材のリストを事前に作成し借用。

特殊な手術または特殊器材の使用が必要な場合には、原則として後方支援動物病院で実施するものとする。但し、搬送が不可能な場合には、必要器材をセンターに搬入し実施するものとする。

d) 麻酔器：

会員動物病院よりの提供または借り上げを原則とする。

e) レントゲン撮影機：

放射線防御対策の観点から附設しないものとする。

必要な場合には、近隣動物病院または後方支援病院で行う。

3) 飼料・ペット用品

a) 災害発生と同時に、当該獣医師会並びに日本獣医師会は当面使用に必要な物品を、日本ペットフード工業会と日本ペット用品工業会に対し、供給支援の依頼を行うものとする。

b) 以後の供給については両者の協議により行うが、保管と管理を十分行うために供給量または購入量に過不足が生じないように調整する必要がある。

c) 可能な限り、処方食の使用は最小限に押さえ、一般フードの使用とする。

4) 獣医療ボランティア用用品

別表（様式4-13）の物品を、救護動物治療センター立ち上げと同時に準備する。

- 3 全ての必要資材は、全て調達部門を通して発注すること。
- 4 資材の発注に際しては、各部門毎より資材請求申込書（様式4-14）を提出。
- 5 請求を受けた資材について在庫の有無を確認後、資材発注書により調達担当者が行う（様式4-15）。
- 6 調達担当者は常時在庫帳（様式4-16）により、資材に過不足が生じないように物品を管理する。

〔 死亡小動物 〕

- 1 死亡した小動物は、飼主による引き取りを原則とする。
- 2 やむを得ない事情並びに飼主などが不明な小動物は、センターが所在するまたは近隣の自治体が無償にて引き取りを行い、通常の埋葬処置を施すものとする。
- 3 小動物救援対策本部搬送前並びに搬送直後に死亡が確認された小動物は、収容場所・収容日時などの記録とともに写真撮影を実施しておくこと（様式4-17）。
- 4 小動物救援対策本部収容後、何らかの理由により死亡した小動物について。
 - 1) 直ちに飼主に連絡を取り、死に至った経過などを説明後、飼主の同意の基に病理解剖を行い死因の究明を図るものとする。
 - 2) 飼主不明の場合には、病理解剖の後に検案書を作成し（様式4-18）、上記2項による処置を施す。
 - 3) 病理解剖の実施場所は、獣医系大学または家畜保健衛生所とする。
- 5 小動物救援対策本部収容後小動物が死亡した場合に、飼育管理並びに治療などに重大な過失が認められた場合を除き、小動物救援対策本部並びに担当獣医師は、その責務を負わないものとする。

第5章 飼育者の心得

動物との暮らしを好まないまたは出来ない住民も居ることを、動物の飼主は第一に認識しなければならない。非常災害時に避難生活を余儀なくされる場合に、これらの住民と他の動物飼育者との共同生活が円滑に行くように、動物の本能、習性、疾病などを理解するとともに、平時から動物に最小限のしつけと一般社会生活への協調性を学習させ、合わせて各種伝染病の予防処置と不必要な繁殖の防止策を講じておく必要がある。

災害発生に際しては、必ず動物と共に避難をし、自宅への留置と繋留からの解放はやむを得ない場合以外行わない。このためには平時より、移動用ゲージ、リード、非常携行食並びに飲料水などを準備し、個体識別が可能な工夫（首輪・迷子札・マイクロチップなどで）も施しておくことが必要である。

このマニュアルは災害発生時において飼主と小動物との関係を維持するためにある。そのためには平常時から動物飼育に必要な事項と動物愛護の精神について理解し、終生飼育を基本とする飼主の責任と心構えについて記す。

〔 飼主の心構え 〕

小動物の飼主は次のことに心がける。

- 1) 他の住民の立場を尊重し、快適な生活環境の維持向上を図る。
- 2) 小動物の本能、習性、疾病などを理解し、動物の適正飼育、終生飼育に努める。
- 3) 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、各都道府県条例など動物に関する法律を守ること。
- 4) 災害発生時に小動物と共に避難できるように、移動ケージ、リード、非常餌などを平常時から準備すると共に、個体識別ができるような工夫（首輪・迷子札・マイクロチップなど）を施しておく。
- 5) 災害発生による小動物と離別、捜索の手がかりとして個体の写真を平常時から用意しておくことも望ましい。
- 6) 災害発生時には平常時に好んで食べる餌が十分に供給されない可能性があるため、好き嫌いの無い食生活をおくれるよう管理しておく。
- 7) 疾病を有する小動物においてはその病歴、治療経過を飼主は十分に把握し、出来ればメモを作成しておくことが望ましい（様式5-1）。

〔 飼主の守るべき事項 〕

飼主は次に掲げる事項を守り、小動物を適正に飼わなければならない。

- 1) 基本的な事項
 - a) 小動物は常に清潔に保つと共に、疾病の予防、衛生管理に努める。
 - b) 平常時から十分なしつけを行う。
 - c) 飼育頭数は飼主が十分な管理を行える数にとどめること。
 - d) 万が一の逃亡、不慮の離別から計画のない繁殖を防止するため避妊・去勢手術などの繁殖制限措置を行うこと。
- 2) 他の住民に配慮する事項
 - a) 動物との暮らしを好まない住民もいることを理解し、精神的な苦痛を与えないよう配慮する。
 - b) 散歩時の糞尿などは適切に処理し衛生管理に努める。

- c) 社会通念上の限度を超える鳴き声を発する場合などは、獣医師などの専門家の指導を受け改善させる。

〔 災害発生時 〕

- 1) 飼主は小動物と共に避難することが原則である。
- 2) やむを得ず小動物と共に避難できなかった場合は、個体についての情報、避難時の動物の状況を最寄りの救護動物保護センター、地方行政の動物担当部署、警察などに届ける。
- 3) 小動物を救護動物保護センター、救護動物治療センター、または飼主と離れた別の場所で飼養する必要がある場合は、それぞれの管理者の指導に従う。
- 4) 狂犬病予防注射、その他の伝染病予防注射の証明書など疾病予防管理に関わる書類を避難先に 携行する。
- 5) 災害発生により死亡した小動物は、公衆衛生上放置せず速やかに処理（火葬または埋葬）する事を原則とする。その際の処理計画、処理施設については行政の指導に従うこととする。

〔 飼主の会 〕

災害発生時に避難先となった避難所では、小動物の飼主などが集まり「飼主の会」を設ける。

- 1) 「飼主の会」は、小動物の飼主全員と小動物を飼育していない居住者の代表も含めて構成し、避難所での適正飼育を計るよう運営する。
- 2) 「飼主の会」の活動内容は次の通りとする。
 - a) 会員は小動物の適切な管理に努める。
 - b) 一緒に避難できなかった小動物の情報を収集する。
 - c) 会員以外の居住者にも小動物と避難所暮らしをすることの理解を深める。
 - d) 避難所内、周辺の衛生管理に努める。
 - e) 避難所自治会との連携を保つ。
 - f) 「飼主の会」の規定に反する飼主に適切な指導を行う。
 - g) 自治体、動物救護対策本部、救護動物保護センター、救護動物治療センターとも連絡をとり、小動物の飼養管理の向上に努める。
 - h) 避難所での小動物の飼育に不都合が生じた場合は、協議し善処する。
 - i) 避難所で人獣共通伝染病が発生した場合、また疑わしい病状の動物が出た場合には獣医師、医師と連絡をとり対処する。

〔 介護動物などへの配慮 〕

盲導犬、聴導犬、介助犬などの介護動物とその飼主に対しては、近隣住民や他の小動物の飼主が協力し、災害発生時に優先して避難できるよう配慮する。

自治体にあっては、平時より介護動物を飼育する飼主の住所並びに氏名を把握しておくとともに、それらの動物の介護目的を確認しておくこと。

〔 付記 〕

- 1) ワクチンで予防できる犬の病気
「犬ジステンパー」、「犬伝染性肝炎」、「犬アデノウイルス 2 型感染症」、「犬パラインフルエンザ」、「犬パルボウイルス感染症」、「犬コロナウイルス感染症」、「犬レプトスピラ病」、「狂犬病」
- 2) ワクチンで予防できる猫の病気
「猫ウイルス性鼻気管炎」、「猫カリシウイルス感染症」、「猫汎白血球減少症」、「猫白血病」

3) 小動物に関する人獣共通伝染病

- a) 寄生虫性疾患 「内臓幼虫移行症（犬回虫）」、「エキノコックス症」、「トキソプラズマ症」など
- b) 細菌感染症 「レプトスピラ症」、「カンピロバクター症」、「サルモネラ症」など
- c) 真菌感染症 「皮膚真菌症」など
- d) その他 「狂犬病」、「猫ひっかき病」、「オウム病」など

4) マイクロチップについて

- a) マイクロチップは、ボールペンの先くらいの大きさの I Cチップです。全世界にたった1つの個体識別番号を I Cチップが記憶していて、読み取りには器械（リーダー）を使用してその番号を読み取ります。
- b) 専用の注射器で背中 of 皮下に埋め込みます。
- c) 欧米、オーストラリアなどで普及していて、迷子になったときはもちろん血統の登録などにも有用です。

様式 2-3

窓口・義援金受付け・処理台帳
受付番号

--

お礼（当日処理）： 葉書（記入者氏名）

台帳記入者サイン

受付日	年	月	日	午前	午後	
送り主が	直接持参・郵送（現金書留）			受取人サイン（		）
			金額	:	円	
送金主名（個人・企業・団体）：						
送金主住所電話：						

直接自持者にも礼状葉書を出す。 受付にてこの処理が終了次第経理に引き継ぐこと。
商店や団体で集めて持参する場合もあるので、団体名・代表者名も把握し記載する。

窓口・義援金受付け・処理台帳
受付番号

--

お礼（当日処理）： 葉書（記入者氏名）

台帳記入者サイン

受付日	年	月	日	午前	午後	
送り主が	直接持参・郵送（現金書留）			受取人サイン（		）
			金額	:	円	
送金主名（個人・企業・団体）：						
送金主住所電話：						

直接自持者にも礼状葉書を出す。 受付にてこの処理が終了次第経理に引き継ぐこと。
商店や団体で集めて持参する場合もあるので、団体名・代表者名も把握し記載する。

救援物資・義援金礼状 はがき

<p style="text-align: center;">□</p> <p style="text-align: center;">・・・県・・・市・・・町</p> <p style="text-align: center;">・ ……様</p> <p>・・・動物救護センター 住所・電話を記載</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">募金用振替口座番号を添付</p>	<p>・・・動物救護センター</p> <p>デジカメにて現場写真添付</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>お礼文 救援金・救援物資2種類作成</p> <p>(文例 1)</p>
---	---

文例 (出だしを義援金と救援物資の2種類を用意する)

義援金・・・円

救援物資 を受け取りました。

ご協力ありがとうございます。・・・月・・・日にこの動物救護センターを・・・がオープンさせ、毎日ボランティアの人々が日夜頑張っております。しかし、施設充実の為にはまだまだ義援金が不足している状況です。どうかこれを機会に、小動物救援対策本部の現状をお知り会いの方々にもお話をさせていただき、今後も更なるご支援を宜しくお願いいたします。

皆様からの熱いご支援の気持ちが、私たちボランティアのエネルギーとなり、動物たちに温かい看護が出来ます。

心からお礼申し上げます。

・・・小動物救援対策本部 スタッフ一同

動物の一時保管誓約書

動物の種類	犬・猫・その他（ ）		年齢
呼び名		性別 雄 雌	体格
特記事項			体色
避難場所			
動物台帳NO.			受付票 A B

小動物救援対策本部に次のとおり私の所有する動物の一時保管を依頼します。

- 第1 私は、・・・・・・発生により、公的避難場所での飼育が困難になったことから、自ら所有する上記動物の一時保管を小動物救援対策本部に依頼します。
- 第2 保管期間は、保管開始日から・・・・・・（立ち入り禁止解除日より・・・・日以内）・・までとします。
- 第3 私は、保管を依頼している間に、自ら飼育できる状態にするか、知人などに飼育依頼を行いよう努め、可能になった時は、速やかにその旨を小動物救援対策本部に連絡し、当該動物を引き取るものとします。
- 第4 保管にあたっては、小動物救援対策本部が実施する保管動物の伝染病予防を目的としたワクチン接種、その他の必要検査に同意いたします。
- 第5 一時保管中に発生した疾病、負傷などについては、対策本部での応急処置および高度獣医療行為が必要は場合には、獣医師会会員病院へ搬送することに同意いたします。
- 第6 小動物救援対策本部が保管施設の状況などにより、保管困難な状況が生じたときには、善意での保管申し出者（以下「一時預かりボランティア」という。）に対する動物保管については一任します。
- 第7 保管期間中、小動物救援対策本部および一時預かりボランティアが、やむを得ない事情により、当該動物が死亡、逃亡または負傷したとしてもその責は負わないものとし、損害賠償などは行いません。
- 第8 動物の保管施設への搬入および搬出については、私自らの責任のもとに行います。また、一時預かりボランティアへの動物の搬入および搬出に関わる詳細については、小動物救援対策本部の指示に従います。
- 第9 一時保管依頼期間中は、所有者である私の所在は明確にし、避難場所の変更もしくは居住場所の変更については速やかに小動物救援対策本部にお知らせいたします。

以上のとおり、私の所有である動物の一時保管を依頼いたします。

・・・・・・ 小動物救援対策本部長 殿

平成 年 月 日

氏 名 印

住所（住民票の住所）

電 話

受付票 A

		台帳番号		
収容区別 (保護場所)	<input type="checkbox"/> 飼育者搬入 <input type="checkbox"/> 保護者搬入 <input type="checkbox"/> 行政・対策本部保護搬入			
搬入者氏名				
搬入者住所 (住民登録地)	〒			
連絡先名称				
連絡先住所				
連絡先電話番号				
携帯電話番号				
動物	犬 猫			
種類				
呼び名				
毛色		性別	雄 去勢 避妊 雌	
特徴				

写真貼付

受付票 B

1 現在病気を患っておりますか？ (□イエ □ハイ)

1) 病名または悪い部位

2) 投薬中でしたなら、薬品名をお知らせ下さい

(不明な場合で、投薬された薬をお持ちでしたならお見せ下さい)

3) 今後、何日後に動物病院へ行くことになってますか

おおむね () 日・月後

() 月 () 日頃

2 過去に薬の副作用を経験したことがありますか (□イエ □ハイ)

何の薬だったか判らない

抗生物質 ワクチン 心臓関係の薬 泌尿器の薬

消化器の薬 肝臓の薬 皮膚病の薬 神経系の薬

その他 ()

3 アレルギーをおこしたことがありますか (□イエ □ハイ)

医薬品 (名称:)

餌 (品名:)

その他 ()

4 次の疾患の既往歴がありますか (□イエ □ハイ)

心臓疾患 肝臓疾患 腎臓疾患 尿路疾患

骨・運動器疾患 () 皮膚病

伝染病 () () 歳頃

5 以下の予防処置をしていますか (□イエ □ハイ)

犬用ワクチン=最終接種日 (年 月) 頃

狂犬病予防注射=最終接種日 (年 月) 頃

フィラリア予防=最終投薬日 (年 月) 頃

猫用ワクチン=最終接種日 (年 月) 頃

犬の登録

6 食餌は何を与えておりますか

ドライフード 缶詰 セミウエットタイプ

処方食 ()

調理食 ()

7 その他飼育上の問題点はありますか

所有権放棄届

平成 年 月 日

.....小動物救援対策本部長 様

届出者 住所

電話

氏名

印

下記の動物の所有権を放棄し、無条件/無償にて.....動物救護センターに譲渡いたします。この動物の取り扱いには、すべて貴動物救護センターにお任せし、いかなることについても今後一切の要求をしないことを申し添えます。

記

動物の種類 犬・猫・その他 ()

呼び名 性別 雄 雌

年齢

体格

体色

特記事項

避難場所

動物台帳 NO.	
-------------	--

狂犬病予防注射実施日 月 日

注票番号

鑑札番号

平成 年 月 日

・・・・・・・・警察署長様

・・・・小動物救援対策本部

・・・・市・・・・町・・・・条・・・・丁目

TEL

・・・・救護動物保護センター

・・・・市・・・・町・・・・番地

TEL

本部長

逸走家畜（犬猫など）の取得届についての上申書

私どもは、動物の愛護と福祉の精神をもって、愛玩動物の保護を目的とするボランティア団体「・・・・・・・・小動物救援対策本部」の代表者ですが、この度有珠山噴火の災害発生により、所有者が不明になるなど、遺失物法上の「逸走の家畜」になったと思われる犬・猫を保護（拾得）し、・・・・・・・・動物救護センター（平成 年 月 日より収容開始現在に至る）にて飼養しながら、順次本来の所有者に返還してきました。

しかしながら、被災後3ヶ月を経過した現在でも、・・・・・・・・動物救護センターで犬・・・頭・猫・・・頭の所有者が判明せず、また法律上の扱いも不安定ですので、遺失物法に基づく拾得届を、別表のとおり提出いたします。

なお、届出以後も当・・・・・・・・動物救護センターにおいて責任をもって飼養し、所有者が判明し返還願いがあつた場合は、飼養（保護）に要した一切の請求することなく返還いたします。

被災動物の新しい飼育希望者があつた場合、当センターの責任において分譲したのち、6ヶ月以内に所有者が現れた場合はすみやかに返還いたします。

逸走家畜（犬猫など）の保護管理一覧表

平成 年 月 日

(所轄警察署提出用)

認識番号		愛称		種類	犬猫	品種	
雌雄	雄雌	体格		体色		推定年齢	
保護収容日	平成 年 月 日						
保護場所							
保護者氏名							
保護者所属 連絡先	(所属は愛護団体・市町村役場・当センターなど)						

認識番号		愛称		種類	犬猫	品種	
雌雄	雄雌	体格		体色		推定年齢	
保護収容日	平成 年 月 日						
保護場所							
保護者氏名							
保護者所属 連絡先	(所属は愛護団体・市町村役場・当センターなど)						

認識番号		愛称		種類	犬猫	品種	
雌雄	雄雌	体格		体色		推定年齢	
保護収容日	平成 年 月 日						
保護場所							
保護者氏名							
保護者所属 連絡先	(所属は愛護団体・市町村役場・当センターなど)						

(新しい飼主用)

誓 約 書

平成 年 月 日

..... 獣医師会
 小動物救援対策本部長 様

住所

電話

名前

印

私は、下記の動物を 小動物救援対策本部より譲り受け、家族の一員として終生飼うこと、また、下記の事項を守り、他人に迷惑をかけないで飼育することを誓います。

狂犬病予防法を守り、犬には、生涯に1度の登録と、毎年の予防注射を必ず行います。

動物の習性を理解し、動物の健康保持に努め、疾病などを患った場合には私の責任において処置します。

譲渡を受けた動物の元の飼主が判明し、返還などを求められた場合は、私の名前を知らせることに同意するとともに私の責任において対処いたします。

動物の種類	犬・猫・その他 ()	年齢
呼 び 名	性 別 雄 雌	体格
特 記 事 項		体色

新しい飼主希望の方へ

本日は遠方からお越しいただき有り難うございます。
以下の注意事項を読んで、納得した上で投票をお願いします。

- 1 本日中にお引き取りをしてください。
- 2 本日新しい飼主になった段階で、家族の一員となりますので、今後体調が悪くなったときには近くの動物病院で受診させてあげてください。なお、治療費、その他予防注射などの費用は各自の負担となります。
- 3 成犬は狂犬病予防注射をしてありますので、地元へ帰ったら各市町村役場にて登録をしていただきます。それまでに家族で名前を決めて下さい。
子犬は 月 日以降に、近くの動物病院で狂犬病予防注射をしてから、登録をしてください。
- 4 今後、北海道獣医師会での追跡調査、またはアンケート調査をする場合には必ず協力してください。
- 5 新しい飼主に決まった方の住所は、愛護団体や個人には絶対知らせませんが、もしも、報道関係者からの取材の依頼があったときに、住所を教えるかを新しい飼主に決定した時点で受付に、申し出てください。

<抽選までの流れ>

受付にて登録（整理券を受け取る） → 投票用紙を受け取る → パドック内で面談

→ 1頭だけ決める → 投票 → 抽選

（4時締め切り）

- *受付終了後、パドック内に入り犬を見てください（パドックに入る前に消毒槽で靴底を消毒してから入ってください）。
- *（ご自宅で飼われている犬を連れてきた方へ）犬を連れてパドックにはいることは出来ません。
- *パドック内には各犬担当スタッフがいますので、犬の性格、食事などを質問した上で一頭決めてください。
- *原則として犬にはさわれません。
- *投票の際には各犬の名前の箱に抽選用紙を一家族1枚入れてください。
- *投票は午後4時までをお願いします。午後4時から抽選会を始めますので、投票した方は必ず参加してください。
- *今回、子犬を含めて 頭の犬を新しい飼主に出しますが、1回目の抽選会で新しい飼主が決まらなかった場合には2回目の抽選会を行います。

飼育実態調査票

- 1 これは、災害発生後、避難場所で生活している人に聞き取り調査をを行い、各町内の飼育実態をつかむ為に行う
- 2 住宅地図に落とし込み把握

月 日

避難場所名

対象者氏名

住所

同住所内で動物を飼育している人の名前

住所は枝番まで聴取

飼育していた動物

飼主と一緒に避難しているかどうか

対象者氏名

住所

同住所内で動物を飼育している人の名前

住所は枝番まで聴取

飼育していた動物

飼主と一緒に避難しているかどうか

様式 2-16

ボランティア希望者への対応

受付マニュアル

電話があったら下記のように聞いて下さい

ここは、・・・小動物救援対策本部です。被災にあった動物たちの保護救済・お預かり・治療を行う施設です。

ボランティアの方は動物の世話やこの施設内を運営していくのに必要で募集しています。また、時には避難場所に行って被災者の動物の諸々の相談を受けることもあります。

学生さん、社会人の方、また動物関係の団体に入っている方でも、みんなで協調性があればなたでも参加できます。

お名前

お住い

連絡先電話

学生 会社員 主婦 どこかの団体に入っていますか

どんな形で参加しますか

1日のみ 2日間 3日間 4日間 5日間 6日間 7日間

続けて()日間 とびとびでくる

宿泊しますか(今のところセンター内で寝袋でござこ寝です)

朝きて夜帰る ()時来て()時に帰る

ここは、ボランティアですので、交通費も日当も出ません。食事だけはこちらで用意いたします。

「被災した動物のために何かしてあげたい」という方々が集まってがんばっております。

基本的には朝・・・時から夜・・・時位までです(動物の食事時間が8:30と18:00です)。

参加する場合は、動きやすい服装でいらして下さい。また、念のために保険証のコピーを持参下さい。

このセンターの電話は・・・です予定が変わるようなら連絡下さい。

最終結果

ボランティアに 来る 来ない

どんな日程で来るか記入して下さい。

いつからどんな予定か。

受付日 月 日 午前午後 時頃

受信者サイン

様式 2-17

・・・小動物救援対策本部 本部長 ・・・

ボランティアの方々へ

動物救護活動に参加して頂きありがとうございます。

ここの救護センターは種々の団体、企業、個人の方々の協力で運営しております。

運営スタッフは・・・職員と・・・獣医師会とで行っています、決まりを遵守し、それぞれの指示で行動してください。

絶対ケガをしないように、行動して下さい。

お互いに助け合いながら、協力しあいながら仕事して下さい。

無理をせず、体の体調が悪いときは申し出てください。

被災者の人に接するときは、動物救護センターのスタッフとして節度ある対応をして下さい。皆さんはいろいろのお仕事や、いろいろの団体に入っていると思いますが、避難場所に行くときは、動物救護センターのスタッフとして、被災者の人に販売や自分の加入している団体などの勧誘は絶対しないで下さい。

もし、これを守れない方は即刻このセンターから出ていただきます。

「被災動物のために、 みんなで力を合わせて何かしてあげたい」

「元気に明るく、がんばりましょう」

ボランティア個人票

氏名	才	男女	血液型
現住所	生年月日 S H	年 月	日生
	電話		携帯電話

緊急時連絡先

住所

氏名

ボランティアとの続柄

電話

仕事先 (学生は学校名)

仕事先住所

仕事先電話

ボランティア開始日

終了日

ボランティア獣医師の誰かが代表して記入して下さい。

ボランティア誓約書

- 1 本センターの運営方針を理解し、自己流の解釈で業務に従事せず、単独行動を避け、リーダーおよびボランティア獣医師の指示に従うこと。
- 2 一日の作業は、別途定めてある「タイム・スケジュール」並びにミーティング時の申し渡し事項に従うこと。
- 3 施設内の一切の資材・器材に故障が生じたり、自ら損傷させた場合には、速やかにリーダーまたはボランティア獣医師に申告すること。
- 4 飲食・飲酒並びに喫煙は、他の者に迷惑が掛からないように留意し、定められた時間帯と場所でのみ行うこと。
- 5 各自の貴重品については、盗難並びに紛失などの事故が起きないように、自己管理に努めること。尚、各自の貴重品の盗難、紛失並びに損傷などについては、対策本部はそれらに対する責務は持たず、一切弁償・弁済を行わない。
- 6 咬傷事故などに遭わないように、十分動物の取り扱いに注意すること。また、本センター内での咬傷事故や不慮の事故に対してはボランティア保険が適応されるが、その保証額を超えての保証を本センターは行わない。
- 7 センターで知り得た一切のことは、第三者に口外しないこと。
- 8 スタッフ間の融和を保ち、センターの品位を著しく傷つけたり、第三者からの誤解を招く様な言動を絶対にとらないこと。
- 9 他の者との融和を保てず協調性に欠けるボランティアは、センターより退去を求められることもあり得ると認識すること。

私は上記の事項に承諾し、このセンターの規律を守りボランティア活動を行うことを誓います。

年 月 日

住所：

電話番号：

名前： _____ 印

保護者： _____ 印 (対象者が20歳未満の未成年者の場合)

ボランティア受付表

整理番号

--

氏 名	男 女
年 齢	生年月日 年 月 日生 歳 血液型
住 所 ・ 所 属	〒
電 話 番 号 (勤 務 地 など)	
電 話 番 号 (自 宅)	
電 話 番 号 (携 帯 電 話)	
職 業 ・ 学 校 名	

希 望 セ ン タ ー	<input type="checkbox"/> 保 護 ・ 管 理 セ ン タ ー	<input type="checkbox"/> 治 療 セ ン タ ー
-------------	--	--------------------------------------

稼働可能期間

月	日	~	月	日	~	月	日	~	月	日

特記事項 (希望意見など)

<input type="checkbox"/> 動物病院勤務経験有り	<input type="checkbox"/> ペット・ショップ勤務経験有り	<input type="checkbox"/> 動物関係の職歴有り
<input type="checkbox"/> 簡単なパソコン操作可能	<input type="checkbox"/> 経理事務経験有り	

動物救護関連ボランティアの経験	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り()
-----------------	--

連絡事項:

ボランティア出勤参加簿 (年 月 日 p.) () ボランティア獣医師 () 獣医師以外

ボランティアに参加する方は毎日必ず記入して下さい。初回は必ず全て記入(郵便番号も)して下さい。
 宿泊して何日か参加される場合や2度目以降の方は氏名だけ記入して下さい。

番号	氏名	連絡先住所	電話番号	所属団体名	備考
		〒			
		〒			
		〒			
		〒			
		〒			
		〒			
		〒			
		〒			
		〒			
		〒			

ミーティング記録簿

開催部門： () 保護センター部門 () 治療センター部門

開催日時： 年 月 日 朝 夜 (どちらかに○) 天候 _____

ボランティア参加人数		
ボ ラ ン テ ィ ア		人
ボ ラ ン テ ィ ア 獣 医 師		人
獣 医 師 補 助 要 員		人

宿泊者数	
	人
	人
	人

現在収容動物数		新規収容	引き取り
犬	頭	頭	頭
猫	頭	頭	頭
その他	頭・羽	頭・羽	頭・羽

協議事項：
問題点：

連絡事項：

ボランティア日程表

起床	7:30
朝食	8:00
朝ミーティング	8:30
午前の仕事	9:00
昼食・休憩	12:00~13:00
午後の仕事	14:00
午後ミーティング	17:00
消灯	12:00

協力支援への登録ご依頼

〇〇動物病院
院長 XXXX様

(社) YYY獣医師会
会長 ○○○○

(冒頭挨拶文)

本会では、非常災害発生時に被災者の飼育する小動物救済を目的に、災害時救護動物治療センターを開設することと致しておりますが、事前にご支援頂ける内容につきまして、ご登録頂くことにより各種業務が遅滞なく運用可能と思われまますので、誠に勝手ながら別紙登録事項の中で、貴殿としてご支援頂けます事項がありましたなら、お知らせ下さいますとともに、ご登録下さいますようお願い申し上げます。

非常災害が仮に発生した場合、上記に関わる連絡は緊急を要しますので、ファックス並びにインターネットなどによる連絡が可能でしたなら、ファックス番号と電子メール欄の記載をお忘れ無くお願い致します。

尚、登録事項の実施（実行）に際しましては、ボランティア精神に則り、原則として全てを無償にてご提供頂くこととなりますことを、前もってご理解願います。

今後、諸般のご事情でご登録内容に変更が生じた場合には、ご面倒でも変更事項につきまして遅滞無くお知らせ下さいますように、重ねてお願い申し上げます。

協力支援のご依頼

〇〇動物病院
院長 XXXX様

(社) YYY獣医師会
会長 ○○○○

住所：
電話：
ファックス：
E-mail：

(時候の挨拶文)

本会では、この度の(XX)地区の(YY)災害に伴い、被災者の飼育する小動物救済を目的に、災害時救護動物治療センターを開設致しました。

つきましては、従前よりご登録頂いておりました下記事項につきまして、ご協力ご支援下さいますように宜しくお願い申し上げます。

記

支援要望事項

- () ボランティア獣医師派遣 名
- () 獣医療ボランティア派遣 名
- () 別紙記載資材提供
- () 後方支援病院(治療のみ)
貴地区の()動物病院にて診療支援
- () 後方支援病院(治療・入院を含む)
- () 被災健常小動物収容
 - 犬 頭程度
 - 猫 頭程度
 - 兔 羽程度
 - 小鳥 羽程度

災害時救護動物治療センターへの登録

(社) YYY 獣医師会
会長 ○○○○ 様

当院では、下記項目の事前登録を致します。

氏 名			
病 院 名			
住 所	〒		
電 話 番 号		ファックス番号	
電子メール			

※ ご登録可能な項目の () に、チェックとご記入をお願い致します。

人的支援

() : 特段のことが無い限り、当院より () 名のボランティア獣医師を派遣可能です。

() : センター業務に従事するボランティアとして、当院よりスタッフ () 名を派遣可能です。

後方支援診療施設としての支援

() : 後方支援診療施設として登録致します。

() : 後方支援診療施設として登録致しますが、入院施設はありません。

薬品提供支援

() : 別紙薬品リストに記載致しました薬品は提供可能です。

器具器材提供支援

() : 別紙器具器材リストに記載致しました器材は提供可能です。

飼育管理器材支援

() : 別紙飼育管理器材リストに記載致しました器材は提供可能です。

健全動物 (一時) 収容施設としての支援

() : 健全動物 (一時) 収容施設として登録致します。

() : 犬 () 頭程度収容可能

() : 猫 () 頭程度収容可能

() : 兎 () 羽程度収容可能

() : 小鳥 () 羽程度収容可能

提供可能薬品リスト

提供可能	薬品名など	提供可能数
ワクチン	犬用5種ワクチン	
	猫用3種ワクチン	
	狂犬病予防注射	
抗生物質	アンピシリン注射薬 1g×10V	
	アンピシリン内服薬 100g	
サルファ剤	ニューキノロン系 (注射薬・内服薬)	
	インターフェロン製剤 (インターキャットなど)	
輸液剤	乳酸化リンゲル液 500ml	
	生理食塩液 250ml	
	20%ブドウ糖液 20ml	
消炎剤	鎮痛解熱剤 (リマダイル・ボルタレン座薬など)	
整腸剤	次硝酸ビスマス剤	
	薬剤耐性乳酸菌製剤	
制吐剤	メトクロプラミド製剤 (注射薬・内服薬)	
	シメチジン製剤 (注射薬・内服薬)	
止血剤	トランサミン製剤 (注射薬・内服薬)	
ビタミン剤	ビタミンB複合剤 (注射薬・内服薬)	
駆虫剤	回虫・鉤虫・鞭虫・コクシジウム・ジアルジア・エキノコッカス・フィラリア・ノミ・ダニ	
	注射用蒸留水 20ml	
消毒剤	ヒビテン液 5% 500ml	
	ピューラック 6% 18L	
	ビルコン	
	外用イソジン液	
	イソプロピルアルコール 500ml	
	アトロピン	
	水溶性デキサメサゾン	

※ ご提供可能な品目をチェックし、ご提供可能数を記載願います。

病院名	
獣医師名	印

提供可能器具器材リスト

提 供 可 能	器 材 名 など	提供可能数
検 査 関 連	血液生化学検査機器	
	血球計算器	
	顕微鏡一式 (カバーガラス・スライドガラス)	
	屈折蛋白計	
	遠心分離器 (低速用・高速用)	
消 毒 器	オートクレーブ	
	乾熱滅菌器	
輸 液 器 材	輸液ポンプ	
	輸液セット	
	輸液延長チューブ	
注 射 針	2 3 G × 1”	
	2 5 G × 5 / 8”	
	1 8 G × 1”	
注 射 器 (ディスプレイザブル)	1ml	
	2.5ml	
	5ml	
	10ml	
	20ml	
輸 液 資 材	翼状針	
	留置針	
	インジェクションプラグ	
外傷など治療資材	サージカルテープ	
	紙テープ	
	カット綿	
	尺角ガーゼ	
	エリザベスカラー	
外傷など治療器機	毛刈り剪刀	
	外科剪刀	
	雑剪刀	
	鼠歯ピンセット	
	無鉤ピンセット	
	金属ゾンデ	
	モスキート	
	体温計 (電子式・ガラス)	
	体重計	
	試験管・遠沈管・ピペット	
	手指消毒用手洗い鉢	
手 術 器 具	小外科手術用具一式 (簡易セット)	
	縫合糸一式	

※ ご提供可能な品目をチェックし、ご提供可能数を記載願います。

病 院 名	
獣医師名	印

提供可能飼育管理器材リスト

提供可能	器 材 名 など	提供可能数
首 輪	猫用・S・M・LL・LLL	
胴 輪	猫用・S・M・LL・LLL	
鎖	猫用・S・M・LL・LLL	
食 器	S・M・LL・LLL	
布 製 品	雑巾	
	バスタオル	
	タオル	
作業関連	作業衣（・スタッフ衣）	
	長靴	
	防水前掛け	
	靴消毒槽	
清掃用品	箒・ちり取り・火挟み・バケツ・スコップ	
	ゴミ袋	
	ビニール袋	
	食器用洗剤	
	住宅用洗剤	
	ティッシュペーパー・トイレトペーパー・ペーパータオル ダストボックス	
計量関連	キッチン計り	
	計量カップ・計量スプーン	
	缶切り	
保定関連	保護・捕獲手袋	
	捕獲用具	
	保定袋	
	口輪	

※ ご提供可能な品目をチェックし、ご提供可能数を記載願います。

病 院 名	
獣医師名	印

救護動物治療センターマニュアル

〔 小動物の区分並びに収容 〕

- 1 受付到着と同時に、健常動物と疾病動物またはその恐れのある動物を区分する。
- 2 健常動物と判断された小動物は、保護センターに引き継ぐ。
- 3 疾病動物またはその恐れがあると判断した小動物は、飼主（または、搬送者）よりの問診、聴取、視診、聴診と触診などにより、下記の通り区分する（Triage）。
 - 第1群 即治療群（赤ラベル）：最優先で処置が必要な重症患者
 - 第2群 遅延治療群（黄ラベル）：第1群に続いて処置が必要な患者
 - 第3群 軽・待機治療群（緑ラベル）：第1群、2群の後でも生命に関係ない患者
 - 第4群 死亡動物（黒ラベル）：搬送時死亡動物
 - 第5群 伝染病に罹患または疑いのある患者（白ラベル）
- 4 第1群、第2群並びに第3群は、治療センター病舎に収容。
- 5 第5群は、治療センター隔離病舎へ収容。
- 6 第4群は、死体安置室へ搬送。
- 7 緊急救護（蘇生）術が必要な小動物は、上記の区分課程を省略し、直ちに救命処置を施す。

〔 救護動物治療センターでの治療 〕

- 1 上記Triageに従い、順位を付け治療などに当たる。
- 2 後方支援診療施設の有無に関わらず、第一次診療・治療を行う。
- 3 第一次診療・治療終了後、病状などにより判断し以下の決定を下す。
 - 1) 救護動物治療センターでの治療の要否
 - 2) 後方支援獣医療施設への転送の要否および転送順位
 - 3) 後方支援獣医療施設への転送に際しては、可能な限り飼主の了承を得た後に行うのを原則とするが、やむを得ない場合には対策本部長の判断で行い、飼主には事後報告をする。
- 4 救護動物治療センターでの治療と決定した小動物は、治療を継続し治癒したと認められた段階で、飼主に引き取りを依頼または保護センターへ収容する。

尚、救護動物治療センター閉鎖後も治療が必要と判断された場合には、近隣の動物病院などの紹介とカルテの写しを添付するものとする。
- 5 本来ならば後方支援獣医療施設での治療が適切な小動物を、何かの事情により搬送不可能と判断された場合には、搬送可能となるまでは救護動物治療センターで治療を継続する。
- 6 上記小動物で手術、特殊療法と検査が必要な場合には、後方支援獣医療施設より獣医師の派遣並びに必要な器材の搬送を行い、救護動物治療センターで実施するものとする。

〔 後方支援獣医療施設での治療 〕

- 1 単一後方支援獣医療施設での治療などが困難な場合、近隣の後方支援獣医療施設より獣医師の派遣要請と必要器材の調達を行うものとする。
- 2 後方支援獣医療施設で治癒と判断された場合、対策本部経由で飼主に引き取りを依頼または保護センターへ収容する。
- 3 何らかの事情により、後方支援獣医療施設での治療などの継続が困難となった場合には、速や

かに救護動物治療センターへ搬送し治療などを継続するものとする。

- 4 後方支援獣医療施設は、逐次治療並びに病状経過を救護動物治療センターへ報告するとともに、飼主の病状問い合わせと面会を受け入れるものとする。

〔 その他 〕

- 1 救護動物治療センターでの治療などは、一般的な動物病院での対応と同じくするのを原則とするが、この場はあくまでも「緊急避難的治療の場」であること理解すること。
- 2 救護動物治療センターで使用する薬品、器具と機材の大半は、善意の提供により調達していることを念頭におくこと。
故に、高価薬並びに特殊資材の使用は、必要最小限に押さえること。
- 3 病状並びに治療経過の情報は、必要に応じ飼主などに提供すること。
 - 1) 面会時間の利用
 - 2) 飼主への来所依頼または電話連絡
- 4 一般的な事故防止対策を費やしても、保定などに困難を生じさせる動物の場合には、獣医療ボランティアを含む第三者並びにボランティア獣医師自身の受傷事故、咬傷事故防止のため、飼育者に説明し了解の基に治療などを中断、回避出来るものとする。
- 5 小動物が死亡した場合には、速やかに飼主に引き取りを要請する。
災害時という特殊事情下なので、あらゆる手段を講じても飼主への連絡が出来ない場合には、当該地自治体に取り扱い並びに死体埋葬を委託する。

治療センター所属獣医療ボランティアマニュアル

- 1 来所と同時に、事務所で所定の手続きを完了すること。
- 2 作業衣、長靴と名札を必ず着用すること。
 - 1) 作業衣は当日の業務が終了しだい、所定の洗濯用ボックスに入れること。
 - 2) 隔離病棟を退室後、直ちに作業衣を着替えること。
 - 3) 長靴については、他人との共用に問題がある場合には、専用長靴を各自用意すること。
 - 4) イヤリング、ネックレスなどの装身具は、危険防止のため可能な限り装着しないこと。
 - 5) 必ず筆記用具とメモ用紙などを携帯し、メモを取るよう努めること。
- 3 可能な限り単独行動を避け、リーダーおよびボランティア獣医師の指示に従うこと。
 - 1) 1班を5名で構成し、1名はリーダーとします。
 - 2) リーダーの選任は、対策本部で行います。
- 4 全ての消毒を徹底すること。特に、長靴の消毒（踏み込み槽）の励行と厳守。
- 5 動物の逃走は、管理に当たる者の最大の汚点ですから、全ての場所で施錠を厳守し、二重戸の場合は、内外共必ず施錠すること。
- 6 動物収容舎（・病舎）に入る際には、必ずノックまたは声掛けをし、返事が来てから入室すること。
- 7 一日の作業は、別途定めてある「タイム・スケジュール」並びにミーティング時の申し渡し事項に従うこと。
- 8 動物の急変に気がいたら、直ちにボランティア獣医師を呼ぶとともに、側に居るボランティアと対応処置を取ること。
- 9 不明なこと、疑問点などについては、その都度、遠慮無くリーダー並びにボランティア獣医師に問い合わせをすること。
- 10 自己流の解釈で業務に従事しないこと。
- 11 糞尿、吐物と異物を認めたなら、速やかに清掃すること。

但し、この場合これらに異常を認めたら廃棄する前に、ボランティア獣医師またはリーダーの確認を要請すること。
- 12 施設内の一切の資材・器材に故障が生じたり、自ら損傷させた場合には、速やかにリーダーまたはボランティア獣医師に申告すること。
- 13 飼主が面会に来た場合、ボランティア獣医師にその旨を知らせ、ボランティアだけで対応しないこと。
 - 1) ボランティア獣医師が不在の場合には、その旨を飼主に知らせ、待機して貰うこと。
 - 2) 飼主が病舎に入室する場合には、必ず2名のボランティアが案内すること。
 - 3) 病状、経過と予後などの問い合わせには、獣医師が行うのでボランティアは一切行わないこと。
 - 4) 飼主などの面会時に、動物に飲食物を与えないように注意すること。
 - 5) 飼主による散歩などが可能な場合には、所定の手続きを取ること。
- 14 咬傷事故などに遭わないように、十分動物の取り扱いに注意すること。

自分一人で制御または保定などが出来ない場合には、速やかに第三者の助力を求めること。
- 15 ボランティア獣医師またはリーダーの指示内容などについて疑義が生じたり、改善の要がある

と判断された場合には、急を要する場合を除きミーティングの時間帯で発言すること。

- 16 飲食・飲酒並びに喫煙は、他の者に迷惑が掛からないように留意し、定められた時間帯と場所でのみ認めるものとする。
- 17 各自の貴重品については、盗難並びに紛失などの事故が起きないように、自己管理に努めること。
尚、各自の貴重品の盗難、紛失並びに損傷などについては、対策本部はそれらに対する責務は持たず、一切弁償・弁済を行わない。
- 18 センターで知り得た一切のことは、第三者に口外しないこと。
- 19 スタッフ間の融和を保ち、センターの品位を著しく傷つけたり、第三者からの誤解を招く様な言動を絶対にとらないこと。
- 20 他の者との融和が保てず協調性に欠けるボランティアは、センターより退去を求められることもあり得ると認識すること。

ここの動物は身も心も病んでおります

あなたの 優しい一声が 健康への薬です

様式 4-6

診 療 カ ル テ

	台帳 番号	
飼主氏名		
住所		
連絡先電話番号		
携帯電話番号		

畜種	犬 猫	種類	
性別	雄 去 避 雌	年齢	
毛色		体重	Kg
特徴		呼び名	

注意事項	
------	--

稟告：

初診日： 年 月 日 午前・後 時

初診時所見： T. P. A.
治療：
担当ボランティア獣医師名：

様式 4-7

月	日	現症並びに所見	治 療	指示事項	担当

ボランティア獣医師の仕事内容

- 1 センターに預けられる小動物の受付時の問診並びに簡単な診察
様式15記載内容の確認と簡単な診察を実施
- 2 ワクチン接種
発病中または疾病の疑いの認められない犬と猫は、全てワクチン接種実施
- 3 収容舎の振り分け
 - 1) 健常小動物は、一般収容舎に収容を指示
 - 2) 発病中または疾病の疑いのある小動物は、病畜舎へ収容を指示
 - 3) 伝染病またはその疑いのある小動物は、隔離病舎へ収容を指示
 - 4) 室温管理などの要がある室内飼育小動物並びに高齢小動物は、特別収容舎収容を指示
- 4 救護動物治療センターの疾病動物の治療
- 5 救護動物保護センター預かり小動物の管理指導および診察治療
 - 1) 日々定期的に、救護動物保護センターの見回り
 - 2) 担当ボランティアより健康状況の聴取
以上などにより、健康状況が悪い小動物については、速やかに診察並びに治療
- 6 ボランティアへの指導
動物の扱い並びに飼育管理などについて、必要があれば指導をする
- 7 診察・治療内容は、必ずカルテに記載すること
- 8 必要事項は、必ず引継を行うこと

救護動物治療センターは、救護動物保護センターと話し合いの基に「ボランティア獣医師タイムスケジュール」を作成するものとする（状況に応じ、変更を可とする）。

ボランティア獣医師への注意事項

- 1 来所と同時に、事務所で所定の手続きを完了すること。
- 2 白衣、長靴と名札を必ず着用すること。
 - 1) 白衣は当日の業務が終了しだい、所定の洗濯用ボックスに入れること。
 - 2) 隔離病棟を退室後、直ちに白衣を着替えて下さい。
 - 3) 長靴については、他人との共用に問題がある場合には、専用長靴を各自で用意すること。
- 3 可能な限り単独行動を避け、班長の指示に従うこと。
- 4 全ての消毒を徹底し、特に、長靴の消毒（踏み込み漕による）の励行と厳守。
- 5 全ての場所で施錠を厳守して下さい。二重戸の場合は、内外共施錠して下さい。
- 6 動物収容舎（・病舎）に入る際には、必ずノックまたは声掛けをし、返事が来てから入室すること。
- 7 ボランティアへの指示内容などについて疑義が生じたり、改善の要があると判断された場合には、各自がバラバラに行くと、混乱を生じるので、急を要する場合を除き、ボランティアへ直接行わず、班長を通して行うこと。
- 8 治療内容並びに飼育管理内容に疑義が生じた場合には、班長並びに他のボランティア獣医師と協議を行うこと。
- 9 カルテの記載を厳守すること。
- 10 引継事項は口頭で行わず、可能な限り「引継簿」に記載願います。
口頭による引継事項は、複数のボランティア獣医師の立ち会いの基で行って下さい。
- 11 資材の不足が生じたり、新たに必要な資材がある場合には、必ず班長に申し出ること。
班長は、資材調達係と検討・協議をすること。
ボランティア獣医師個人での調達（有償、無償に関わらず）は、絶対に行わないこと。
- 12 センターの品位を著しく傷つけたり、第三者から誤解を招く様な言動を絶対にとらないこと。
他の者との協調性に欠けるボランティア獣医師は、センターより退去を求める場合も有り得る。

災害時救護動物治療センター必要薬品リスト

区 分	品 名	数 量
ワクチン	犬用5種ワクチン	
	猫用3種ワクチン	
	狂犬病予防注射	
抗生物質	アンピシリン注射薬 1g×10V	
	アンピシリン内服薬 100g	
サルファ剤	ニューキノロン系 (注射薬・内服薬)	
	インターフェロン製剤 (インターキャットなど)	
輸液剤	乳酸化リンゲル液 500ml	
	生理食塩液 250ml	
	20%ブドウ糖液 20ml	
消炎剤	鎮痛解熱剤 (リマダイル・ボルタレン座薬など)	
整腸剤	次硝酸ビスマス剤	
	薬剤耐性乳酸菌製剤	
制吐剤	メトクロプラミド製剤 (注射薬・内服薬)	
	シメチジン製剤 (注射薬・内服薬)	
止血剤	トランサミン製剤 (注射薬・内服薬)	
ビタミン剤	ビタミンB複合剤 (注射薬・内服薬)	
駆虫剤	回虫・鉤虫・鞭虫・コクシジウム・ジアルジア・エキノコッカス・フィラリア・ノミ・ダニ	
	注射用蒸留水 20ml	
消毒剤	ヒビテン液 5% 500ml	
	ピューラック 6% 18L	
	ビルコン	
	外用イソジン液	
	イソプロピルアルコール 500ml	
麻酔薬		
鎮静剤		
麻酔拮抗剤		
	アトロピン	
	水溶性デキサメサゾン	
強心剤		

災害時救護動物治療センター必要器具器材リスト

区 分	品 名	数 量
検査関連	血液生化学検査機器	
	血球計算器	
	顕微鏡一式 (カバーガラス・スライドグラスを含む)	
	屈折蛋白計	
	遠心分離器 (低速用・高速用)	
消毒器	オートクレーブ	
	乾熱滅菌器	
輸液器材	輸液ポンプ	
	輸液セット	
	輸液延長チューブ	
注射針	23G×1”	
	25G×5/8”	
	18G×1”	
注射器 (ディスプレイ ダブル)	1ml	
	2.5ml	
	5ml	
	10ml	
	20ml	
輸液資材	翼状針	
	留置針	
	インジェクションプラグ	
外傷など 治療資材	サージカルテープ	
	紙テープ	
	カット綿	
	尺角ガーゼ	
	エリザベスカラー	
外傷など 治療器機	毛刈り剪刀	
	外科剪刀	
	雑剪刀	
	鼠歯ピンセット	
	無鉤ピンセット	
	金属ゾンデ	
	モスキート	
	体温計 (電子式・ガラス)	
	体重計	
	試験管・遠沈管・ピペット	
	手指消毒用手洗い鉢	
手術器具	小外科手術用具一式 (簡易セット)	
	縫合糸一式	

災害時救護動物治療センター必要飼育管理器材リスト

区 分	品 名	数 量
首 輪	猫用・S・M・LL・LLL	
胴 輪	猫用・S・M・LL・LLL	
鎖	猫用・S・M・LL・LLL	
食 器	S・M・LL・LLL	
布 製 品	雑巾	
	バスタオル	
	タオル	
作 業 関 連	作業衣（・スタッフ衣）	
	長靴	
	防水前掛け	
	靴消毒槽	
清 掃 用 品	箒・ちり取り・火挟み・バケツ・スコップ	
	ゴミ袋	
	ビニール袋	
	食器用洗剤	
	住宅用洗剤	
	ティッシュペーパー・トイレットペーパー・ペーパータオル	
	ダストボックス	
計 量 関 連	キッチン計り	
	計量カップ・計量スプーン	
	缶切り	
保 定 関 連	保護・捕獲手袋	
	捕獲用具	
	保定袋	
	口輪	

様式 4-14

救護動物治療センター資材請求申込書

年 月 日

救護動物治療センター長
様

担当部署
発注者
氏 名

発注者記載欄				担当者記載欄			
品目	規格	包装	数量	発注月日	発注先	納品日	受領者
				月 日		月 日	
				月 日		月 日	
				月 日		月 日	
				月 日		月 日	
				月 日		月 日	
				月 日		月 日	
				月 日		月 日	

災害時動物救護センター資材発注書

年 月 日

発注番号

様

担当部署
発注者
氏名

次の通り、災害時動物救護資材の発注を致します。

供給先

名 称			
所在地			
担当者		連絡先	

発注品品目・数量

品 目	規 格	包装単位	数 量	備 考

(※ 必要に応じ、供給先への略図添付のこと)

動物の種類	犬・ねこ・その他 ()		
年齢	性別	雄・雌	体色
特記事項(犬の場合登録番号)			

神 - No.
三 - No.
動物台帳No.

動物の一時保管契約書

兵庫県南部地震動物救援本部（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次のとおり動物の一時保管契約を締結する。

- 第1条 乙は兵庫県南部地震の発生により被災し、一時的に飼育が困難となった自らが所有する動物の一時保管を甲に委託するものとし、甲はこれを受託するものとする。
- 第2条 契約期間は、契約締結日から1カ月間（平成 年 月 日）とする。
- 2 乙が次条第1項の努力を行ったにも拘わらず、引き続き甲が保管依頼せざるを得なくなったときは、乙の申し出により、甲、乙協議の上、契約満了日から1カ月を越えない範囲内で契約期間を延長することができるものとする。
- 3 契約期間の延長を行うこととなったときは、この契約満了日から1週間以内に甲と乙との間で動物の一時保管契約の一部変更契約を締結するものとする。ただし、乙がやむを得ない理由により1週間以内に契約締結ができない旨の申し出があったときは、その期間を延長することができるものとする。
- 第3条 乙は、甲に保管を委託している間に、自ら飼育ができる状態にするか、知人等に保管依頼を行うよう努めるものとする。
- 2 乙は、契約期間中に、自ら飼育できる状態になったとき又は知人等に保管依頼を行えるようになったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、当該動物を引き取るものとする。
- 3 乙は、契約期間中に、当該動物の所有権を放棄することとなったとき、又は放棄することが予測されることとなったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、甲に対して所有権放棄書を提出するものとする。
- 第4条 契約期間が満了後、乙は1週間以内に動物を引き取らなければならないものとする。ただし、乙がやむを得ない理由により1週間以内に引き取りができない旨の申し出があったときは、甲、乙協議の上、その期間を延長することができるものとする。
- 第5条 契約期間が満了後、乙が前条の手続きをとることなく1カ月が経過したときは、乙が動物の所有権放棄を行ったものとみなし、甲は、当該動物を新たな所有者等に譲渡できるものとする。この場合、乙は、甲が行った行為に対して異議を申し出ないものとする。
- 第6条 保管に関する経費は、甲の負担とするが、保管動物が犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録申請料及び狂犬病予防注射に関する手数料は、乙の負担とする。
- 第7条 甲は、自ら動物の保管を行うものとするが、保管施設の状況等により、自ら保管が困難な場合は、善意で保管を申し出た者（以下「一時里親」という。）に動物の保管依頼を行うことができるものとする。
- 第8条 甲及び一時里親は、契約期間中、保管委託を受けた動物に関して適正な保管を行うものとするが、やむを得ない事情により、当該動物が死亡、逃亡又は負傷したとしてもその責は負わないものとし、乙は損害賠償等を求めないものとする。
- 第9条 契約締結後の動物の保管施設への搬入及び契約満了後の動物の引き取りについては、乙が行うものとする。
- 2 一時里親への動物の搬入、契約満了後の動物の引き取り等に係る細目については、甲、乙の協議により決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 兵庫県南部地震動物救援本部 本部長 鷺尾 勝彦 (印)

乙 住 所

(印)

氏 名 _____ (印)

動物の種類	犬・ねこ・その他 ()		
年齢	性別	雄・雌	体色
特記事項(犬の場合登録番号)			

神 - No
三 - No
動物台帳No.

動物の一時保管契約の一部変更契約書

平成 年 月 日、甲（兵庫県南部地震動物救援本部）と乙（ ）との間に締結した動物の一時保管契約の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

第2条第1項「契約期間は、契約締結日から1カ月間（平成 年 月 日）とする。」を「契約期間は、契約締結日から平成 年 月 日までとする。」に改める。

第2条第2項及び第3項を削る。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 兵庫県南部地震動物救援本部
 本部長 鷺尾 勝彦 (印)

乙 住所(住民票の住所) _____

_____ (印)

[現住所] _____

_____ (印)

氏名 _____ (印)

入所 年 月 日
取扱 A B D

神-No.
三-No.
台帳番号No.

所有権放棄届

平成 年 月 日

兵庫県南部地震動物救援本部長 様

届出者 住 所 (〒)
..... (☎)
氏 名 (印)

下記の動物の所有権を放棄し、無条件・無償にて貴本部に譲渡いたします。
この動物の取り扱いについては、すべて貴本部にお任せし、いかなることにも今後一切の要求を
しないことを申し添えます。

記

犬 種類 (雑種) 名前 () 年齢 (歳・若・中・老)
毛色 (茶・白・黒・薄茶・斑・ベージュ)
性別 (♂・♀・手術済・未手術)
特記事項 ()

猫 種類 (日本猫) 名前 () 年齢 (歳・若・中・老)
毛色 (トラ・キジ・ゾウキン・クロ・シロ・三毛)
性別 (♂・♀・手術済・未手術)
特記事項 ()

その他 種類 () 性別 (♂・♀・不明)

()種ワクチン接種(未接種 接種 [月 日])不妊手術(月 日)(未実施)
フィラリア (未処置 投薬日 [月 日])

狂犬病予防注射実施日 (月 日) 狂犬病予防法登録番号 ()

平成 年 月 日

警察署長 様

届出者 住 所 神戸市中央区中山手通7丁目28-33県立産業会館内
(☎078-362-5583~4)
組織名 兵庫県南部地震動物救援本部
氏 名 本部長 鷲尾勝彦 ㊟

逸走の家畜（犬、ねこ等）の取得届についての上申書

私は、動物愛護の精神をもって、犬・ねこ等の愛玩動物の保護を目的とするボランティア団体「兵庫県南部地震動物救援本部」の代表者ですが、この度の兵庫県南部地震の発生により、所有者が不明になるなど、遺失物法上の逸走の家畜になったと思われる犬、ねこ等を保護（拾得）し、

- 1 神戸動物救護センター（神戸北署管内）
- 2 三田動物救護センター（三田署管内）

の2カ所で飼養しながら、順次本来の所有者に返還してきました。

しかし、震災後1カ月が経過した現在でも

神戸動物救護センターで犬 頭、ねこ 匹、その他の動物 匹、
三田動物救護センターで犬 頭、ねこ 匹、その他の動物 匹、

の所有者が判明せず、また法律上の扱いも不安定ですので、遺失物法に基づく拾得届を別表のとおり提出致します。

なお、届出以後も当神戸又は三田動物救護センターにおいて責任をもって飼養し、所有者から返還願いがあった場合は、飼養（保護）に要した経費等一切の請求することなく返還いたします。

〔別表〕

平成 年 月 日
 組織名 兵庫県南部地震動物救援本部
 保護場所 動物救護センター

保護している遺失物法上の「逸走の家畜」と思われる犬、ねこ等一覧表

区分	番号	種別	性別	色	推定年齢 (体重)	首輪等 の特徴	保護日時	保護場所	備考
犬	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	計								
ねこ	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	計								
その他の動物	1								
	2								
	計								

上記の届出事項のすべてを確認したことを証明します。

平成 年 月 日

所属 _____

氏名 _____ (印)

入所 年 月 日

取扱 A B D

台帳番号 _____

誓約書 (飼い主引取り)

兵庫県南部地震動物救援本部

神戸動物救護センター 御中

平成 年 月 日

住所 _____ TEL _____

氏名 _____ (印)

私は、下記の動物を兵庫県南部地震動物救援本部・神戸動物救護センターより引取り、再び家族の一員として迎え、担当獣医師の不妊手術や治療等に関する指示に従い、生涯末永く飼育することを約束します。

しかし、やむをえず飼育が困難な場合は、貴センターまたは担当者に返還いたします。

記

犬

種類 (雑種) 名前 () 年齢 (歳・若・中・老)
毛色 (茶・白・黒・薄茶・斑・ベージュ)
性別 (♂・♀・手術済・未手術)
特記事項 ()

猫

種類 (日本猫) 名前 () 年齢 (歳・若・中・老)
毛色 (トラ・キジ・ゾウキン・クロ・シロ・三毛)
性別 (♂・♀・手術済・未手術)
特記事項 ()

その他

種類 () 性別 (♂・♀・不明)

※1) 放し飼いをしない。2) 月に不妊手術を受ける。3) 月中に狂犬病予防注射と登録を受ける。

() 種ワクチン接種 (未接種 接種 [月 日]) 不妊手術 (月 日)

フィラリア (未処置 投薬日 [月 日])

※不妊手術済証と狂犬病予防注射済証の写しを下記まで郵送してください。

651-11

神戸市北区山田町下谷上中一里山 神戸市動物管理センター内
神戸動物救護センター迄

狂犬病予防注射実施日 (月 日) 狂犬病予防法登録番号 ()

登録料 ¥ _____ 注射料 ¥ _____

入所 年 月 日
取扱 A B D

台帳番号 _____

誓約書(里親)

兵庫県南部地震動物救援本部
神戸動物救護センター 御中

平成 年 月 日

住所 _____ TEL _____

氏名 _____ (印)

私は、下記の動物を兵庫県南部地震動物救援本部・神戸動物救護センターより譲り受け、家族の一員として迎え、飼育方法や不妊手術等に関して担当者の指示に従い、生涯末永く飼育することを約束します。

しかし、やむをえず飼育が困難な場合は、貴センターまたは担当者に返還します。

また、貴センター又は担当者が返還を要求したときは速やかに返還すると共に、一切の経費の請求はいたしません。

記

犬

種類(雑種) 名前() 年齢(歳・若・中・老)
毛色(茶・白・黒・薄茶・斑・ベージュ)
性別(♂・♀・手術済・未手術)
特記事項()

猫

種類(日本猫) 名前() 年齢(歳・若・中・老)
毛色(トラ・キジ・ゾウキン・クロ・シロ・三毛)
性別(♂・♀・手術済・未手術)
特記事項()

その他

種類() 性別(♂・♀・不明)

※1) 放し飼いをしない。2) 月に不妊手術を受ける。3) 月中に狂犬病予防注射と登録を受ける。

() 種ワクチン接種(未接種 接種〔 月 日〕) 不妊手術(月 日)
フィラリア(未処置 投薬日〔 月 日〕)

※不妊手術済証と狂犬病予防注射済証の写しを下記まで郵送してください。

651-11

神戸市北区山田町下谷上中一里山 神戸市動物管理センター内
神戸動物救護センター迄

狂犬病予防注射実施日(月 日) 狂犬病予防法登録番号()

登録料 ¥ _____ 注射料 ¥ _____

救護保護台帳（犬・猫・その他〔 〕）台帳番号

依頼種類 A 迷子 B 一時預かり C 里親 D 放棄 依頼年月日 H 7 年 月 日

依頼の条件

A 迷子（拾得者権利放棄〔有・無（一時預かり期間 月 日まで 引取予定日 月 日））			
B 一時預かり予定期間	日間	依頼種類変更	月 日（ ⇄ ）

依頼者が必ず記入すること 飼い主との続柄（ ）

依頼者氏名		電話	（ ）
罹災時住所		現住所	

BCD飼主

飼主氏名		電話	（ ）
罹災時住所		現住所	
<input type="checkbox"/> 依頼病院及び <input type="checkbox"/> 主治医（住所 市 病院名 電話 ）			

収容時の状況

種類		性別	雄 雌	体格		毛色		年齢	（ ） 歳	仔若中老	
首輪蚤取り	無有（色 ）	呼び名		鑑札・注票番号	H	年鑑番号		注番号		咬癖	有無
食事の習慣		ワクチン接種		不妊手術の有無		有 無					
不妊手術の希望		手術希望依頼日	月 日								

収容時の外傷及び疾病

外傷及び疾病	有 無	治療処置	有 無
外傷及び疾病名	治療処置の概要		

収容後のワクチン接種 不妊手術 収容後は赤ボールペンで記入

狂犬病予防注射	月 日	ジステンパー等	月 日
不妊手術実施日	月 日	不妊手術実施者	

結 果

ア	保護継続
イ	死亡 年 月 日
ウ	入院（ ）その他（ ）
エ	飼い主へ
オ	返還 返還月日 月 日 番号 飼主氏名 電話 住所
カ	里親 里親月日 月 日 番号 里親氏名 電話 住所

写真

罹災証明書の確認
 身分証明書の確認

動物移動記録

No. : _____ 台帳No. : _____ 不妊手術No. : _____

動物名 : _____ 入所 : _____年 _____月 _____日 取り扱い : A・B・C

種類 : 犬・猫 性別 : ♂ ♀ 年齢 : _____

出所日時 : _____年 _____月 _____日 a m, p m _____ :

獣医氏名 : _____ (印) _____ (印)

病院名 : _____ TEL : _____

移動理由 : 不妊手術・去勢手術・手術実施日 _____年 _____月 _____日

治療 (主な病名又は主症状を記録) _____

帰所日時 : _____年 _____月 _____日 a m, p m _____ :

入院治療報告 通算No. : _____

入院期間 : _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

診断名 : _____

検査内容 : 血液検査・X線検査・ECG・エコー

治療内容 : 内科療法・軽度の外科療法・軽度の外科処置・手術・他

転帰, 情報 : 治癒・軽快・要抜糸・要加療・要観察・

_____ (病院へ転院 (TEL _____) _____)

死亡 (年月日主な原因、病名又は主症状を記録) _____

収容相談台帳

受付月日	月 日	月 日	月 日
	氏名 住所 市 区 電話	氏名 住所 市 区 電話	氏名 住所 市 区 電話
動物の種類	犬・猫・その他	犬・猫・その他	犬・猫・その他
承認・不承認	承認・不承認	承認・不承認	承認・不承認
予定期間	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日
緊急性	なし 普通 あり	なし 普通 あり	なし 普通 あり
ワクチン	有（ 年 月）・無	有（ 年 月）・無	有（ 年 月）・無
フィラリア予防	有・無	有・無	有・無
不妊手術	有・無	有・無	有・無
性格	人に	良	良
		否	否
	動物に	良	良
		否	否
その他疾病			

神戸動物救護センター日計表(1)

年 月 日

		犬	猫	その他	計	延べ頭数
イ. 開所以来の延べ収容頭数						
ウ. 前日現在の収容頭数						
新 し た く 収 容 物	A 所有権不明動物					
	B 一時預かり動物					
	C 所有者放棄動物					
	D 出戻り動物					
	1. 計(A + B + C + D)					
移 っ た で 入 数	E. 病院⇨センター					
	F. 三田⇨センター					
	G. ⇨センター					
	2. 計(E + F + G)					
出 た 動 い っ 物	H. 所有者不明動物					
	I. 一時預かり動物					
	J. 所有者放棄動物					
	3. 計(H + I + J)					
移 た 動 で 出 数	K. センター⇨病院					
	L. センター⇨三田					
	M. センター⇨					
	4. 計(K + L + M)					
開所以来の延べ収容頭数(イ + 1)						
今日現在収容頭数(ロ+1+2-3-4)						

業 務 日 誌

日付 年 月 日

来所者名及び用件
電話受付の内容と対応
来書文書の内容と対応
その他

出勤												
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

センター長	獣医師会	福祉協会	

動物収容施設（室内）温度湿度記録簿

神戸動物救護センター

(月) AM10:00

PM 2:00

温 度 湿 度 温 度 湿 度

1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

本ガイドライン策定に当たり参考にした
災害時動物救護の地域活動マニュアル等

- 1 「大災害時ガイドライン(平成17年度版)」
(社)三重県獣医師会
TEL : 059-226-3215
- 2 「静岡県被災動物救護計画」
(社)静岡県動物保護協会
TEL : 054-251-6036
(社)静岡県獣医師会
TEL : 054-251-6035
- 3 「緊急災害時動物救護ガイドライン(平成13年度版)」
(社)東京都獣医師会
TEL : 03-3475-1701
- 4 「災害時動物救援マニュアル(2006年版)」
練馬区獣医師会
- 5 「緊急災害時における小動物救護マニュアル」
(社)北海道獣医師会
TEL : 011-642-4826
- 6 「大地震の被災動物を救うために」
兵庫県南部地震動物救援本部
- 7 「緊急災害時動物救援マニュアル(基本編)」
(財)日本動物愛護協会
TEL : 03-3409-1821

日本獣医師会小動物臨床部会動物愛護福祉委員会
「災害時動物救護活動地域マニュアル策定のためのガイドライン」検討小委員会報告

災害時動物救護の地域活動マニュアル 策定のガイドライン

平成19年8月作成

編集・発行 社団法人 日本獣医師会

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビルディング西館23階

TEL：03-3475-1601 FAX：03-3475-1604

〔日本獣医師会ホームページURL：<http://nichiju.lin.go.jp>〕